

平成23年度

(独)農畜産業振興機構
畜産業振興事業

平成23年度 肉用牛導入保証支援事業
(健全な家畜取引推進のための啓発普及)

家畜市場における家畜衛生対策の 現状と改善方向

平成24年 3 月

社団法人 日本家畜商協会

はじめに

社団法人日本家畜商協会は、独立行政法人農畜産業振興機構が肉用牛経営の安定を図るために実施している補助事業に取り組み、特に、家畜市場等における家畜流通の合理化、適正化の推進に資するための事業を実施してきたところです。

本年度においては、肉用牛経営安定対策補完事業のうち、「肉用牛導入保証支援事業」の中で「健全な家畜取引推進のための啓発普及」の事業に取り組むこととしました。この事業では、平成22年の宮崎県下における口蹄疫の発生を踏まえて、健康な家畜の取引を推進するために、家畜商及び家畜市場に対し、家畜衛生対策の重要性を啓発するための資料の作成等について検討を行いました。

資料の作成に当たっては、学識経験者等で構成する事業検討委員会において、家畜市場の現地調査等を踏まえて問題点、改善方向等の検討を行っていただいたところです。

この報告書は、家畜市場における家畜衛生対策の重要性、問題点、改善方向等を述べたものであり、家畜市場はもとより、家畜市場を利用する家畜商においてもご利用していただくとともに、家畜商は、家畜市場が実施する家畜衛生対策を理解し、消毒等を励行していただければ幸いです。

終わりに、パンフレット、報告書の作成に対し特段のご協力をいただいた事業検討委員会委員の方々をはじめ、現地調査を受け入れていただいた家畜市場、アンケートにご協力をいただいた家畜商、家畜市場関係者並びに、ご指導、ご支援を賜りました農林水産省、独立行政法人農畜産業振興機構に対して感謝申し上げます。

平成24年 3月

社団法人 日本家畜商協会
会 長 高 橋 勝

平成23年度 家畜市場における家畜衛生対策の 現状と改善方向

はじめに

目 次

第1	家畜市場における家畜衛生対策の重要性	1
1	特定家畜伝染病, 口蹄疫の概要	1
2	家畜商は口蹄疫等まん延防止の主役である: 家畜の感染症の成立要因	7
3	外国の事例から学ぶ家畜の流通と口蹄疫のまん延の関係	11
4	アジアにおける口蹄疫等の越境性動物疾病発生の背景	13
第2	家畜市場における家畜衛生対策の現状と問題点	14
1	家畜市場利用者の利用状況	14
(1)	調査の方法	14
(2)	調査の場所	14
(3)	調査結果の概要	14
2	家畜市場の家畜衛生対策実施状況	28
(1)	調査の方法	28
(2)	調査結果の概要	28
3	家畜市場の現地調査	44
(1)	調査の方法	44
(2)	調査結果の概要	44
4	家畜衛生対策に係る家畜市場の問題点	48
第3	家畜市場における改善方向	50
1	最新情報の把握措置	50
2	家畜市場への病原体の持ち込み・持ち出し防止措置	50
3	衛生(防疫)対策施設, 設備等の整備	51
4	野生動物からの病原体の感染防止	52
5	衛生(防疫)対策マニュアルの整備	52
第4	まとめ	53

参考資料

1	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業検討委員会委員名簿	57
2	アンケート調査の集計概要	58
	(1) 「来訪者の皆様へ」の集計結果	58
	(2) 「来訪者の皆様へ」の調査票	69
	(3) 「家畜市場の調査項目」の集計結果	72
	(4) 「家畜市場の調査項目」の調査票	85
3	家畜市場一覧	90
4	家畜保健衛生所一覧	93

第1 家畜市場における家畜衛生対策の重要性

現在、わが国は口蹄疫等の重要な家畜伝染病の侵入する高いリスクが継続している。口蹄疫については、関係者の尽力により2000年と2010年の国内発生を乗り越え清浄性を取り戻したが、同じ東アジアの台湾や韓国においては、現在も度々発生がみられているため、わが国でも引き続き厳重な警戒が必要である。また、口蹄疫などの家畜の悪性伝染病のみならず、サルモネラや腸管出血性大腸菌症などの人獣共通感染症の感染拡大を防ぎ、食肉の安全を確保し、国内産食肉に対する消費者の信頼を得るためにも、家畜の流通段階における家畜衛生対策の強化は不可欠となっている。

社会・経済活動のあらゆる面でグローバル化が進むことは、現状において、わが国の経済発展のためには避けられないことかもしれないが、家畜市場関係者を含むすべての畜産関係者がこうした内外情勢を的確に認識した上で、危機意識を共有して実効性のある家畜衛生対策を執ることが極めて重要である。

特に、家畜市場は家畜の流通の要である一方で、家畜伝染病の伝播・まん延防止という視点からみれば重要管理点（critical control point）であり、家畜市場における家畜衛生対策が口蹄疫等の重要な伝染病のまん延防止に果たす役割は極めて高い。歴史的に家畜の流通が如何に感染拡大に影響してきたかを外国の口蹄疫発生事例を紹介等しながら解説し、家畜市場における家畜衛生対策の重要性を理解する上での一助とする。

1 特定家畜伝染病、口蹄疫の概要

国内の常在疾病対策が、病原体と共存する中でこれを制御し被害の軽減を図るのに対して、口蹄疫、豚コレラおよび高病原性鳥インフルエンザなどの家畜・家きんの重要疾病は、わが国では特定家畜伝染病防疫指針等に基づき封じ込めと根絶が図られることになっている。とりわけ口蹄疫は、良質の乳肉および皮毛などを得るために家畜化し品種改良を重ねてきた、いわゆる偶蹄類が罹るウイルス病で、世界の畜産業において最も恐れられている動物疾病である。わが国で家畜商が扱う家畜も牛、豚、めん羊、山羊などの偶蹄類が大半を占めており、家畜市場関係者として口蹄疫の知識は不可欠とも言える。

そこで本項では、口蹄疫の概要、とくになぜ感染が拡大するのか、口蹄疫の疫学特性を中心に解説する。

(1) なぜ感染が拡大するのか

① 口蹄疫の発生とその歴史的意義

欧州の人々にとって口蹄疫は、例えば日本人が主食としてきたコメと同様に、かけがえのない食材である乳肉などの畜産物を奪う恐ろしい病気と受け止められてきた。16世紀初頭にはイタリアで詳細な記録が残され、19世紀末には当時のプロシアで動物ウイルスとしても初めてとなった口蹄疫の原因、口蹄疫ウイルスが発見されている。欧州では第2次世界大戦の最中に防疫体制が崩壊して口蹄疫が猛威を振るい、人々は満身に畜産物を摂取できない苦しみを経験した。このため欧州では、未だ東西冷戦の国際的緊張が続いていた、戦後間もない1954年に国連

食糧農業機関の最も古い委員会のひとつとして、常設の口蹄疫対策欧州委員会が設立された。現在も継続して開催されているこの委員会の附属技術部会で幾多の技術開発が行われてきたが、変化に富む原因ウイルスの性状と宿主動物の多様性が壁となり、残念ながら口蹄疫は現在も世界の広域で継続発生している。その結果、口蹄疫は開発国には突発的な発生のために甚大な社会・経済的な被害を与えて、人々を苦しめ続けている。

図1に示すように、世界的に見れば口蹄疫の発生地域は広く、この地域に暮らす人々は地球人口約70億人のうち約85%を占めている。とりわけ畜産物の生産量が急増しているアジアの広い地域では近年活発な流行が続いている。現在、発生がない地域は、北米、オセアニア及び欧州西部などに限られるが、このことは換言すれば、国境防疫を徹底して早期発見と確実な届出を励行し、迅速かつ的確な防疫対策と補償制度を整備して安全な畜産物の生産基盤を確保している地域（国）のみが口蹄疫の清浄性を維持できているとみることもできる。

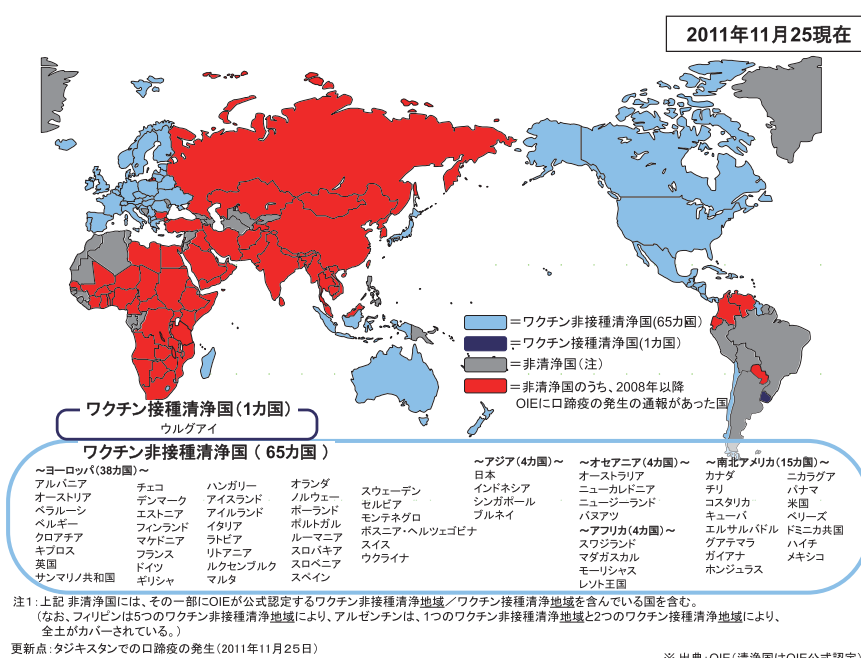


図1 口蹄疫の発生状況（農林水産省）

20世紀末以降に、清浄国で発生した口蹄疫の事例を表1に示す。黒●で示した例はひとつの流行で発生農場数が2,000件を超えたものである。O型ウイルスによる発生例が多いが、その遺伝子型は多様で、しかも同じ遺伝子型に分類されるものでも、主な感染家畜の種類が異なることが注目される。このうち日本周辺では、血清型O型、A型およびAsia 1型ウイルスによる発生があり、このうち2000年と2010年の日本での発生には遺伝子型の異なるO型ウイルスが関与している。

表1 清浄国における近年の主な口蹄疫発生例

年	国	血清型	地域タイプ*	主な感染畜種
●1997	台湾	O	Cathay	豚（現在も散発）
1999	台湾	O	ME-SA/PanAsia 1	牛（一部羊）
2000	韓国	O	ME-SA/PanAsia 1	牛
2000	日本	O	ME-SA/PanAsia 1	牛
2000	ロシア	O	ME-SA/PanAsia 1	豚
●2000	アルゼンチン	OとA	Euro-SA	牛
2000	ウルグアイ	O	Euro-SA	牛（初発は豚）
●2001	英国	O	ME-SA/PanAsia 1	羊（初発は豚）
●2001	ウルグアイ	A	Euro-SA	牛と羊
2002	韓国	O	ME-SA/PanAsia 1	豚
2010	韓国	A	ASIA	豚
●2010/11	韓国	O	SEA	牛と豚
2010	日本	O	SEA	牛と豚

*地域タイプ：VP1遺伝子領域の相同性解析による分類

●は発生農場数2,000以上の例

② 口蹄疫ウイルスの性状（形態，抗原性など）は多様である

口蹄疫ウイルスは多様な性状を示す。一般的に血清型がなく抗原変異もほとんどみられないウイルス病は制圧されやすいとされ、事実、天然痘や牛痘は1981年と2011年にそれぞれ地球上から根絶されている。その対極にあるのが口蹄疫や鳥インフルエンザの原因となっているRNAウイルスである。これらのRNAウイルスは頻繁にしかも迅速に抗原変異を起こす。あたかもウイルス自らがその姿・形を変えて宿主の免疫機構を逃れようとしているようにも見える。口蹄疫では、1頭の感染動物が排出するウイルスにさえ、異なる性状を持つ亜種が混在しており、ある流行におけるウイルス性状はそれら亜種の平均で顕されるとみられている。亜種の混合比は一定しておらず、異種動物やそれらの間で感染伝播を繰り返すうちにその比率が変わることがあるので、見た目ではワクチンの効きが悪くなったり、病勢に変化が生じたりといったことが起こる。最近の東アジアでは、同じ遺伝子型に分類されるウイルスであっても、牛や豚に対する感染のしやすさや症状の顕れ方に違いのあるウイルスがたびたび出現している（表1）。この原因として、常在国での継続的なワクチン接種が、ウイルスの抗原変異を誘導するばかりでなく、宿主（細胞）への親和性（感染のしやすさ）にも変化を起こさせているのではないかとの指摘がある。

③ 家畜ごとに病態が異なる

口蹄疫ウイルスに感染する動物（感受性動物）はいわゆる偶蹄類（分類学上は鯨偶蹄目のウシ亜目、イノシシ亜目およびラクダ亜目）を中心に約70種類にのぼる。しかも主な家畜についても、畜種ごとに、ウイルスの最少有効感染量、潜伏期間、体内増殖量、持続感染の有無、主な排出経

路と感染経路，およびワクチンに対する免疫応答などに差がみられる。このため，発生地域で飼養されている家畜の種類と密度およびそれらの混在の有無などが流行様相に影響を与える。日本の発生でも，2000年と2010年の発生様相を比較するとこのことがわかる。

また，古くから疫学的な呼び方として，少ないウイルス量で気道感染し臨床的異常がみつけやすい牛は病気の「検出動物」，経口感染し大量のウイルスを呼気から排出する豚は病気（ウイルス）の「増幅動物」，症状が不明瞭で感染に気付かず出荷されることが多い羊や山羊は病気の「運搬動物」と呼ばれてきた。こうした考え方に否定的な報告もあるが，表1にあげた発生事例の疫学的解析データの多くは，依然各動物種の役割について上述の考え方に肯定的な結果を示している。例えば，初感染の豚農場では臨床的異常に気付かず近隣の牛農場で発症牛が発見された例，豚農場への感染を機に急激に感染が拡大した例，羊が臨床的異常に気付かれずに運ばれ感染を拡大させた例などである。牛と豚に限ってみても，感染させる側と感染させられる側の畜種の組み合わせが入れ替わると流行の様相は大きく異なってくるのが経験的に知られている。

④ 早期発見が難しい

口蹄疫ウイルスに感染した家畜は，水疱などの臨床症状を示す前の潜伏期からウイルスを排出しはじめている。このため異常に気付かずウイルスを排出している感染家畜を出荷することとなるので，早期発見が難しくなる。潜伏期の長さは，おおよその平均で牛6日，豚10日および羊9日であるが，これには2～14日と幅があり，ウイルスの感染量が少なれば長く多ければ短くなる。ひとつの流行でも，農場に侵入したばかりの初発例では臨床症状が不明瞭で，続発例では臨床症状が定型的かつ明瞭になるという傾向がみられるが，これにもウイルス感染量の多少が影響している。一般的にウイルスの感染量が少ない初発例では臨床症状が不定なことが多く，口蹄疫を疑う場合の臨床判断を難しくしている。

口蹄疫ウイルスは，感染家畜の呼気，水疱液，乳汁，涎（よだれ），糞尿及び精液などの分泌液や排泄物に排出される。分泌液や排泄物に含まれるかぎり，このウイルスは長期間感染性を失うことがない。このため，ウイルスは畜舎を中心に農場内および農場周辺を高濃度に汚染し，この状態が直接あるいは間接的なウイルスの接触伝播の頻度を高める。口蹄疫ウイルスは加熱や有効な消毒薬であれば比較的容易に消毒できる。それにも拘わらず，口蹄疫が早期に発見されにくく伝播しやすいという理由は，家畜や乳などの出荷，堆肥や敷料の搬出および飼料やその他畜産資材の導入などの農場の日常の生産活動に乗り，潜伏期の感染家畜の出荷で，あるいはそれらが排出した分泌液や排泄物に含まれるウイルスが人や物（含む車両）に付着して，気付かぬうちに運ばれるためである。このことは畜産業の性格上の不可抗力ともいえるが，通行遮断，移動制限あるいは搬出制限などのまん延防止対策が一刻を争うという理由はこうした点にある。

家畜市場の関係者が以上の特性を理解し，家畜市場や農場への出入りにあたり日常の衛生対策を確実に実施すること，また農場への出入にあたって農場の飼養衛生管理基準に基づく出入りの記帳に協力することなどが，早期に感染拡大をくい止めるとともに，発生の追跡を容易にするためにはきわめて大切なことである。

⑤ 口蹄疫ワクチンは感染を防ぐことができない

口蹄疫ウイルスには7種類の血清型がある。ひとつの血清型に対するワクチンは残り6種類の血清型ウイルスには全く無効で、血清型が同じでもワクチンの効きが不十分なウイルスが度々出現している。このため、清浄国で発生時の感染拡大を防ぐために用いる備蓄ワクチンが常に効くとは限らない。

口蹄疫ワクチンの最も大きな欠点は、このワクチンが発病を抑えても感染を防ぐことができないという基本的な問題を持っていることである。このため例えワクチンを接種していても家畜は感染を起こしてしまう。しかも牛や羊などの反芻動物では、感染したウイルスが臨床的異常を示すことなく食道や咽喉頭の粘膜上皮に長い間存在し続けるというキャリアーの問題が起こる。キャリアー化した反芻動物は新たな感染源になるおそれがあるとして、清浄国ではリスク要因とみなされている。この他にも、口蹄疫ワクチンには、免疫の持続期間が短く概ね半年ごとに接種する必要があるため、頻回接種によるコストが大きいこと、移行抗体がワクチン効果を阻害するワクチンブレイクが起こるので、家畜の集団群全体が世代を超えて免疫を持ち続けることが難しいことなどの問題がある。

ウイルス感染動物にのみ検出される、ウイルスの非構造蛋白質（成熟したウイルス粒子には含まれないが、ウイルスが感染した動物の細胞内で増殖するために必要な酵素等のウイルス蛋白質）に対する抗体を指標に、自然感染動物をワクチン接種動物から識別する検査法がある。これは理論的には可能で、一見家畜を生かすためのワクチン接種への期待を抱かせる。しかし、この検査には、非特異的な反応が高頻度に出現するばかりでなく、何種類もある非構造蛋白質それぞれに対して畜種ごとに免疫応答が異なるなど技術的な限界がある。現在のところ、牛を対象に群単位でこの検査方法を繰り返し、長い月日をかけて群の清浄性を証明する（牛群の非感染証明）といった応用が「可能」とされている。この方法はワクチン接種を実施しながらも非感染を証明できる手法として、国際獣疫事務局の国際動物衛生規約に採択されているが、南米や台湾での応用例をみると、この方法で清浄性を証明するのは現実には極めて難しいことが伺われる。

一方で、発生時の緊急ワクチン接種には、最少有効感染量の閾値を高めたり（防御ワクチン接種法）、感染しても排出ウイルス量を低減させたり（抑制ワクチン接種法）することで感染の拡大を防ぐ効果がある。このため清浄国では、発生時の戦略的まん延防止策として緊急ワクチンを備蓄している。しかしながら、備蓄ワクチンが発生時の流行ウイルスに対して常に有効とは限らないことは前述したとおりである。

⑥ 伝播要因は多様で、その解析は複雑である

国際的な伝播要因では、感染家畜、汚染農・畜産物、船舶や航空機の汚染厨芥、発生国を往来する人（機械的運搬）、汚染された人の衣類や靴などが高いリスクを持つとされている。口蹄疫に限られたことではないが、国際線の航空機や船舶から出された汚染畜産物やそれらを含む厨芥を非加熱で豚に給餌したために重要疾病が発生したと推定される事例も少なくない。また、畜産物の内外価格差はしばしば国境を越えた違法な家畜・畜産物の移動を招いている。

国際的な伝播要因には以上の要因があるが、実際に1985年～2006年の間に清浄国で発生した

37例の発生原因を調べた成績をみると、それぞれ疫学的な解析が行われているものの、大半の事例では感染経路が判明していない（表2）。侵入したウイルスが、遺伝子解析などによりどの地域（Where）で流行しているものかは容易に判明するが、それが実際にどの経路（How）で侵入したかを特定することは難しいとされている。旅行者など当事者自身が気付かないこともあれば、密輸など法に触れる行為が表面に出て明らかになることが少ないといったところが現実であろう。

このため、清浄国へのウイルスの侵入を防ぐためには、想定されるあらゆる侵入リスクを科学的に評価し、費用対効果も勘案して効果的な対策を講じる必要がある。現在、日本の動物検疫では検疫探知犬の導入、重点的な検疫検査、ゴルフ靴など土が付着しやすい携行物の重点的な検査、通常の靴底消毒などを徹底するとともに、来訪者に様々な媒体を用いて情報提供を行い、侵入リスクを軽減する対策がとられている。しかし、その一方でアジア・ゲートウェイ構想や国際分業に伴うアジア物流ネットワークといった地域の経済振興策が促進されており、航空便に限ってみても、アジアの発生国から週数千便が約30カ所の地方空港に飛来し、多くの人や物が国内有数の畜産地域近隣を往来するようになっている。その中には仕事や研修のため直接畜産農場に出入りする人や農場周辺を訪れる観光客も多数含まれている。このように、グローバル化の時代を迎え、否応なしに口蹄疫等の重要な家畜感染症の侵入リスクが高まっていることを家畜市場関係者も強く認識する必要がある。動物検疫の強化は必須であるが、急増する国際交流のすべてに対応できる人的資源を確保するには限界もある。最終的には生産現場の農場への侵入をくい止めること、そして何より発生時に感染家畜や汚染物を家畜市場等の家畜の流れの中に入れないことが肝要である。

表2 過去の発生例における推定原因
(1985-2006年の清浄国37例)

生きた感染動物	8例（違法な持ち込みを含む）
汚染肉	3例（違法な持ち込みを含む）
検査機関・ワクチン工場からの漏えい	3例
不法入国者	1例
原因不明	22例

(Valarcher, J-F, et al., *Transboundary Emerging Dis.*, 55 : 14-, 2008)

一方、農場間伝播には、ウイルスの性状、地域の飼養家畜の種類、牛や豚など異種家畜の飼養農場の混在、関係者・車両の農場間の往来、飼養規模（飼養密度）、農場間の距離、流通形態（酪農・畜産）などが大きく影響する。具体的には、感染家畜やそれらから搾った乳による直接伝播、器具・機材、飼料、敷料、堆肥およびそれらを運ぶために農場を往来する人や車両による間接伝播、さらに犬、猫、鶏、ネズミ、野鳥などの非感受性動物による機械的伝播、感受性野生動物による直接・間接伝播などがリスクとなる。また、農場周辺の汚染濃度が高まると塵埃などに含まれるウイルスが近距離で拡散する近隣伝播も頻繁にみられる。農場間の伝播経路については、各国とも聞き取り、症状および病変の経日的変化、抗体価の変動あるいはウイルスの遺伝子性状な

どの解析が行われ、伝播経路の推定が行われている。また、発生予防や発生時の防疫に活用するために、様々な疫学（伝播）モデルが考案されているが、想定される発生地ごとに上述した伝播要因が多様かつ複雑に絡むので、実効性のある疫学モデルを構築するのは非常に難しい課題になっている。

いうまでもなく、家畜市場の活動そのものが家畜伝染病の伝播・まん延において重要な管理点（critical control point）となる。従って、家畜市場関係者自らがまん延防止対策に参加しているとの積極的な意識を持ち、衛生対策に必要な施設・設備を整備して日常の衛生対策を講じて口蹄疫の伝播をくい止めることが大切である。また家畜集合施設として口蹄疫に限らず人獣共通感染症対策としてもネズミ等の衛生動物やイノシシ・シカ等の野生動物の侵入防止を図ることが肝要である。

(2) 清浄性を維持することの意義

一般的に口蹄疫による致死率は成獣では低く、このため一部の断片的な病性を捉えて口蹄疫の被害を過小評価する誤解が生じる。口蹄疫による被害の本態は、水疱形成などの急性症状によるものばかりではなく、常在化した後に長期にわたり生産性低下が続くことである。例えば、発生地域では、慢性乳房炎による搾乳量の減少、大幅な増体量の減少と出荷遅延、心筋炎と流産による生産性遅滞などが長期間続き農場の経営を圧迫している。畜産物輸出国は海外市場を失い、仮に国内の汚染地域（国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約に基づく地域主義）に封じ込めることに成功したとしても、この地域は家畜や生鮮畜産物の移動・搬出制限のために、国内の他の清浄地域の市場さえ失うおそれがある。畜産物輸入国では国内産の畜産物と輸入畜産物との競合が起これ、発生が長期化すれば生産基盤が海外に流出することも想定されるので、国内畜産業全体が次第に疲弊して行くおそれがある。

世界には依然、畜産物生産の衛生や安全性が十分に担保されていない地域や、家畜・畜産物の密輸が横行する地域などが存在している。畜産物に内外価格差があるなかで、畜産物の半分近く、また飼料穀物の大半を外国に依存している日本の畜産業の構造からみれば、わが国の消費者にとっても口蹄疫問題は、どこでどのように育てた家畜か、その安全性はどのように担保されているのかといった食の安全保障に関わる課題でもある。国際機関が口蹄疫などの越境性動物疾病を一国の食糧の安全保障に関わる問題と位置づけるのもこうした理由からである。

2 家畜商は口蹄疫等まん延防止の主役である：家畜の感染症の成立要因

これまで述べてきたように、家畜商の業務は口蹄疫などの家畜の伝染性疾患のまん延防止対策に重要な役割を持っている。このことは、家畜の感染症の成立要因をみても明らかである。

ウイルスや細菌などの病原体が動物の体内に侵入して増殖した結果、動物に異常を来して健康障害を起こしたとき、これを感染が成立したという（「動物の感染症，第2版」，近代出版，2006年）。この感染症の成立要因には、①感受性宿主、②感染源および③伝播（感染）経路の3つの要因があり、どれかひとつが欠けても感染は起こらない（図2，感染症の成立要因）。口蹄疫などウイルスが原因

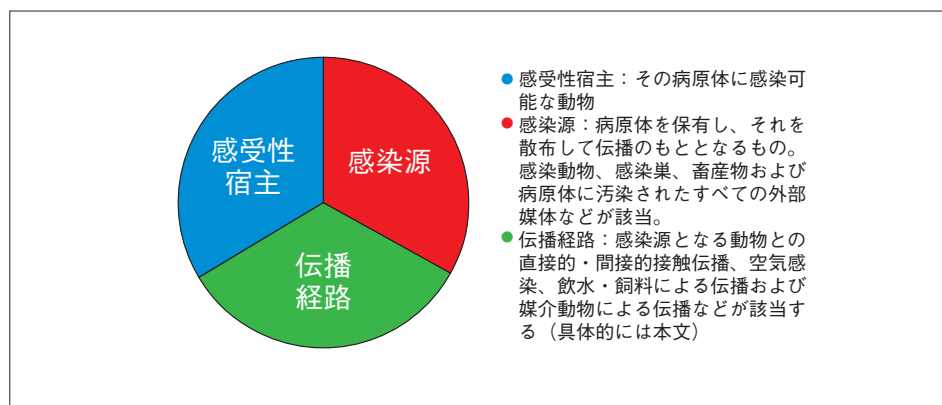


図2 感染症の成立要因

となる家畜固有の感染症はもちろんのこと、人獣共通感染症などでも、それらが起こるためには以上の3つの要因が揃う必要がある。換言すれば、この3要因のどれかひとつを欠くなら感染症は起こらず、また発生時にも感染症を終息させることができる。

口蹄疫の場合には、感受性宿主は口蹄疫ウイルスに感染可能な動物（感受性動物）のことを指し、具体的には生きている牛、豚、めん羊、山羊などのいわゆる偶蹄類が該当する。また同様に感染源は、ウイルスを保有、散布して伝播のもとになる感染動物、その生産物、分泌物・排泄物およびそれらに汚染されたすべてのもの、具体的には感染した家畜、それらが生産した乳肉や皮毛、感染家畜の涎や糞尿、それらに汚染された飼料、敷料、堆肥およびそれらを含む塵埃などが該当する。さらに同様に伝播経路は、以上の感染源を運ぶ畜産関係者（の手、衣類あるいは靴など）、家畜運搬車両など農場に出入りする車両、家畜市場などの家畜集合施設の開催、飛沫やエロゾールおよび衛生動物（機械的伝播）などが該当する。

口蹄疫といえども、3つの要因のひとつが欠けても感染は起こらず感染が拡大することはない。しかし、前述したように、多くの感染症と同様に、口蹄疫にも潜伏期という病原体に感染したのち臨床症状が顕れるまでの期間がある。しかもこの潜伏期の間にも感染した動物は臨床的異常を示さないままウイルスを排出しているため、感染家畜、感染家畜に由来する分泌液・排泄物およびそれらに汚染された農場内の畜産資材のすべてが感染源となる。そして、これらの感染源は農場に出入りする人や車両などを介して、また、家畜市場などの家畜集合施設の開催等の流通経路を通じて感染を拡大させる。

以上のように、家畜商の業務は家畜の感染症が成立するための要因、とりわけその伝播経路に深い関わりを持っている。家畜商が口蹄疫等の重要な家畜の感染症のまん延を防止するための主役であるといっても過言ではない。

家畜市場において、口蹄疫等の重要な家畜の感染性疾病の防疫対策上、重要なことは、発生の予防、早期の発見・通報および初動対応の3点である。

発生の予防については、家畜市場を拠点に感染症が発生し拡大するのを防止するため、まずは家畜市場における日常の衛生対策が重要となる。具体的には、農場間で病原体を運ばない、家畜市場に病原体を持ち込まない、あるいは持ち出さないために、農場と家畜市場の出入りの度に、手洗いと消毒、

作業着の交換，靴の洗浄と消毒，車両の洗浄と消毒などの衛生対策を実施すること，家畜市場の衛生施設・設備等を整備し日々活用すること，そして病原体を運ぶおそれのある野生動物や衛生動物の侵入防止を図ることが重要である。

また，日頃の衛生対策とともに，万一の発生に備えて，所轄の家畜保健衛生所等と協力して各家畜市場においては衛生対策マニュアルを常備し，その実効性を定期的に点検しながら高い危機意識を継続することも大切なことである。このため家畜市場の関係者に対して，国や県は国内外の疾病情報を遅滞なく提供する必要がある。

早期の発見・通報については，口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）において，家畜市場から異常家畜の発見通報があった場合に都道府県が行う指導が以下のとおり定められている。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）抜粋 1

第3 異常家畜の発見及び検査の実施

1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は，家畜の所有者又は獣医師から，口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には，農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに，直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また，届出者等に対し，当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項】 都道府県が行う指導に関する事項

2 家畜の所有者から通報があった場合

- (1) 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について，当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 飼養場所の排水については，適切な消毒措置を講ずるまでの間，活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き，可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を1か所に限り，農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には，適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常家畜の生乳，精液等の生産物，排せつ物，敷料等は，他の家畜と接触することがないようにすること。

(略)

3 家畜市場から通報があった場合

- (1) 家畜の移動を禁止すること。
- (2) 従業員等が外出する場合には，適切な消毒等を行うこと。
- (3) 従業員等は，異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間，偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (4) 異常家畜の所有者を直ちに特定し，十分な消毒を行った上で，直ちに帰宅するよう指導するとともに，1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (5) 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し，当該車両の消毒を徹底するとともに，当該車両が農場等に入りしめないよう指導すること。
- (5) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。

発生時の初動対応については，家畜商等の畜産関係者および家畜市場においては，特定家畜伝染病防疫指針に基づき都道府県が以下の措置を執ることになっている。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）抜粋2
（以下、「法」とあるのは家畜伝染病予防法をさす）

第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

① 都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

(2) 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、(1)の②の場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① 原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、(1)及び(2)と同様に移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

【留意事項】移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

(略)

2 獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

(1) 携行する器具及び薬品は最小限とすること。

(2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

(3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。

(4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。

(5) 移動経路を記録、保存すること。

(略)

5 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

(1) と畜場（食肉加工場を除く。）

(2) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

(3) 放牧

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

(1) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物

(2) 放牧

【留意事項】車両消毒等に関する事項

1 消毒ポイントによる消毒

① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

(以下略)

3 外国の事例から学ぶ家畜の流通と口蹄疫のまん延の関係

近年、清浄国で発生した口蹄疫事例のうち、発生農場数が2,000件を超えた事例を図3に示す。このうち、1997年の台湾、2001年のイギリスおよび2010年の韓国の発生概要とその背景を紹介する。

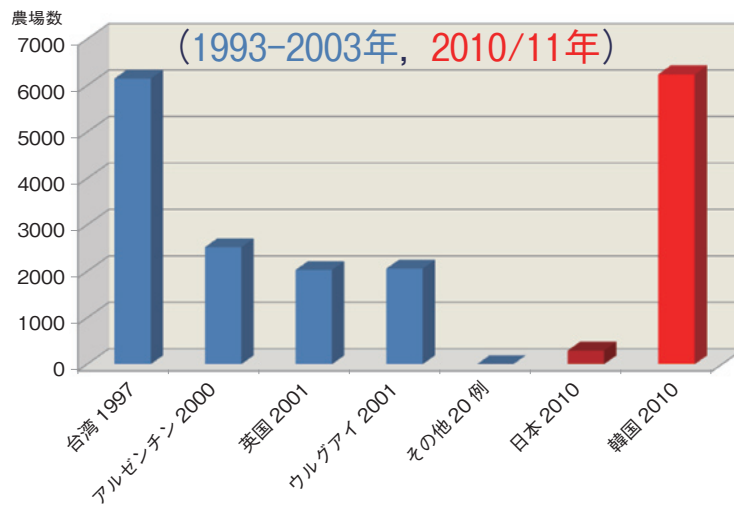


図3 近年の清浄国における口蹄疫発生農場数
(McLaws & Ribble, 2007, OIE及び農林水産省の資料より作図)

(1) 台湾

1997年3月中旬（推定初発例は同年3月14日）に発生した台湾の口蹄疫は、同年5月上旬までの約50日間に台湾省本土全域の20の行政市と県に拡大し、発生農場は6123農場、発病数約百万頭、死亡頭数約18万頭、殺処分頭数約3.8百万頭の大規模発生となった。大陸との間で合法・非合法の人や物の動きが増えるなかでの70年振りの発生であった。原因は密輸または東南アジアへの旅行者が疑われたが公式には確定していない。

日本と同様に、台湾でも過去、口蹄疫等の発生に備え防疫要領を整備して頻繁に防疫演習が行われていた。また、長年の間、口蹄疫清浄国の地位を確保して日本向けに年間約28万トンの生の豚肉（当時、年間約4,000億円に相当）を輸出するなど、畜産物輸出国として畜産振興策を進めていた。とくに、日本が豚コレラの清浄化計画を加速するようになって、対日市場を維持するために台湾国内でも豚コレラの清浄化計画に着手したところであった。しかし、国内では高密度の大規模養豚が全国的に普及する一方で、庭先養豚や残飯養豚が残り、国内流通の大多数が家畜市場を中心に生体取引で行われる状況にあった。

こうしたなかで、豚にのみ強い親和性をもつ口蹄疫ウイルス（豚のみに感染し強い病原性を示すウイルス）が侵入し、高い飼養密度も災いして瞬く間に全土に拡大することになった。台湾では当時一貫経営は少なく子取農家と家畜市場との往来はきわめて頻繁で、発生後も家畜市場が閉鎖されることはなく（当初一旦は閉鎖された）、広範囲かつ迅速なまん延の原因のひとつは家畜の移動（流通）規制が不十分であったためとみられている。発生後は養豚規模を制限しながらワクチン接種で抑え込む政策が執られており、2003年には一時ワクチン接種清浄国の地位を獲得した。しかし、現在も同じ遺伝子型に分類されるウイルスの循環を絶つことに成功しておらず散発的な発生がみられている。このことはワクチン接種で清浄性を取り戻すことの難しさを示すものといえよう。

(2) 韓国

韓国では、2000年に日本とほぼ同時期に66年振りとなる口蹄疫の発生があった。その後も散発的な発生があったが、初発生はワクチン接種と淘汰で、後の発生は摘発淘汰方式で、それぞれ清浄国への復帰が達成されている。韓国での口蹄疫発生の特徴は遺伝学的にも血清学的にも異なるウイルスが度々侵入している点である。2010年1月には当初A型ウイルスによる発生が、次いで同年4月にはO型ウイルスによる発生があった。O型ウイルスによる発生は2011年4月まで続き、発生農場数6,241農場、約320万頭の殺処分と全面ワクチン接種を実施することになった。

2010年の発生がほぼ全国的にまん延した原因としては、発生後も農家の集会、妊娠鑑定や人工授精のために農家間で人の往来が続いていたこと、家畜、飼料および堆肥等を運ぶ車両（とその運転手）の農場間往来が確実に規制できなかったことなど、伝播経路の遮断が不十分であった点が指摘されている。さらに、大規模な養豚複合施設の普及（施設間の生産の流れを遮断することが困難）、潜伏期間中の家畜の移動、簡易キットによる診断ミスとこれに起因する初動防疫の遅れ、寒冷期（降雪）における消毒効果の減衰、そしてなにより、高密度畜産が普及する一方で農家・畜産関係者全体に防疫意識が欠けていたことなどがあげられている。今後はワクチン接種清浄国への復帰を目指すものとみられるが、日本と同様に畜産物輸入国であることから、清浄国復帰への道のりが長引けば国内畜産業が厳しい立場におかれることも懸念される。

(3) イギリス

欧州では、既に16世紀初頭にイタリアで詳細な口蹄疫の発生についての記録が残されており、以降も欧州全域で発生が続いていた。1960年半ばに近代的なワクチンが開発されたのちは、欧州大陸では主に牛を対象に徹底したワクチン接種が行われるようになった。しかし、そもそもワクチンは感染を阻止できないこと、ワクチン接種に依存する防疫には高いコストがかかること、ワクチン接種が畜産物輸出の障害になることから、1991年末から欧州委員会指令として欧州全域で予防的なワクチン接種は禁止している。

こうした経緯のなかで、イギリスでは発生農場数が数件の小規模なものから約4,000件に及ぶ大規模なものまで度々流行を経験してきた。しかし、イギリスは度重なる発生にも拘わらず、日本と同じ島国であるという地理的な好条件もあり、一貫して発生時にもワクチン接種を行わず、19世紀末から採用した摘発淘汰方式のみでその防疫を図ってきた。

こうした中で、2001年に発生農場数2,030件、殺処分頭数約650万頭、自然歩道等の観光産業を含む総推定被害額約1.6兆円（当時）の大規模な発生があり、この発生はフランスおよびオランダにも伝播することになった。

2001年のイギリスの口蹄疫発生の背景には、畜産業全体の経営が厳しいなかで、農家は獣医療費を削減し頻繁には獣医師を呼べない状況にあったこと、関連して産業動物獣医師が慢性的に不足していたこと、行財政改革により畜産関連施設の統廃合が進められていたことなどがあげられている。また直近の発生から20年が経過し、その間に口蹄疫に対する危機意識が薄れていたとの指摘もある。地方の家畜衛生機関や家畜集合施設の統廃合は、結果として早期通報の遅れを招いたばかりでなく、ここでも感染家畜が、農場と家畜集合施設との間で集荷と荷分けを繰り返した

がら長距離を運送されたことが全国的なまん延を助長したものと報告されている。しかもその感染家畜が、感染しても明瞭な症状を示さず口蹄疫の運搬動物と呼ばれる羊であったことがこの災禍に追い打ちをかけることになった。

以上の海外における発生事例を通じて言えることは、一旦口蹄疫が発生すると、農場や家畜市場などの家畜集合施設との間の人や車両の動きが確実に規制されなければ、その被害は社会・経済的な規模となり、長期的にみれば当該国の畜産業そのものが厳しい立場におかれるおそれが生じるということである。しかし、口蹄疫では発生当初、誰もが異常に気付くことができないために、平時と有事との間に明瞭な境界があるわけではない。このため、家畜市場においても平素からの家畜衛生対策が重要となる。

4 アジアにおける口蹄疫等の越境性動物疾病発生の背景

21世紀に入り、新興国を中心に畜産革命と呼ばれるほどの著しい畜産の振興が続いている。主要畜産国は今や欧米からアジアをはじめとする新興国に移りつつあるが、その中には依然として疾病対策が不十分な国や地域があり、近年こうした地域を中心に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの重要な伝染性疾病が発生し、丁度風呂桶の水が外にあふれ出るように周辺国に拡大するようになってきている。国際連合食糧農業機関や国際獣疫事務局などの国際機関が、「国境を越えて拡がりやすく、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に大きな打撃を与え、その制圧には国家間の協力が必要な動物感染症」と定義する、口蹄疫をはじめとする越境性動物疾病の拡大である。

東アジア近隣国で相次ぐ口蹄疫等の発生も、広いアジア地域において急速に進展する畜産振興と地域的にそれに追従できていない家畜衛生対策との不均衡が背景にあり、さらにこの背景に社会・経済活動のグローバル化に伴う人と物の活発な動きが絡んでいるとみることができる。このような国境を越えた人と物の動きが活発化すればするほど、歴史は口蹄疫などの越境性動物疾病のリスクが著しく高まることを示している。日本は島国という地理的な条件にも恵まれ、幸い近年に至るまで重要な家畜疾病の発生を経験してこなかった。しかし、世界貿易機関や環太平洋戦略的経済連携協定などの新しい貿易の枠組みが提案されるようになり、家畜衛生を巡る内外情勢は、わが国の畜産業を巻き込み大きく変化しようとしている。

第2 家畜市場における家畜衛生対策の現状と問題点

家畜市場において家畜市場関係者が取り組んでいる家畜衛生対策の現状と問題点を明らかにするため、家畜市場の利用者の利用実態、家畜市場の家畜衛生関連施設の整備状況及び家畜衛生対策の実施状況について調査分析するとともに、現地における実地調査の結果、現状における家畜市場の家畜衛生対策の実施状況から明らかになった現状と問題点は次のとおりであった。

1 家畜市場利用者の利用状況

(1) 調査の方法

家畜市場を利用する家畜商、畜産農家等を対象に、来場の目的及び経路、搬入車両、衣服、長靴等の消毒状況等について、アンケートによる調査を行った。

(2) 調査の場所

北見地方畜産商業協同組合（北見及び紋別集散地家畜市場）

根室地方家畜商業協同組合（根室集散地家畜市場）

十勝家畜商業協同組合（十勝中央家畜市場）

上川家畜商業協同組合（道北名寄集散地家畜市場）

山形県家畜商業協同組合（山形中央家畜市場）

福島県家畜商業協同組合（福島県中央家畜市場）

茨城県家畜商業協同組合（茨城県中央家畜市場）

栃木県家畜商業協同組合（西那須野家畜市場）

群馬県家畜商業協同組合（前橋家畜市場）

埼玉県家畜商業協同組合（深谷家畜市場）

千葉県家畜商業協同組合（千葉家畜市場）

神奈川県家畜商業協同組合（神奈川県家畜市場）

長野県家畜商業協同組合（小諸家畜市場）

新潟県家畜商業協同組合（新潟県家畜商業組合中央家畜市場）

岐阜県家畜商業協同組合（岐阜県中央家畜市場）

岡山県家畜商業協同組合（全農岡山県本部、総合家畜市場）

宮崎県家畜商業協同組合（都城一般家畜市場）

(3) 調査結果の概要

調査票は、450部を配付し、そのうち、351部が回収（回収率78.0%）された。調査票は、北海道、東日本、西日本の3ブロックに区分して集計した。

1 来訪者の職業

職業は、家畜商268人（67.0%）、農業77人（19.3%）、農協職員21人（5.3%）、その他34人（8.5%）

であり、家畜商が全体の3分の2を占めている。(図1-1)

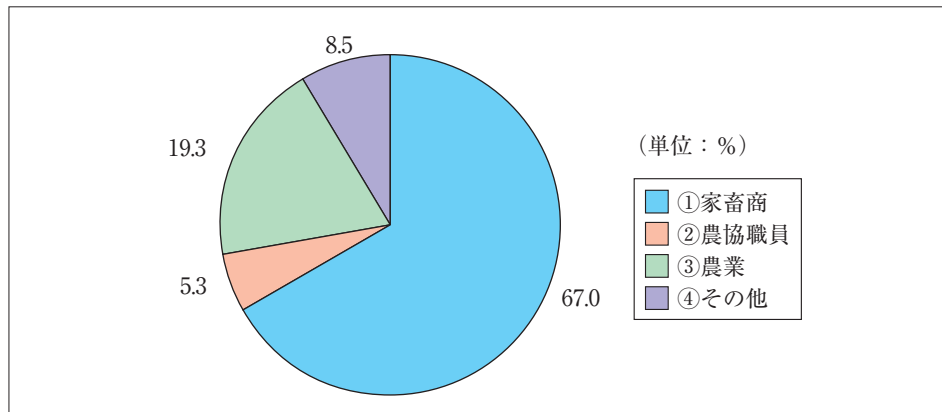


図1-1

2 来場の目的

目的は、販売及び購買171人 (48.7%), 購買93人 (26.5%), 販売83人 (23.6%), その他4人 (1.1%) であり、約半数の来場者が購買も販売も行っている。(図1-2)

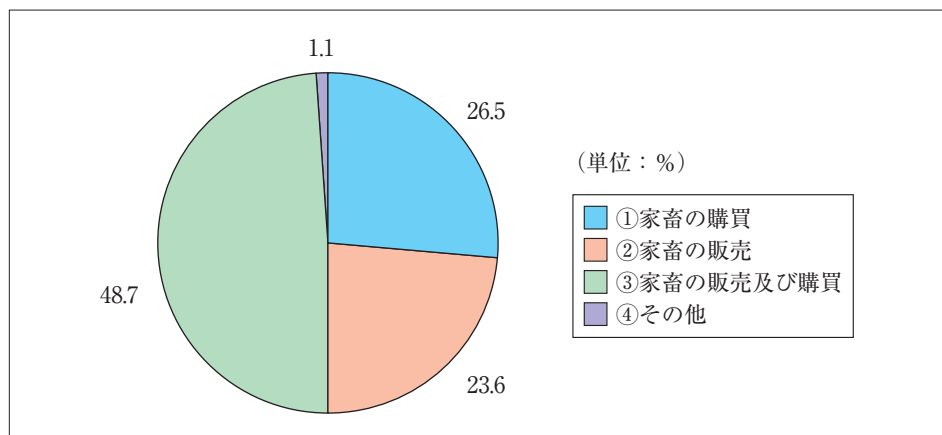


図1-2

ブロック別では、西日本で販売及び購買が55人 (56.7%) と高く、販売が16人 (16.5%) と低い。

3 利用状況

家畜市場の利用頻度は、地元の家畜市場が月平均4.4回で、地元の家畜市場以外の家畜市場は、月平均3.8回利用している。複数の家畜市場を頻回利用している。

4 来訪の経路

家畜市場への来訪経路は、近隣市町村123人 (33.2%), 地元市町村101人 (27.3%), 県内66人 (17.8%), 隣接県43人 (11.6%), その他37人 (10.0%) であり、県内の利用者が78.4%を占め、県外の利用者が21.6%と県内での利用が大宗を占めている。(図1-3)

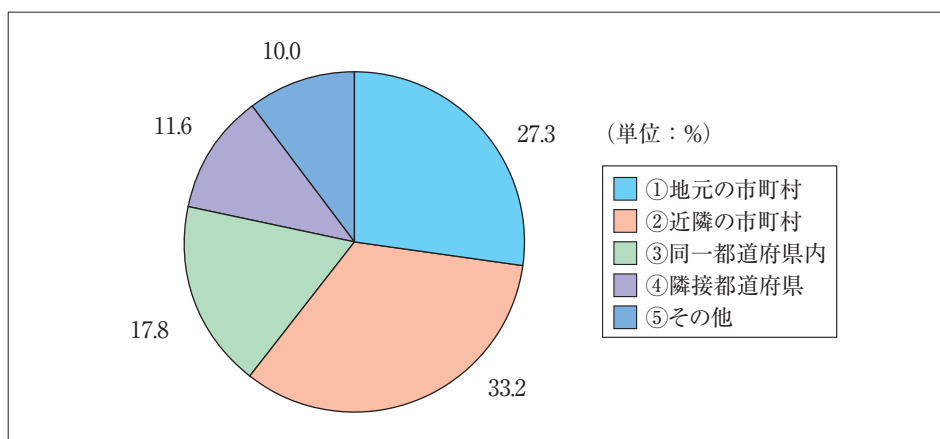


図 1-3

ブロック別では、北海道で近隣の市町村が54人（52.4%）と高く、北海道以外の都道府県からの利用は4人（3.9%）である。

5 帰路の経路

家畜市場からの帰路は、近隣の市町村123人（33.8%）、地元在市町村100人（27.5%）、県内67人（18.4%）、近隣県42人（11.5%）、その他32人（8.8%）であり、県内の利用者が79.7%を占め、県外の利用者が20.3%と県内での利用が8割弱を占めている。（図 1-4）

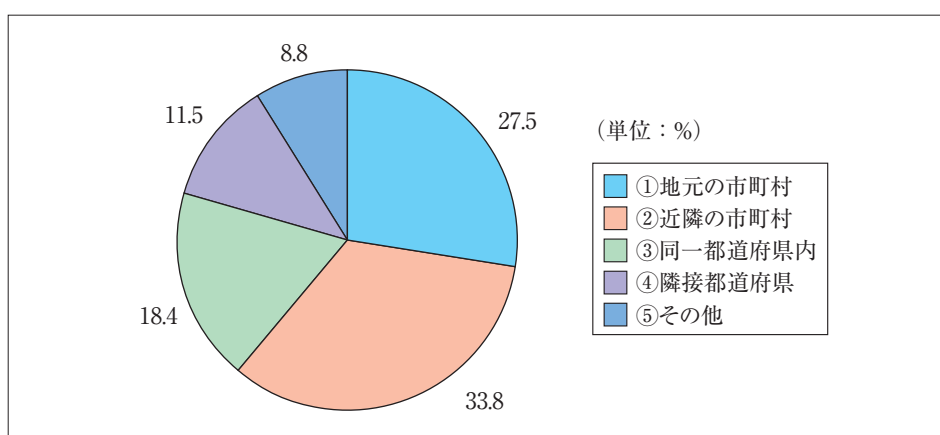


図 1-4

6 購買者への質問

① 家畜の種類

購買した家畜は、牛253人（94.4%）、豚7人（2.6%）、馬4人（1.5%）、めん・山羊4人（1.5%）であり、牛が大宗を占めている。豚、馬、めん・山羊を合わせても全体の5.6%である。（図 2-1）
なお、豚は東日本ブロックのみで購買されている。

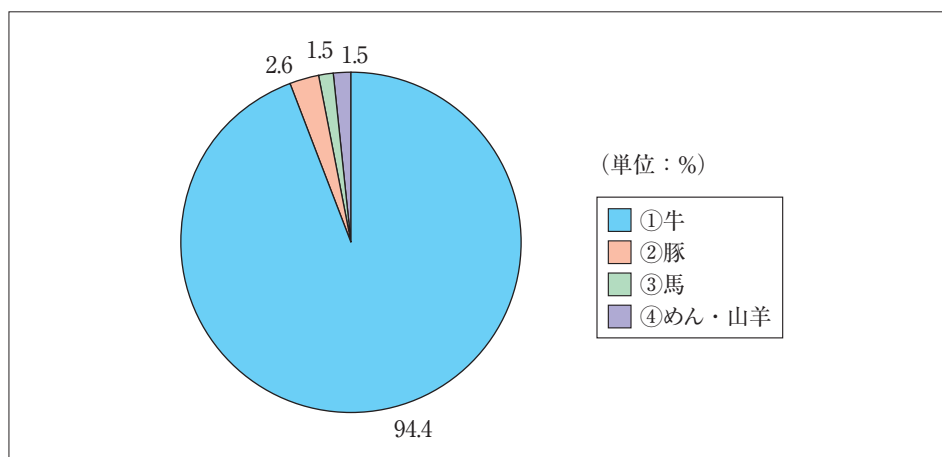


図 2-1

② 家畜の搬出手段

搬出手段は、自家用トラック221人（80.4%）、運送専門業者42人（15.3%）、依頼先農家のトラック12人（4.4%）であり、8割が自らのトラックで運搬している。（図 2-2）

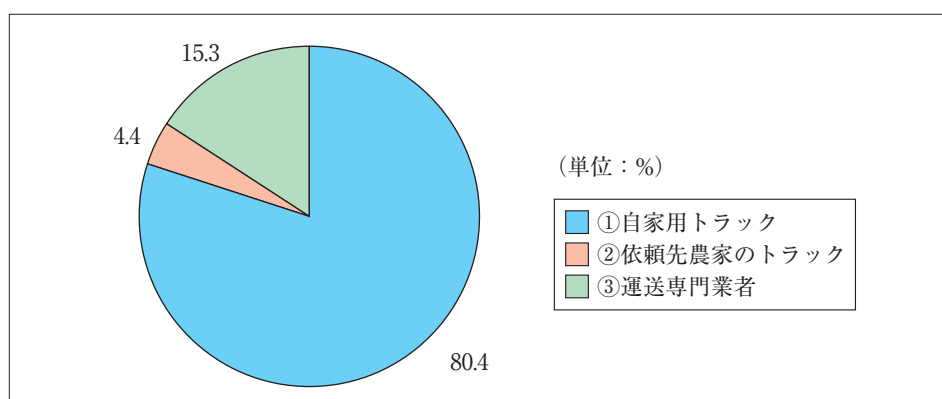


図 2-2

③ 家畜の搬出先

搬出先は、自己の農場167人（53.0%）、依頼先農場92人（29.2%）、飼育委託先農場21人（6.7%）、その他35人（11.1%）であり、半数が自己の農場である。（図 2-3）

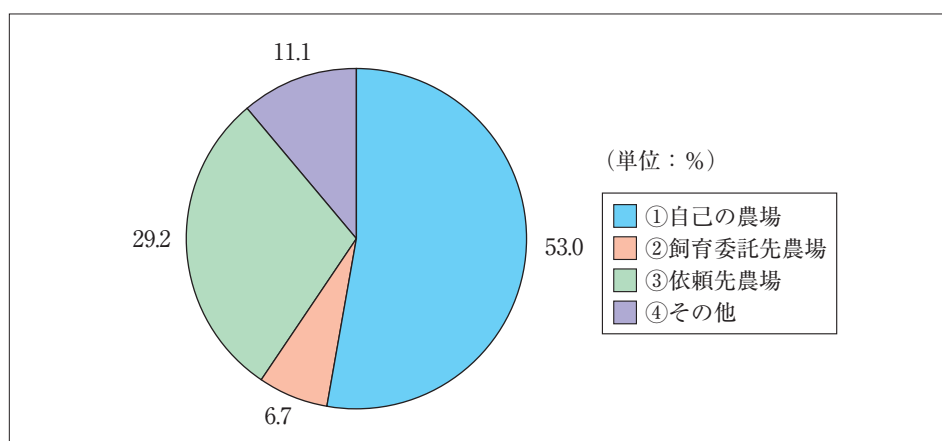


図 2-3

④ 来場前の車両消毒

車両消毒は、清掃・消毒99人（40.1%）、清掃のみ65人（26.3%）、実施しない83人（33.6%）であり、清掃、消毒も実施していないが3分の1である。（図2-4）

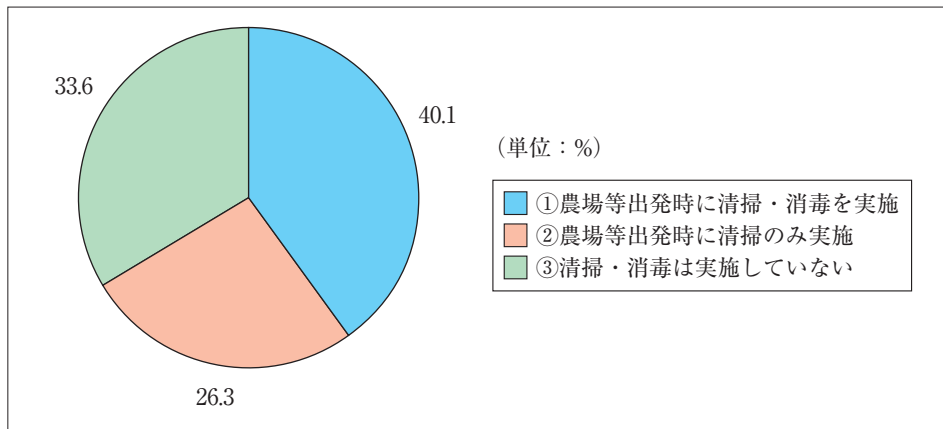


図2-4

ブロック別では、清掃、消毒も実施しない比率が東日本、西日本で高い。

⑤ 来場時における車両消毒

家畜市場入場時の車両消毒は、車体の外装消毒85人（31.7%）、車輪の消毒137人（51.1%）、実施しない46人（17.2%）であり、8割強の車両は、車輪を含めて消毒している。（図2-5）

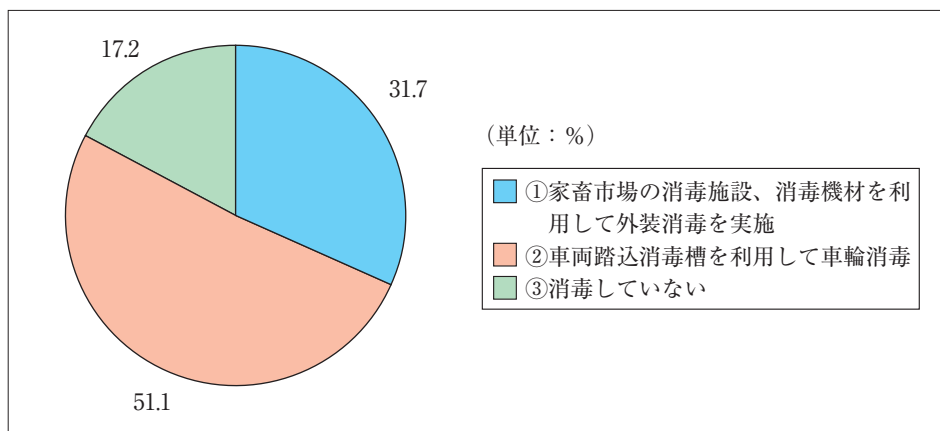


図2-5

ブロック別では、北海道が1箇所を除きすべて消毒している。

⑥ 退場時における車両消毒

退場時の車両消毒は、車体の外装消毒74人（27.1%）、車輪の消毒148人（54.2%）、実施しない51人（18.7%）であり、来場時に比べると消毒を実施しないが増加している。（図2-6）

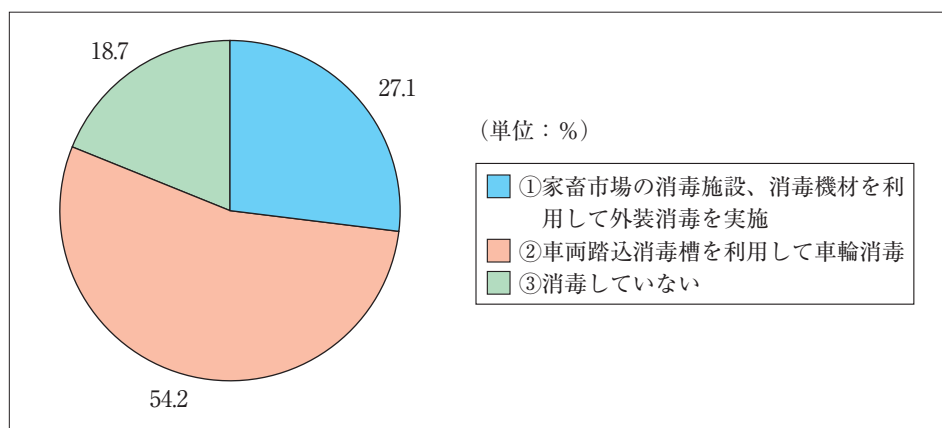


図 2-6

⑦ 長靴等の消毒

来場、退場時の長靴等の消毒は、踏込消毒槽173人（58.8%）、長靴の交換78人（26.5%）、消毒も履き換えもしない43人（14.6%）であり、8割強は長靴の消毒または交換を実施している。（図 2-7）

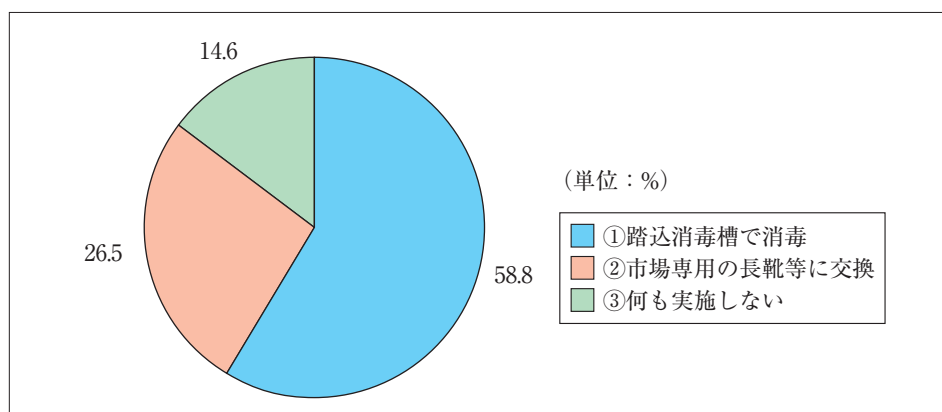


図 2-7

ブロック別では、北海道がすべての回答者が消毒または交換を実施している。

⑧ 衣服の交換

家畜市場に来場する際の衣服の交換は、衣服を交換148人（56.9%）、交換しない112人（43.1%）であり、半数の来訪者が農家を出る時の衣服のままである。（図 2-8）

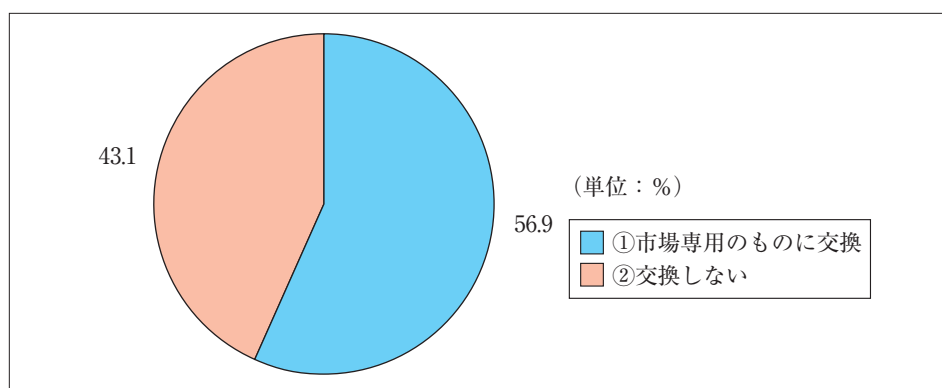


図 2-8

ブロック別では、北海道が交換59人（84.3%）と殆どの者が衣服を交換している。

⑨ 農場搬入時の車両消毒

購買した家畜を農家に搬入するときの車両消毒は、車両消毒82人（32.8%）、家畜の消毒12人（4.8%）、車両・家畜とも消毒21人（8.4%）、実施しない135人（54.0%）であり、半数の者が車両または家畜も消毒を実施していない。（図2-9）

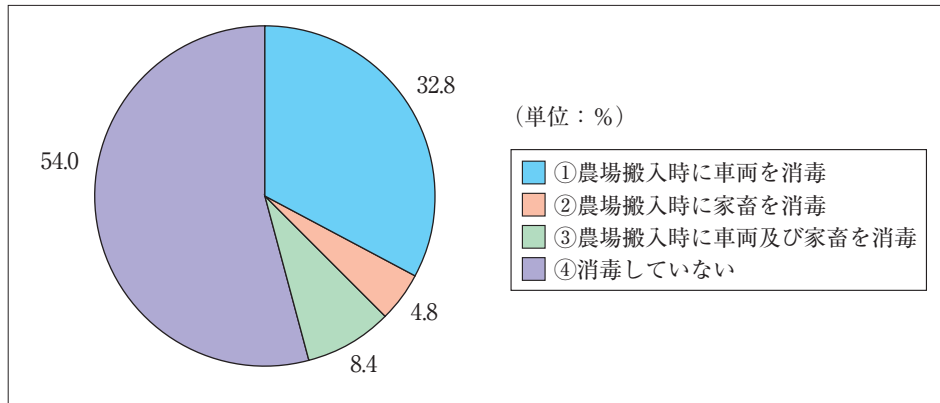


図2-9

⑩ 農場搬入時の長靴消毒

長靴の消毒状況は、長靴の消毒153人（58.4%）、長靴の交換64人（24.4%）、実施しない45人（17.2%）であり、8割強の者が長靴の消毒または交換を実施している。（図2-10）

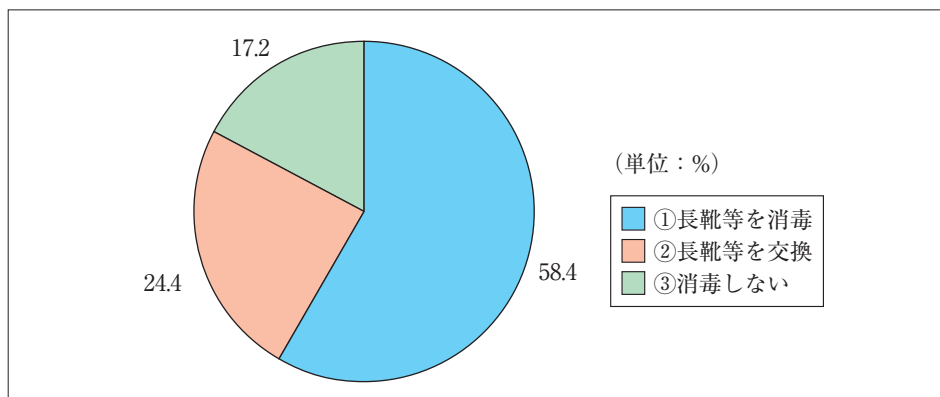


図2-10

ブロック別では、北海道がすべての回答者が消毒または交換を実施している。

⑪ 衣服の交換

衣服の交換状況は、農場専用に変換106人（42.2%）、交換しない145人（57.8%）であり、半数の者が家畜市場で着用していた衣服のままで農場内に立ち入っている。（図2-11）

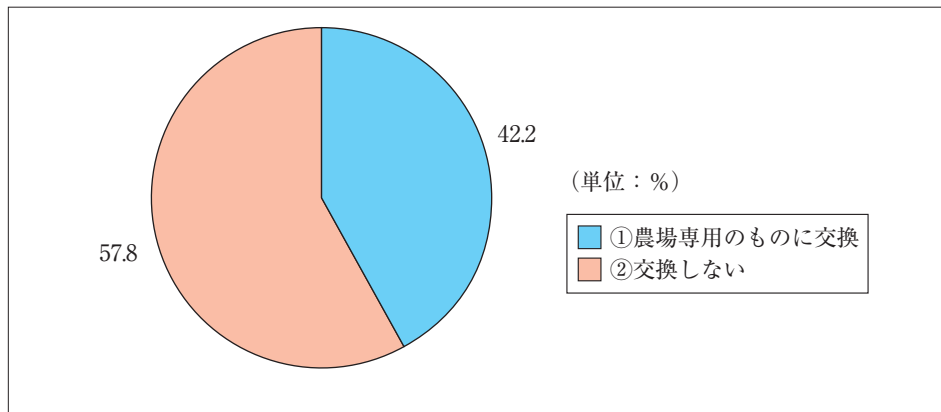


図 2-11

7 販売者への質問

① 家畜の種類

販売した家畜は、牛240人（94.5%）、豚3人（1.2%）、馬6人（2.4%）、めん・山羊5人（2.0%）であり、牛以外の家畜は、特定の家畜市場に限定されている。（図 3-1）

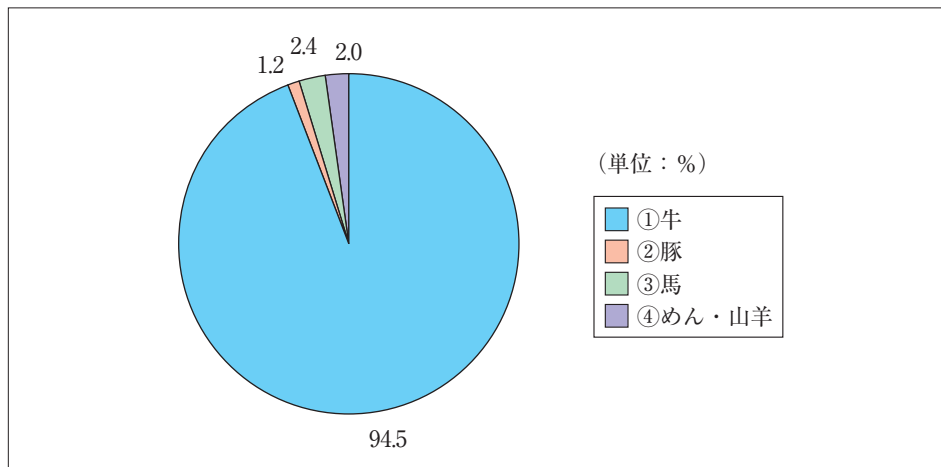


図 3-1

② 家畜の搬入手段

搬入手段は、自家用トラック223人（88.1%）、運送専門業者22人（8.7%）、依頼先農家のトラック8人（3.2%）であり、殆どが自らのトラックで運搬している。（図 3-2）

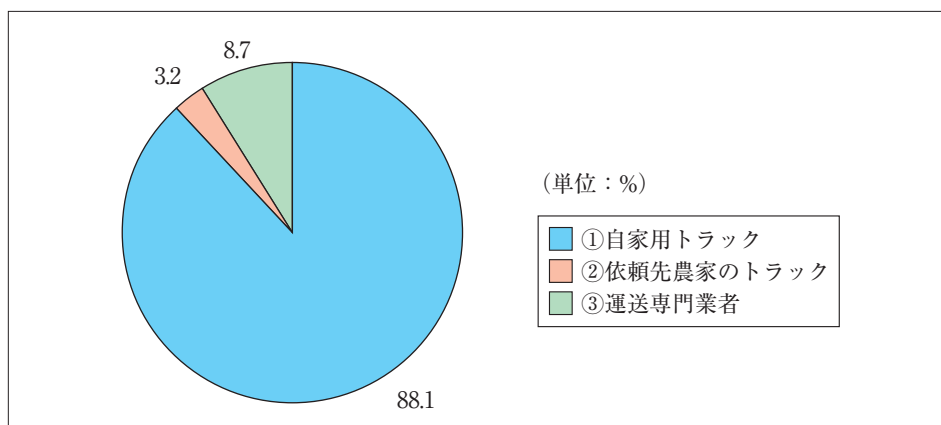


図 3-2

③ 家畜の集荷先

集荷先は、自己の農場110人（38.1%）、依頼先農場140人（48.4%）、飼育委託先農場21人（7.3%）、その他18人（6.2%）であり、半数が牛の販売を依頼した農場である。（図3-3）

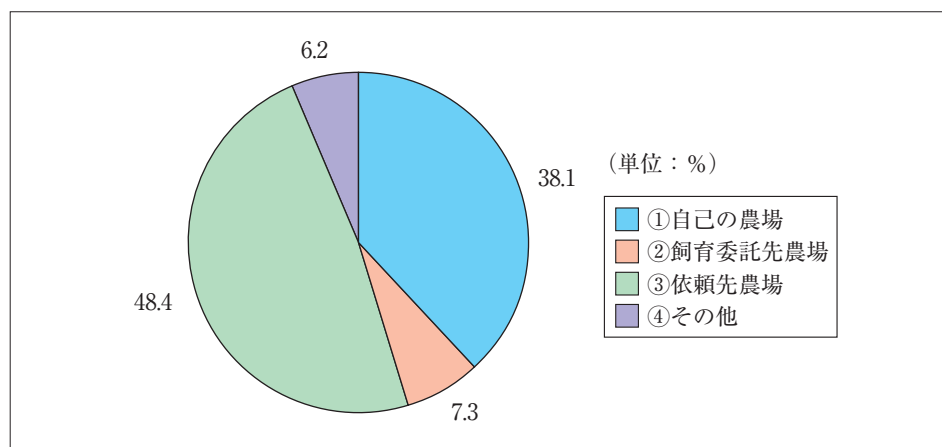


図3-3

ブロック別では、東日本で依頼先農場が63人（56.8%）と高い。

④ 家畜の搬入経路

家畜市場への搬入経路は、自己の農場から直行82人（32.9%）、農家から直行83人（33.3%）、複数の農家経由84人（33.7%）であり、1台のトラックで複数の農家から集荷して家畜市場へ搬入する者が3分の1である。（図3-4）

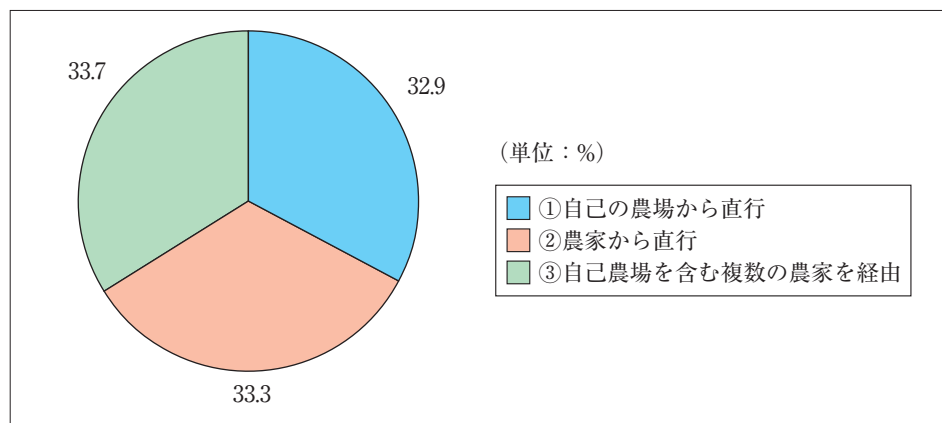


図3-4

⑤ 家畜の健康確認

販売する家畜の健康確認は、農家から聞き取り118人（37.2%）、自分で確認195人（61.5%）、確認しない4人（1.3%）であり、集荷する農家で健康確認が実施されている。（図3-5）

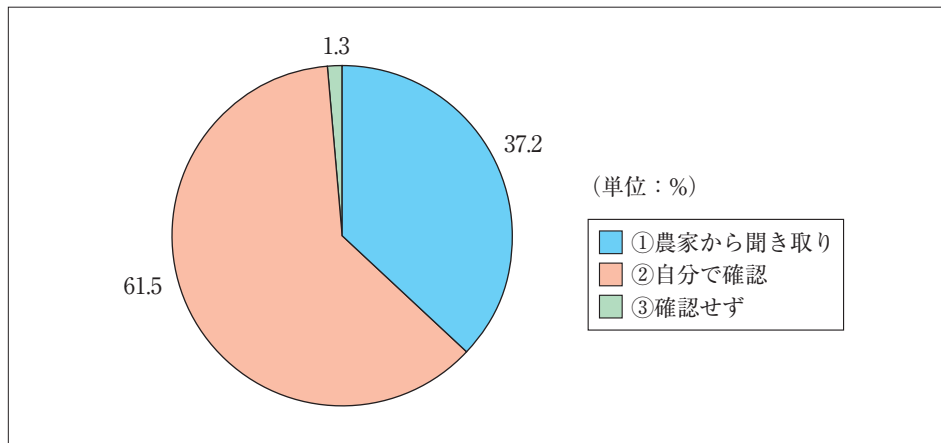


図 3-5

⑥ 来場前の車両消毒

車両消毒は、清掃・消毒53人（22.8%）、清掃のみ75人（32.1%）、実施しない106人（45.3%）であり、半数が清掃も消毒も実施していない。（図 3-6）

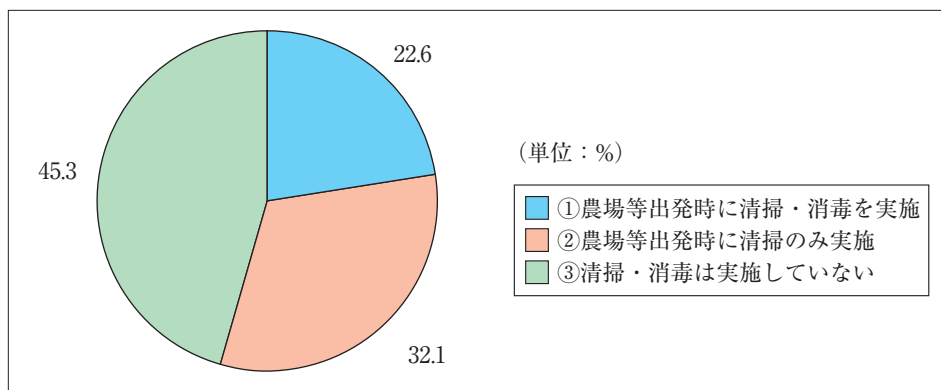


図 3-6

ブロック別では、実施しないが北海道で15人（22.7%）と低い。

⑦ 来場時における車両消毒

家畜市場入場時の車両消毒は、車体の外装消毒62人（25.0%）、車輪の消毒143人（57.7%）、実施しない43人（17.3%）であり、外装消毒まで実施している者は4分の1である。（図 3-7）

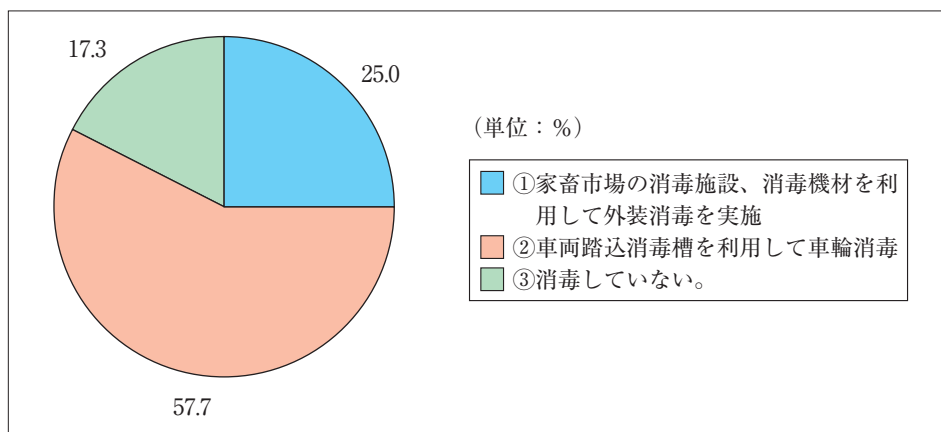


図 3-7

ブロック別では、北海道がすべての回答者で外装または車輪消毒を実施している。

⑧ 退場時における車両消毒

退場時の車両消毒は、車体の外装消毒66人（25.3%）、車輪の消毒148人（56.7%）、実施しない47人（18.0%）であり、外装消毒まで実施している者は4分の1である。（図3-8）

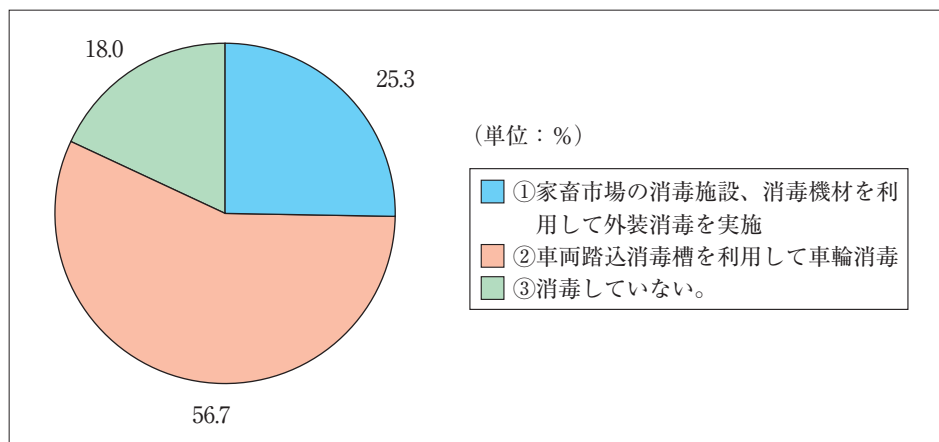


図3-8

⑨ 長靴等の消毒

来場、退場時の長靴等の消毒は、踏込消毒槽153人（59.5%）、長靴の交換69人（26.8%）、消毒も履き替えもしない35人（13.6%）であり、大部分は消毒または交換を実施している。（図3-9）

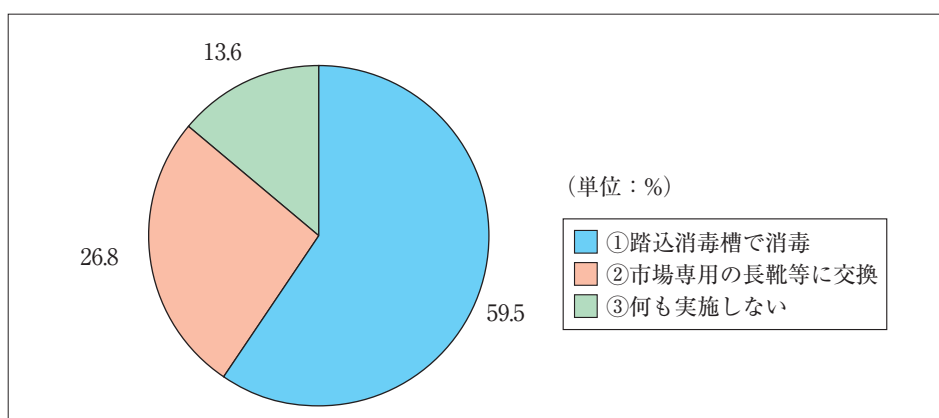


図3-9

ブロック別では、北海道がすべての回答者で消毒または交換を実施している。

⑩ 衣服の交換

衣服の交換は、衣服を交換126人（53.8%）、交換しない108人（46.2%）である。衣服の交換は半数となっている。（図3-10）

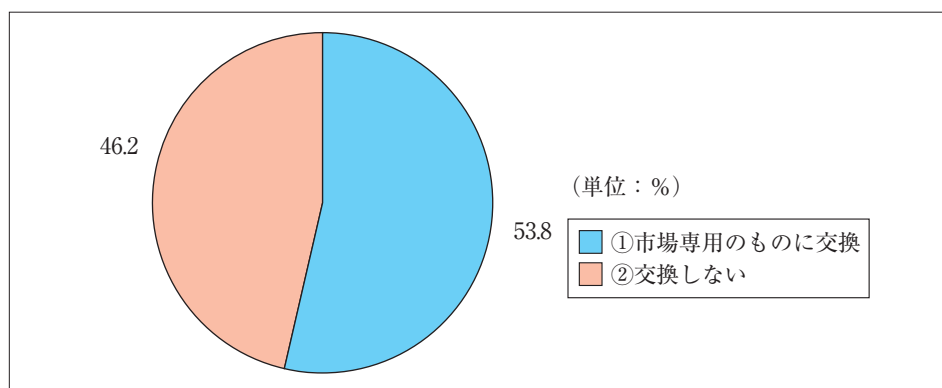


図 3-10

⑪ 農場帰着時の車両消毒

自己の農場等に帰着した時の消毒状況は、消毒実施75人（31.9%）、実施しない160人（68.1%）であり、3分の1しか消毒を実施していない。（図 3-11）

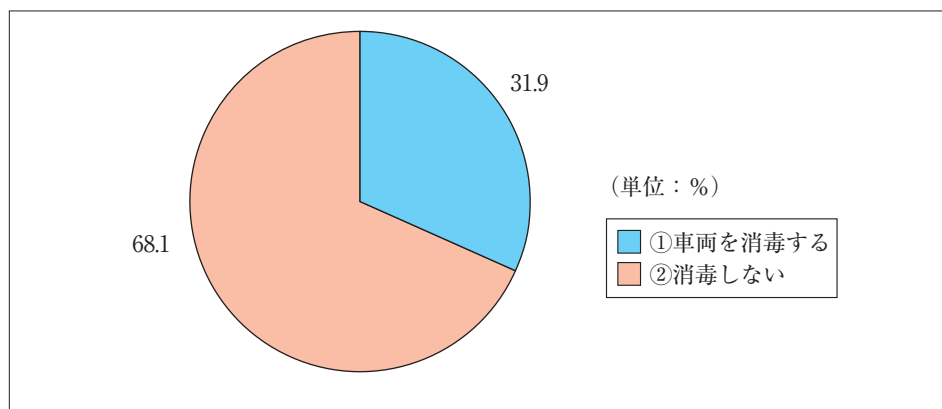


図 3-11

⑫ 農場帰着時の長靴消毒

長靴の消毒状況は、長靴の消毒133人（54.5%）、長靴の交換58人（23.8%）、実施しない53人（21.7%）であり、8割弱の者が長靴の消毒または交換を実施している。（図 3-12）

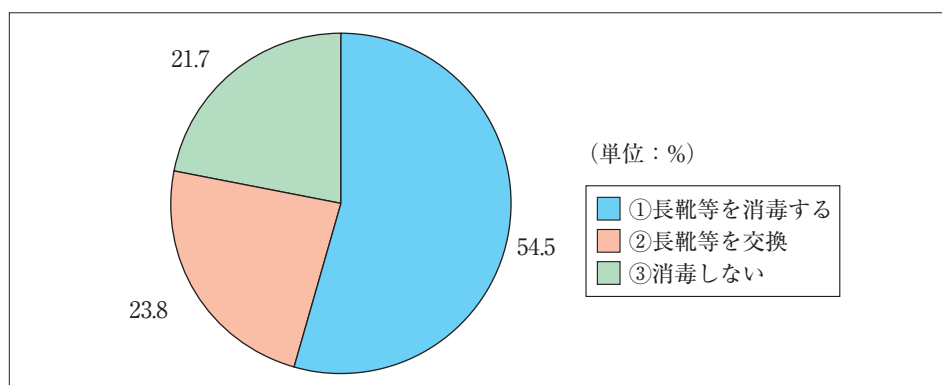


図 3-12

⑬ 農場帰着時の衣服の交換

衣服の交換は、農場専用に変換108人（46.2%）、変換しない126人（53.8%）であり、半数の者で衣服の交換が行われていない。（図3-13）

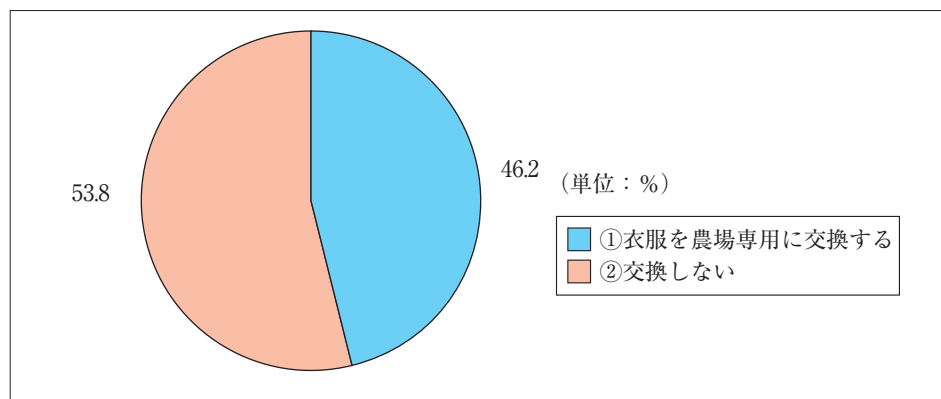


図3-13

ブロック別では、北海道が交換51人（70.8%）と高い。

8 家畜衛生情報の入手方法

① 情報の入手先

情報の入手先は、家畜商組合125人（20.8%）、家畜市場117人（19.5%）、農協79人（11.5%）、家畜保健衛生所153人（25.5%）、開業獣医師等69人（11.5%）、家畜商仲間40人（6.7%）、農林水産省ホームページ11人（1.8%）、入手していない7人（1.2%）であり、家畜の売買業務と関係が深い、家畜商組合、家畜市場からと家畜衛生情報の提供源である家畜保健衛生所から情報を入手している。

区 分	家畜商組合	家畜市場	農 協	家畜保健衛生所
実 数	125	117	79	153
比率 (%)	20.8	19.5	11.5	25.5
区 分	開業獣医師等	家畜商仲間	農水省H・P	入手していない
実 数	69	40	11	7
比率 (%)	11.5	6.7	1.8	1.2

② 入手間隔

情報の入手間隔は、毎日1人（0.3%）、毎週38人（12.7%）、毎月45人（15.1%）、必要な時215人（71.9%）であり、日常的に家畜衛生情報を入手しているのは、約3分の1である。（図4-1）

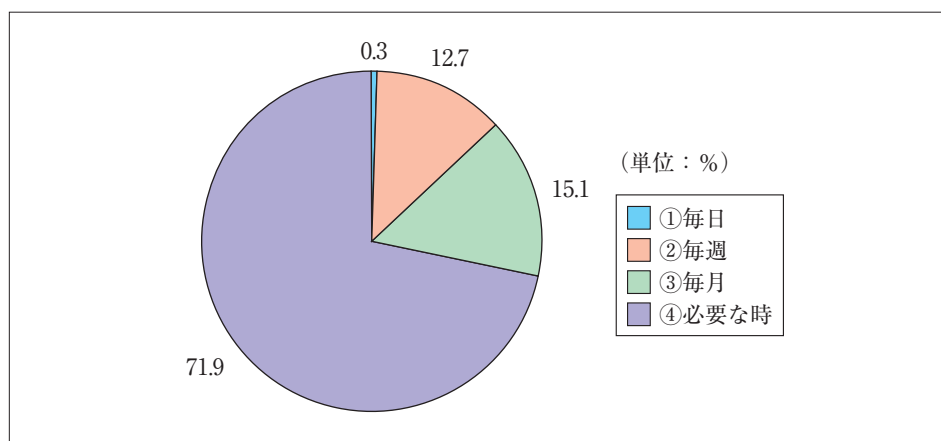


図 4-1

ブロック別では，西日本で毎週が27人（29.3%）と高い。

9 まとめ

家畜商組合が開設する家畜市場における利用者の利用実態は，家畜商を主体に，県内の複数の家畜市場を中心にして頻回にわたり，自己のトラックを利用して，購買又は販売若しくは両方が行われている。

購買にあつては，自己の農場又は依頼先の農場に搬入するため，家畜市場が利用され，家畜市場への来場前においては車両の清掃，消毒は3分の1が実施されてない。また，衣服の交換も半数が農家を出るときのままである。家畜市場入場時の車両の消毒は，8割で実施されているが，2割は実施されていない。更に，家畜市場からの退場時においても2割近くが車両消毒を実施しておらず，農場への搬入時においても，半数以上が車両の消毒・家畜の消毒を実施していない。また，半数以上が家畜市場で着用していた衣服のままで農場内に立ち入っている。

一方，販売にあつては，自己の農場又は複数の農場から家畜を集荷し，家畜市場に搬入されている。この場合，家畜市場への来場前において車両の清掃，消毒は半数において実施されていない。また，衣服の交換も半数が農家を出るときのままである。家畜市場入場時における車両消毒は，8割で実施されているが，2割は実施されていない。

以上のことから，畜産農家段階における飼養衛生管理基準の遵守とともに，家畜市場に病原体を持ち込まない，持ち出さないためには，家畜市場への入出時における消毒の徹底が重要な管理点となっている。

2 家畜市場の家畜衛生対策実施状況

(1) 調査の方法

調査時点（平成23年9月）において、家畜の取引を行っている全ての家畜市場を対象にして、家畜市場の施設、設備の整備状況、家畜衛生対策の実施状況等について、アンケートによる調査を行った。

(2) 調査結果の概要

調査票は、142市場へ配布し、そのうち、105市場から回答（回収率73.9%）された。調査票は、北海道、東北、関東、東海・近畿、中四国及び九州の6ブロックに区分して集計した。

1) 家畜市場の概要

① 開設者

回答のあった105家畜市場の開設者は、農業協同組合43市場（41.0%）、全国農業協同組合連合会27市場（25.7%）、経済農業協同組合18市場（17.1%）、家畜商業協同組合17市場（16.2%）である。（図1-1）

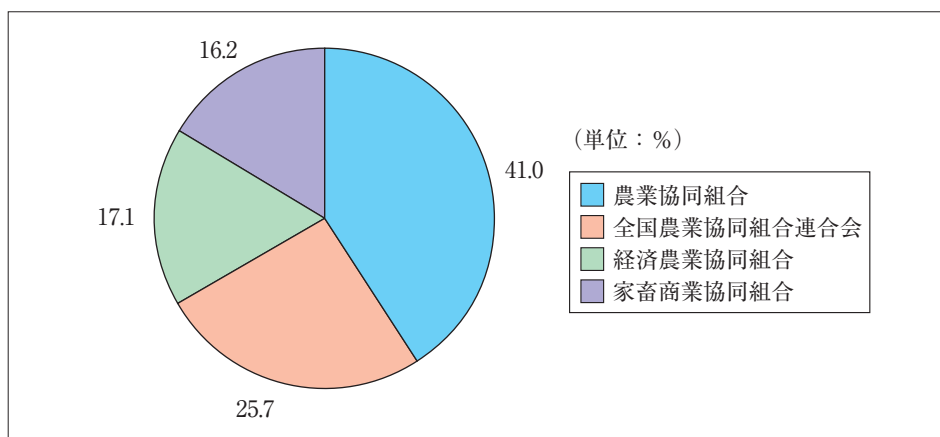


図 1-1

② 開設年

家畜市場が開設された年は、回答のあった98市場のうち54市場（55.1%）が昭和60年以前に開設されており、平成17年以降の開設は9市場（9.2%）である。（図1-2）

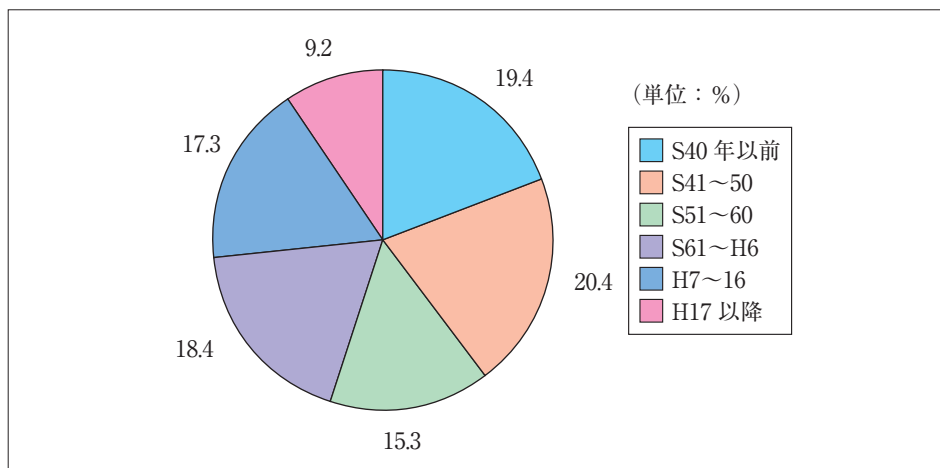


図 1-2

③ 年間開催回数

牛では、年間48日（週に1日開催）以下が67市場（70.5%）で、このうち12日以下が36市場（37.9%）あり、週に2日以上（年間97日以上）開催しているのは5市場（5.3%）である。（図1-3）

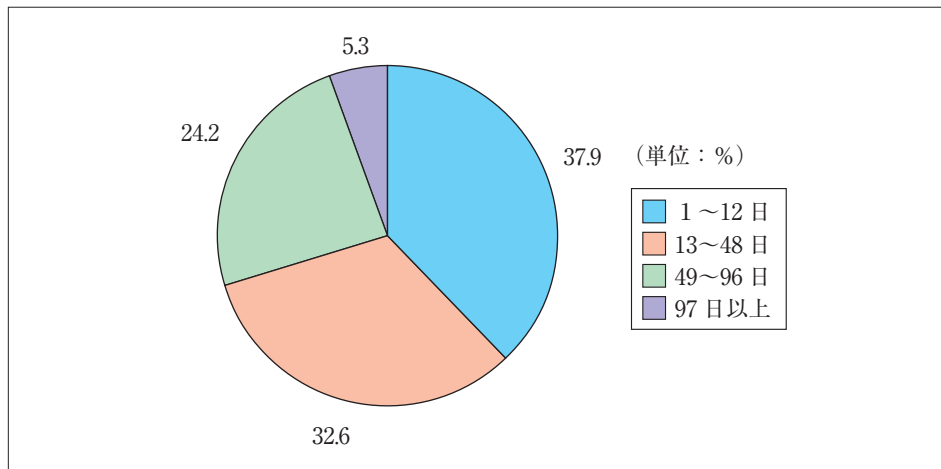


図1-3

豚は16市場、馬は16市場、めん・山羊は9市場で開催されており、これらの大部分は牛の開催日に合わせて取引されている。

④ 運営組織

職員数は、10名以下が53市場（55.2%）と半数を占めるが、21名以上も28市場（29.2%）ある。（図1-4）

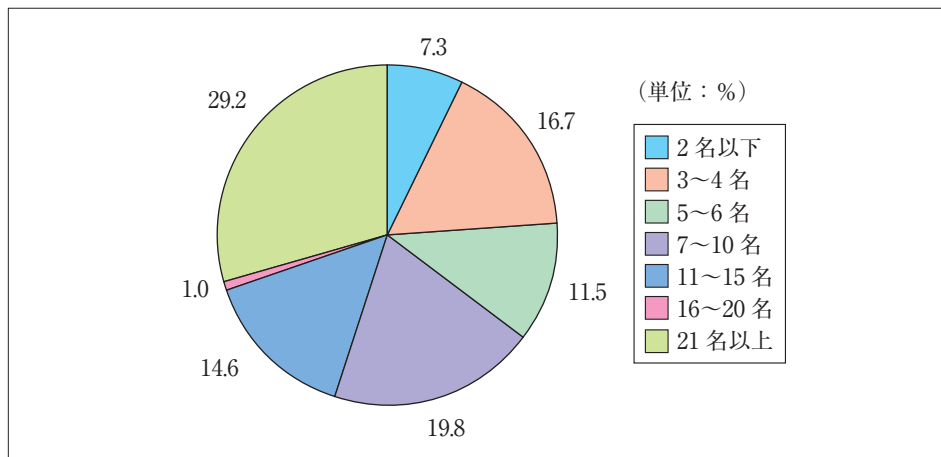


図1-4

職員のうち、家畜市場開催日のみに働く臨時職員を雇用しているのは56市場である。

⑤ 最大取引頭数／日

301頭／日以上が60市場（62.5%）で、大半を占めるが、200頭／日以下も23市場（24.0%）ある。（図1-5）

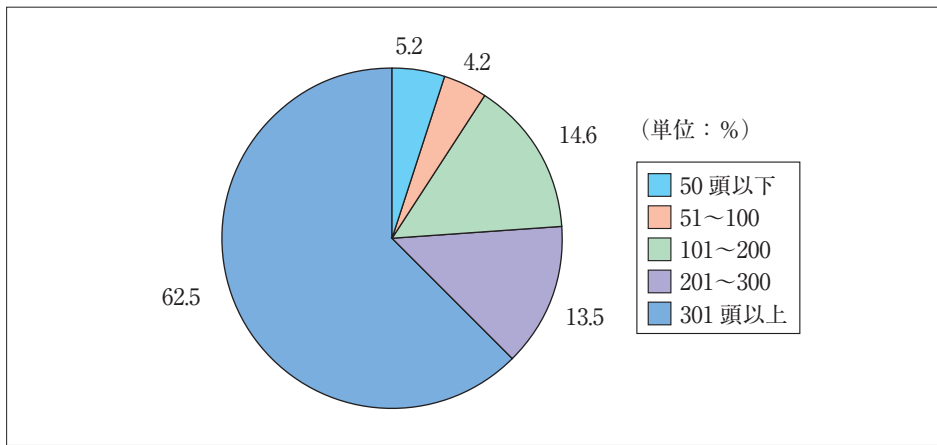


図 1-5

⑥ 最大購買者数／日

51人／日以上が56市場（58.3%）である。（図 1 - 6）

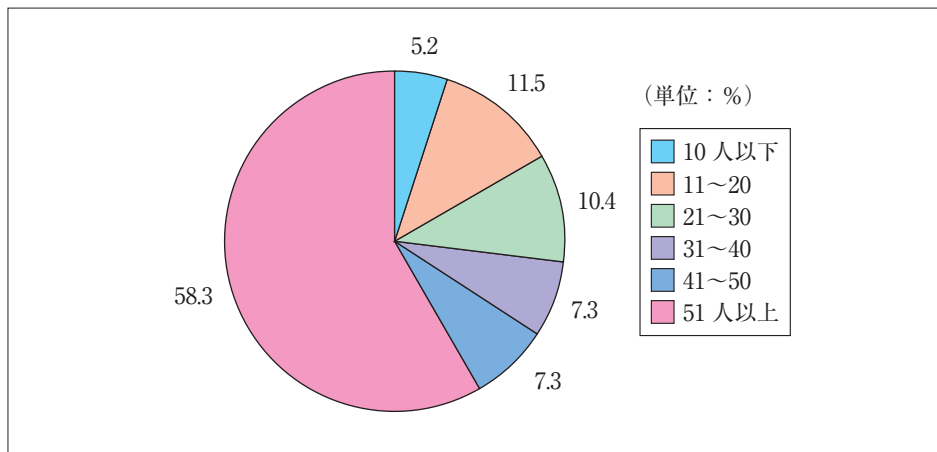


図 1-6

2) 取引実績等（平成22年度）

① 畜種別取引実績

平成22年度における家畜の取引実績は、肉用牛がせり上場頭数859,700頭、取引成立頭数820,974頭（95.5%）、不成立頭数30,036頭（3.5%）、乳用牛がせり上場頭数126,606頭、取引成立頭数117,384頭（92.7%）、不成立頭数9,222頭（7.3%）、馬がせり上場頭数3,553頭、取引成立頭数2,426頭（68.3%）、不成立頭数1,127頭（31.7%）、豚がせり上場頭数72,969頭、取引成立頭数71,934頭（98.6%）、不成立頭数1,035頭（1.4%）、めん・山羊がせり上場頭数1,439頭、取引成立頭数1,203頭（83.6%）、不成立頭数236頭（16.4%）である。（表 1）（図 2-1（肉用牛）、2-2（乳用牛）、2-3（馬）、2-4（豚）、2-5（めん・山羊））

これらのうち、せり上場頭数で見ると、肉用牛の内訳は、肉専用種が428,467頭（49.8%）、乳用種が199,169頭（23.2%）、交雑種が232,064頭（27.0%）であり、乳用牛の内訳は、成牛が98,374頭（77.7%）、育成・子牛が28,232頭（22.3%）である。（図 2-6-1、図 2-6-2）

表 1 取引実績

単位：頭

区 分		せり上場頭数	取引成立頭数	不成立頭数	
肉 用 牛	肉専用種	成 牛	62,221	58,323	3,874
		子 牛	360,636	341,166	13,377
		肥育牛	5,610	5,332	246
	乳用種	ヌレ子・スモール	168,402	162,360	5,160
		肥育素牛	14,855	14,261	594
		肥育牛	15,912	15,416	496
	交雑種	成 牛	6,652	6,530	122
		ヌレ子・スモール	160,731	156,625	2,447
		子 牛	61,092	57,446	3,646
		肥育牛	3,589	3,515	74
計		859,700	820,974	30,036	
乳 用 牛	成 牛	98,374	91,990	6,384	
	育成・子牛	28,232	25,394	2,838	
	計	126,606	117,384	9,222	
馬		3,553	2,426	1,127	
豚		72,969	71,934	1,035	
めん・山羊		1,439	1,203	236	

(注) 「せり上場頭数－取引成立頭数」と「不成立頭数」は、未報告の家畜市場があるため一致しない。

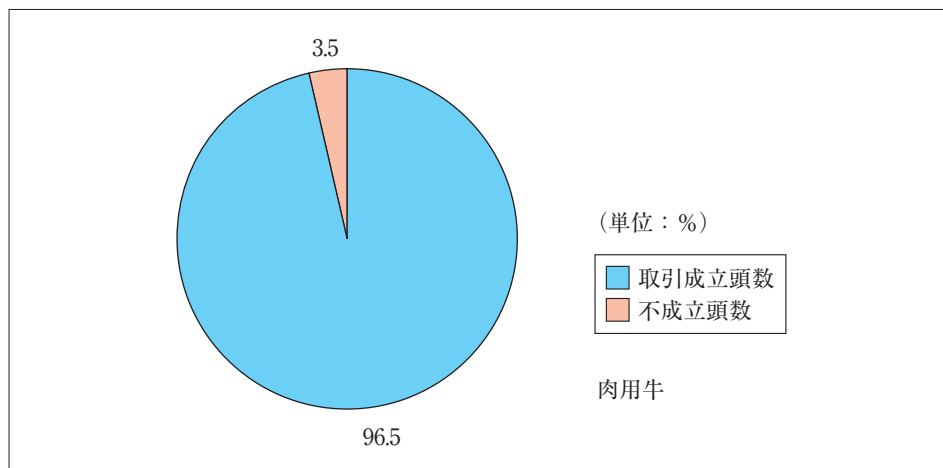


図 2-1

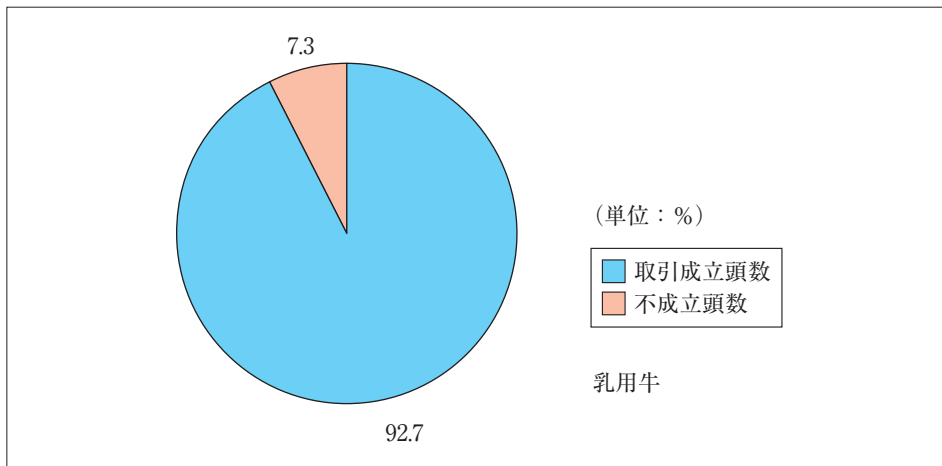


図 2-2

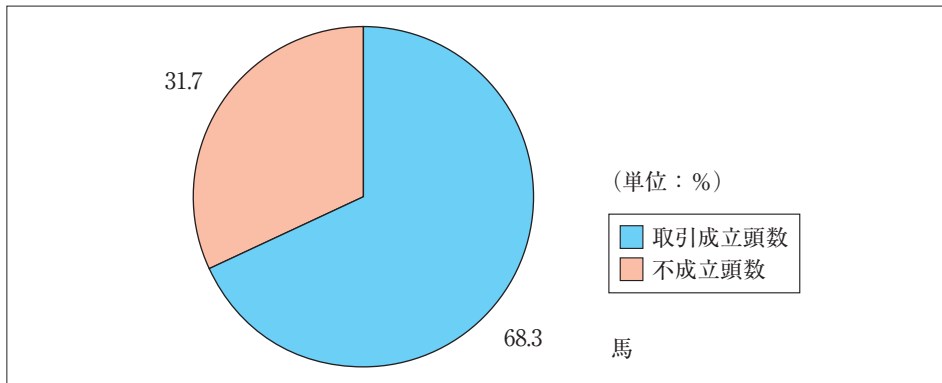


図 2-3

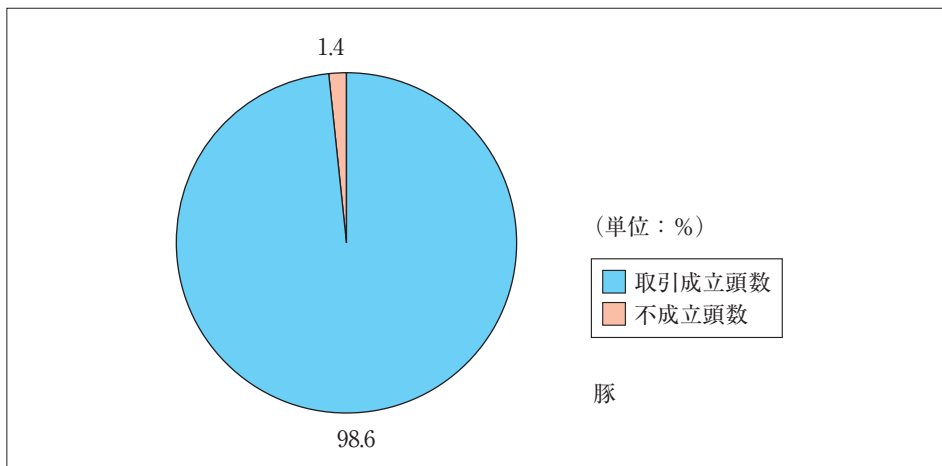


図 2-4

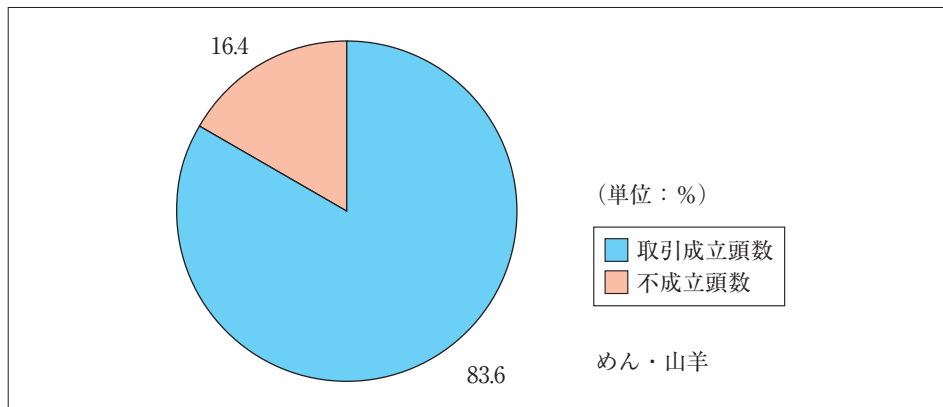


図 2-5

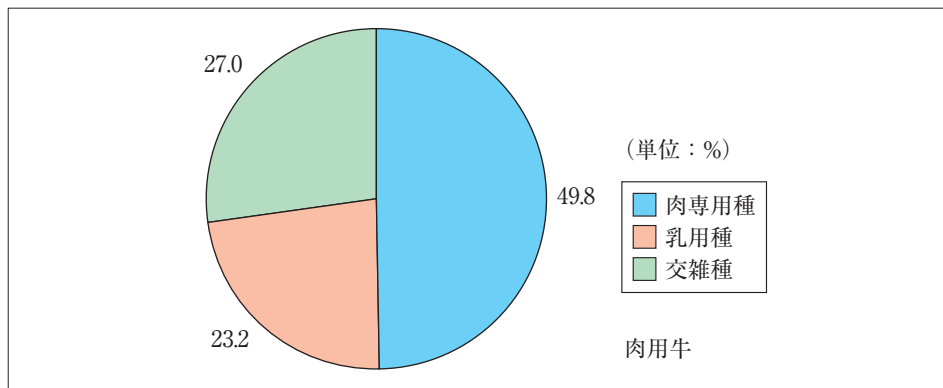


図 2-6-1

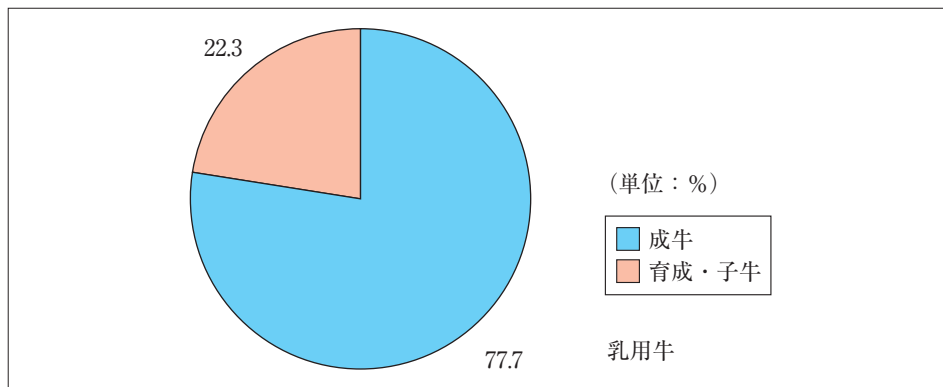


図 2-6-2

② 入場者数

入場者数は、500人以下が45市場（51.1%）と半数を占める。3,001人以上も22市場（25.0%）あり、このうち11市場は九州ブロックにある。（表2）

（注：調査項目によっては無回答があるため、以下、回答のあった市場数を記す。）

表2 入場者数

単位：市場

	100人 以下	101 ～ 500	501～ 1000	1001～ 1500	1501～ 2000	2001～ 2500	2501～ 3000	3001 以上	計
全国	21	24	8	4	3	0	6	22	88
北海道	3	4	1	1	1	0	0	0	10
東北	4	1	1	1	1	0	1	2	11
関東	4	3	1	2	0	0	3	1	14
東海近畿	2	5	1	0	0	0	0	3	11
中四国	1	1	1	0	0	0	1	5	9
九州	7	10	3	0	1	0	1	11	33

③ 入場者の職業

入場者の職業は、家畜商、農協職員、農家等であり、入場者数では、100人以下の市場が、家畜商では49市場（60.5%）、農協職員では46市場（60.5%）、農家では31市場（40.3%）ある。（表2-1）



（家畜市場のセリ風景）

表 2-1 入場者の職業

家畜商		50人以下	51～100	101～200	201～500	501～1000	1001～以上	計
	全国	38	11	4	9	9	10	81
	北海道	4	3	0	0	2	1	10
	東北	5	1	0	1	1	1	9
	関東	4	1	0	2	2	2	11
	東海近畿	7	2	2	0	0	0	11
	中四国	3	0	0	2	1	2	8
	九州	15	4	2	4	3	4	32
農協職員		50人以下	51～100	101～200	201～500	501～1000	1001～以上	計
	全国	42	4	6	13	8	3	76
	北海道	5	2	1	1	0	0	9
	東北	5	0	0	1	1	0	7
	関東	7	0	2	1	1	0	11
	東海近畿	6	0	1	1	1	1	10
	中四国	2	0	0	6	0	0	8
	九州	17	2	2	3	5	2	31
農家		50人以下	51～100	101～200	201～500	501～1000	1001～以上	計
	全国	20	11	9	9	7	21	77
	北海道	5	3	1	0	0	0	9
	東北	3	0	1	1	1	2	8
	関東	3	1	1	0	2	2	9
	東海近畿	2	2	2	1	1	2	10
	中四国	1	1	0	1	1	4	8
	九州	6	4	4	6	2	11	33
その他		50人以下	51～100	101～200	201～500	501～1000	1001～以上	計
	全国	36	7	6	7	6	5	67
	北海道	6	1	1	0	0	0	8
	東北	5	0	1	0	1	0	7
	関東	5	0	1	1	0	0	7
	東海近畿	7	0	1	0	1	1	10
	中四国	1	3	1	2	1	0	8
	九州	12	3	1	4	3	4	27

④ 視察・見学

視察・見学者は、51人以上が26市場（45.6%）で、10人以下も18市場（31.6%）ある。（表2-2）

表 2-2 視察・見学

	10人 以下	11 ～ 20	21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 以上	計
全国	18	3	6	1	3	26	57
北海道	4	0	0	0	0	2	6
東北	4	0	0	0	0	2	6
関東	0	0	2	0	2	3	7
東海近畿	2	1	0	0	0	2	5
中四国	1	0	0	1	0	6	8
九州	7	2	4	0	1	11	25

3) 施設、設備の整備状況

施設、設備のうち、家畜市場の基本的な施設（競売所、代金決済所、セリシステム等）は、家畜市場の開設とともに設置されているので、老朽化が進み順次更新されているが、セリシステム関係の自動セリ機、電光掲示板、応札機は、平成17年以降に更新された市場が半数を占めている。また、家畜の個体確認を行う耳標の読み取りに用いるハンディターミナル、ID連携システム、市場情報の提供システムが整備されている市場も半数である。

家畜市場における衛生関係の施設である污水处理施設、堆肥化施設、獣医師詰所、隔離所等は、約半数の市場で設置されている。（表3）

表3 施設、設備の整備状況

	有	無	S40年 以前	41～ 50	51～ 60	60～ H6	H7～ 16	H17年 以降	計
競売所	102	3	1	20	19	23	13	9	85
代金決済所	99	6	1	17	12	23	15	12	80
セリシステム	85	20	1	16	10	23	14	13	77
自動セリ機	95	10	0	3	2	13	21	43	82
電光掲示板	98	7	0	3	3	15	21	42	84
応札機	91	14	0	3	2	16	22	35	78
けい留施設	102	3	1	11	18	20	16	13	79
けい養施設	63	42	1	7	10	12	11	9	50
自動誘導レール	54	51	0	1	1	5	23	18	48
秤量・体測施設	100	5	0	6	10	16	24	24	80
出荷購買者控室	81	24	1	10	10	17	16	12	66
研修指導室	37	68	0	4	4	9	10	3	30
輸送施設	22	83	0	2	6	4	2	1	15
展示施設	16	89	0	2	3	5	3	0	13
ハンディターミナル	43	62	0	1	0	1	18	14	34
ID連携システム	58	47	0	1	0	1	24	12	38
情報提供システム	46	59	0	2	0	2	14	13	31
汚水処理施設	49	56	0	4	5	12	10	11	42
汚物焼却施設	6	99	0	0	2	3	0	0	5
脱臭施設	3	102	0	0	1	0	1	0	2
堆肥化施設	58	47	1	6	9	12	13	8	49
消毒施設	79	26	0	5	5	11	24	18	63
繫留施設の消毒施設	34	71	0	1	4	3	8	3	19
獣医師詰所	60	45	1	9	7	13	10	4	44
隔離所	46	59	0	7	4	10	7	4	32

4) 防疫対策施設

ア 消毒施設・設備

① 車両消毒装置

設置が75市場（71.4%）、設置なしが30市場（28.6%）であり、このうち設置年の回答があった62市場のうち、28市場（45.2%）が平成17年以降に設置されている。（図3-1）

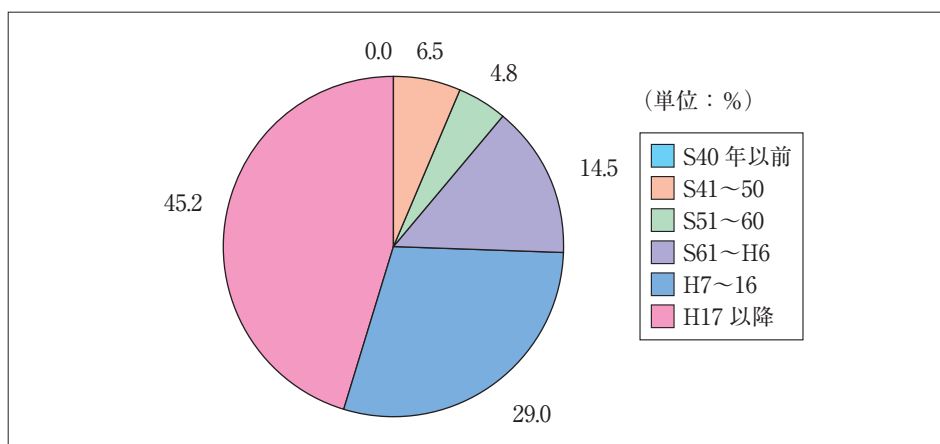


図 3-1

ブロック別では、設置75市場のうち九州が34市場と半数を占める。

② 踏込み消毒槽，動力噴霧器，手動噴霧器

回答された105市場では、踏込み消毒槽は85市場 (81.0%)，動力噴霧器は72市場 (68.6%)，手動噴霧器は27市場 (25.7%)で設置されている。

イ 獣医師詰所

① 設置場所

設置が62市場 (59.0%)で、このうち診療機材も設置が24市場 (22.9%)である。

② 獣医師の所属先

回答された88市場では、農業共済組合が25市場 (28.4%)，開業獣医師が29市場 (33.0%)，家畜市場の職員が29市場 (33.0%)であり，家畜保健衛生所の職員が対応5市場 (5.7%)である。(図 3-2)

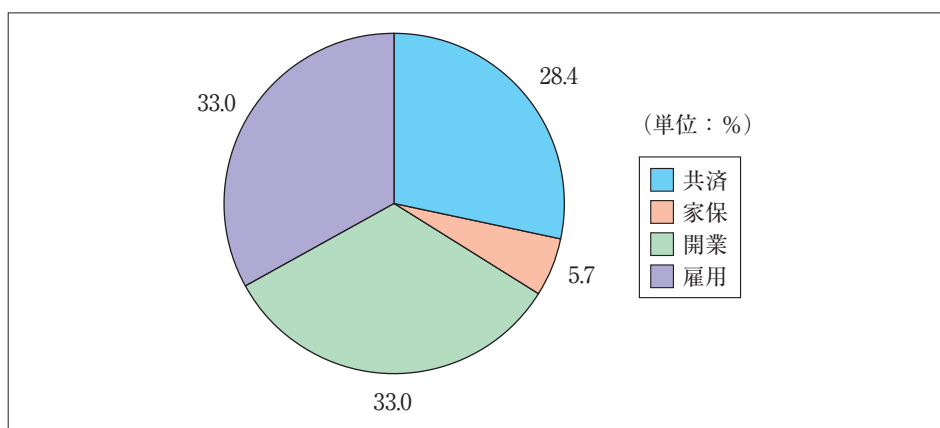


図 3-2

ウ 隔離所

独立した隔離所の設置が39市場 (37.1%)である。

5) 防疫対策実施状況

ア 防疫対策の規程，マニュアル

有りが42市場 (45.2%)，無しが51市場 (54.8%)で、道府県庁が作成したマニュアルに準拠したものが多い。

イ 伝染病発生時の対応マニュアル

有りが43市場（46.7%）、無しが49市場（53.3%）で、上記アと同様に道府県庁作成のものに準拠している。

ウ 運搬車両の登録、記帳

登録、記帳を義務付けているのは1市場（北海道）のみである。

エ 車両に対する消毒

① 車両消毒装置の通過

車両消毒装置（消毒装置または消毒槽）の通過を搬出入時64市場（69.6%）、搬入時のみ20市場（21.7%）で義務付け、8市場（8.7%）では義務付けていない。（図4-1）

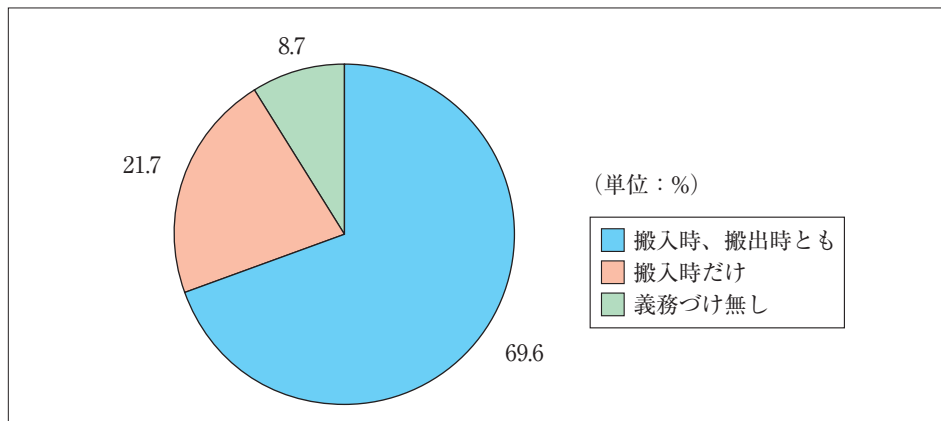


図4-1

② 動力噴霧器

動力噴霧器で消毒が48市場（52.2%）であり、このうち職員で実施が45市場である。

③ 消石灰の散布

散布しているが47市場（51.1%）である。

オ 衣服、長靴の消毒

① 実施場所、消毒機器

場所は、セリ場68市場、けい留場所43市場、けい養場所入口37市場で、消毒機器は、人体噴霧装置17市場、手動噴霧器8市場、踏込み消毒槽82市場であり、このうち人体噴霧装置はすべて九州ブロックに設置されている。（図4-2-1、図4-2-2）

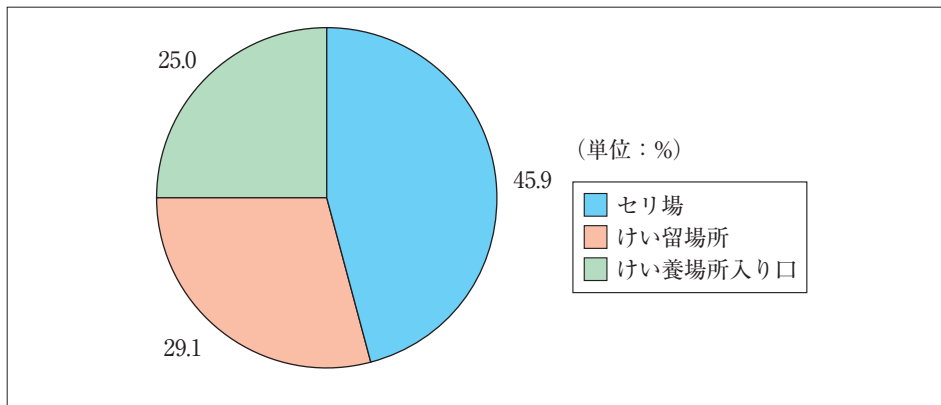


図 4-2-1

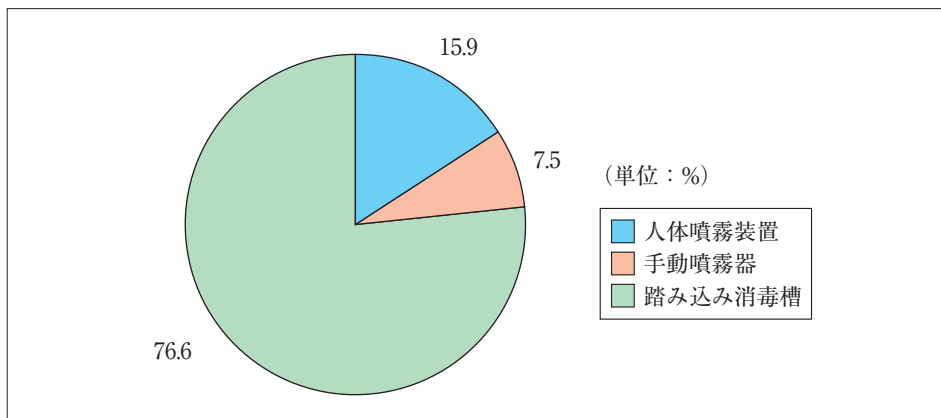


図 4-2-2

② 消毒薬の交換

交換時期は、汚れた時56市場、一定時間ごと33市場である。

カ 衣服、長靴の交換

衣服、長靴の着用を義務付け8市場、噴霧消毒を実施14市場、靴、サンダルは靴底消毒31市場、義務付けなし58市場である。(図 4-3)

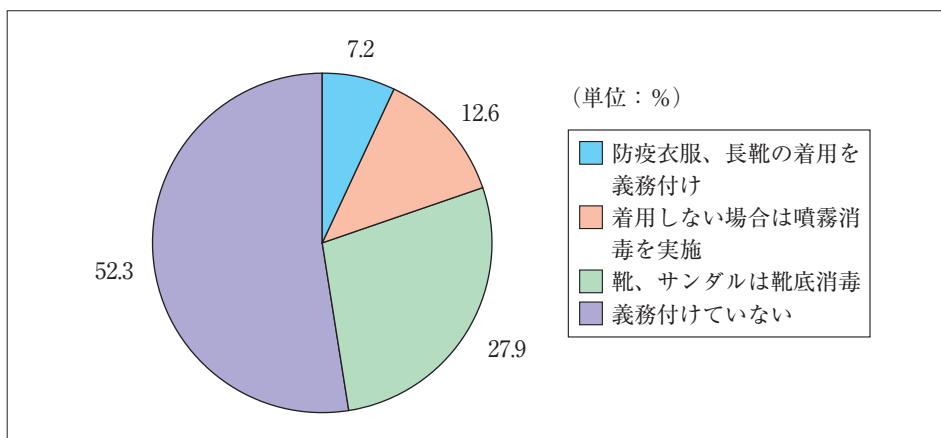


図 4-3

6) 家畜伝染病を疑った場合の対処方法

ア 対応マニュアルの有無

マニュアルが有り35市場 (40.7%), 無し51市場 (59.3%) である。

イ 通報先

通報先は、家畜保健衛生所85市場 (69.7%), 開業獣医師20市場 (16.4%), 市場開設者17市場 (13.9%) である。

ウ 通報時期

時期は、疑った直後56市場 (62.9%), 獣医師の診断後33市場 (37.1%) で、セリ終了後はなかった。

エ 通報内容等の記録

記録を作成52市場, 作成しない14市場である。

オ 搬入家畜に対する衛生対策

健康状態を確認後搬出26市場, 家畜, 車両を消毒後搬出35市場, 家畜のID番号の記録43市場, 記録なし5市場である。(図5-1)

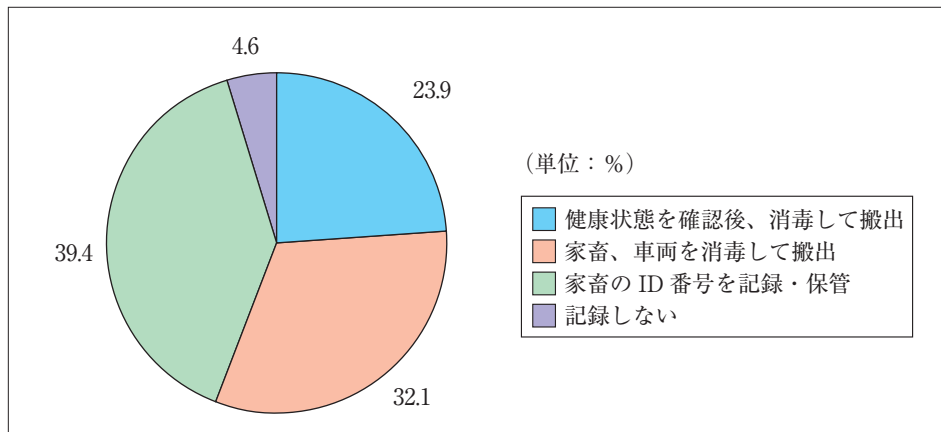


図5-1

カ 疑似家畜の取扱い

隔離所27市場, けい留場所で隔離21市場, 移動させない23市場である。(図5-2)

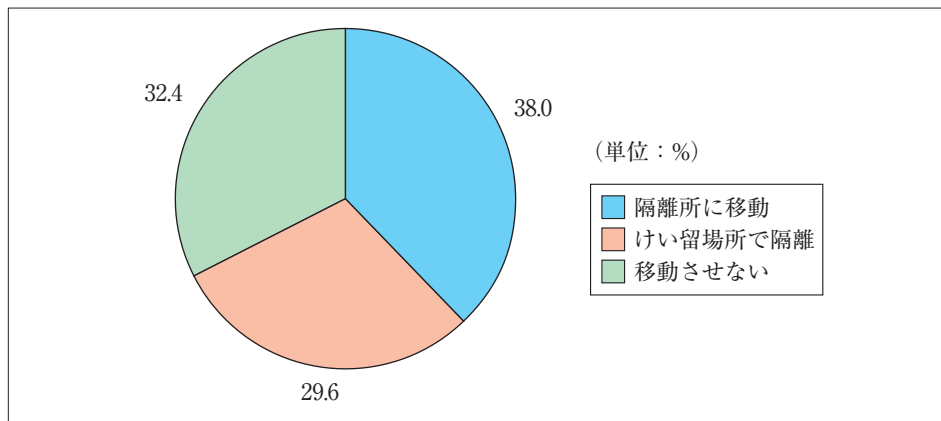


図5-2

7) 家畜衛生に関する研修

- ① 研修会の開催状況は、開催40市場（40.8%）、開催なし58市場（59.2%）であり、開催のうち九州ブロックが25市場（65.8%）である。これは宮崎県における口蹄疫の発生が契機となっている。
- ② 職員の研修は、参加34市場で、家畜保健衛生所が主催する研修会等である。

8) 家畜衛生情報の入手先

ア 定期的に入手

- ① 家畜保健衛生所84市場（65.1%）、開業獣医師4市場（3.1%）、農協6市場（4.7%）、農水省ホームページ35市場（27.1%）であり、インターネット利用が約3分の1である。（図6-1）

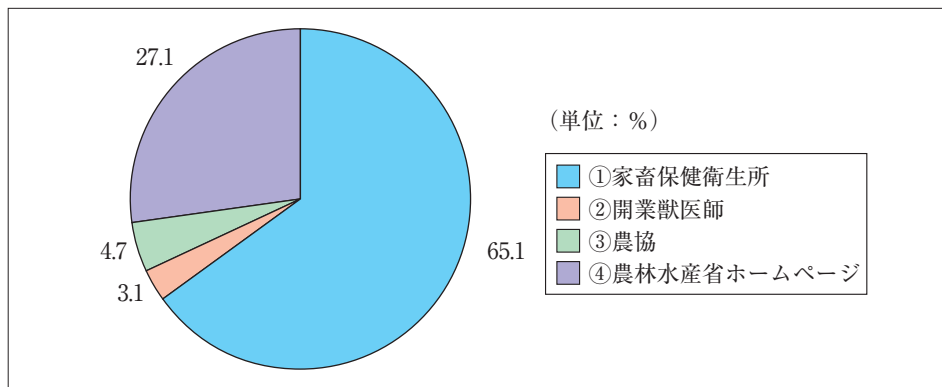


図6-1

- ② 入手間隔は、必要なとき65市場、毎月8市場であり、毎日も2市場である。
- ③ 入手方法は、電話16市場（11.6%）、Fax48市場（33.3%）、メール18市場（13.0%）、印刷物28市場（20.3%）、インターネット30市場（21.7%）である。（図6-2）

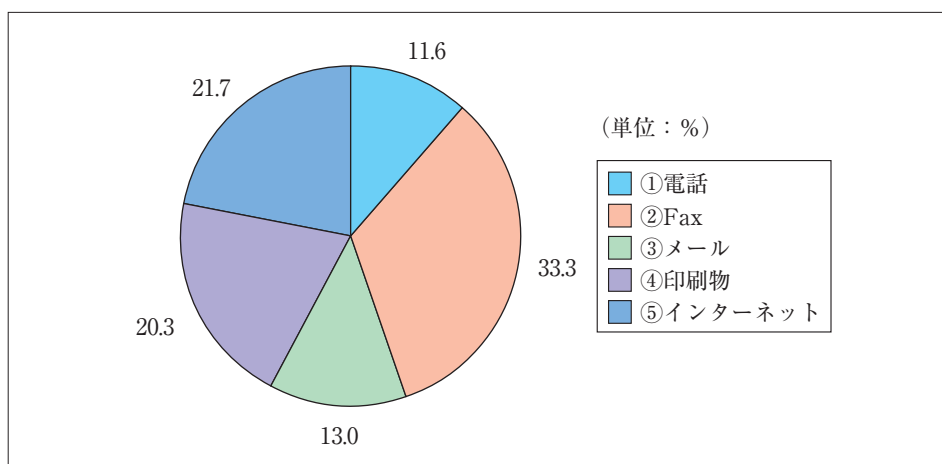


図6-2

イ 発生時のみに入手、通知を受けるだけ

上記アと対比して、発生時のみ15市場、通知を受けるだけ16市場である。

ウ 情報の周知先

周知先は、組合内部39市場（39.4%）、案内板または掲示板39市場（39.4%）、組合員各自21市場（21.2%）である。（図6-3）

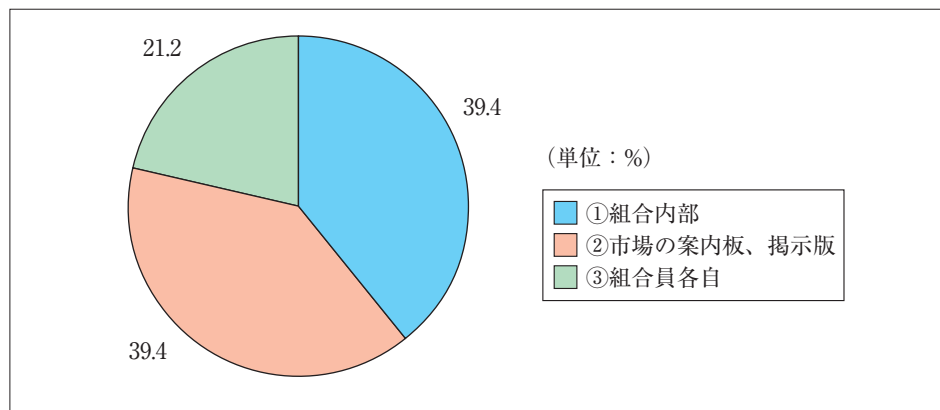


図6-3

9) 問題点, 要望事項 (省略)

10) 家畜伝染病予防法に基づく「移動制限区域」に指定された場合にとられた措置

平成22年に宮崎県で口蹄疫が発生したときに、8市場が指定され、市場の開催が中止された。

11) まとめ

車両消毒装置は、75家畜市場（71.4%）において設置され、車両消毒装置の通過を市場への搬出入時ともに義務付けているのは69.6%、搬入時のみに義務付けているのは21.7%であり、搬入時には91.3%の市場が消毒を義務付けている。

また、踏込み消毒槽は85家畜市場において複数の場所に設置され、設置場所はセリ場45.9%、けい留場所29.1%、けい養場所25.0%であり、長靴等の踏込み消毒が実施されている。しかし、衣服・長靴の交換を義務づけている市場は、ほとんどなく、これに代わる対応として噴霧消毒、靴底消毒が実施されている。

更に、家畜伝染病予防法において設置が義務付けられている獣医師詰所の設置は、57.1%、隔離所の設置は46.7%の市場でしか整備されていない。

一方、家畜伝染病が疑われた場合の対応マニュアルは、46.7%の市場でしか策定されておらず、緊急時における混乱回避が懸念されている。

3 家畜市場の現地調査

(1) 調査の方法

北海道から宮崎県までの市場のうち、11家畜市場を抽出し、当該家畜市場が開催されている時期に、本事業の委員を派遣して、家畜市場の家畜衛生関連の施設、設備の設置状況、家畜衛生対策の実施状況について、家畜市場関係者からの直接聴取により調査を行った。

(2) 調査結果の概要

ア 消毒関連施設、設備関係

① 車両消毒関係

家畜を搬入する車両、家畜商が来場するための車両等に対する消毒設備、消毒方法等は、次のとおりである。

- ・車両全体の外装消毒を行う車両消毒装置は、3市場（ゲート式）で整備されており、車両が進入すると自動センサーが感知して消毒薬が噴霧される。
- ・車両のタイヤ消毒を行う消毒槽は、10市場で整備されており、整備されていない1市場では消石灰が出入り口に散布されている。
- ・冬期に凍結する市場では、消毒槽が使用できないため、消石灰を散布している。
- ・消毒槽があり、さらに人力による車両の外装消毒を行っている市場が1市場ある。

② 市場内の消毒関係

市場の開催前、開催後において場内の清掃、消毒を行っており、その状況は次のとおりである。

- ・動力式噴霧器は、10市場で整備されており、このうち2市場では3台を有している。整備していない1市場では購入を検討している。
- ・3台を有している市場では、1台を軽トラックに積んで移動しながら消毒し、もう1台は出入口等の消毒に、3台目は駐車場に固定され、車両の清掃等に用いている。
- ・手動式噴霧器は、5市場で整備され、局所的な消毒を行う場合に使用している。

③ 家畜商に対する消毒関係

来場する家畜商、家畜商が出入りするセリ場、受付、精算所等の入口において、長靴等を消毒する踏込み消毒槽、消毒マット等の設置状況は、次のとおりである。

- ・踏込み消毒槽は、9市場で整備され、このうち4市場では消毒槽、マットとも設置されている。設置されている箇所数については、それぞれの市場で異なるが、事務所、セリ場入口には9市場とも設置されている。設置していない2市場では、今後設置する方向で検討する。
- ・家畜商が衣服交換をするための更衣室がある市場は、1市場だけであるが、利用頻度は少ない。
- ・衣服に対する消毒を行っている市場は、1市場だけであり、この市場では手消毒用の手洗い器も設置している。

- ・車両運転手の長靴消毒については、1市場が車両から降りる際に係員が手動式噴霧器で行っている。
- ・家畜商、車両運転手に対して、家畜の搬入先で長靴等の消毒を行うための消毒薬（2リットルのポリ容器）を配布している市場が1市場ある。

イ 使用されている消毒薬

消毒薬 (商品名等)	車両消毒装置	車両消毒槽	踏込消毒槽	衣服消毒	セリ場 繫留場
アンテックビルコンS	1	5	6		2
アストップ	1	1	1		1
クレンテ	1	1	2		2
タナベゾール		1			1
パコマ		1			3
次亜塩素酸ソーダ		1			
クエン酸				1	
消石灰					1

なお、清掃時にでた汚物、洗浄水を公共下水道に流している市場（1市場）では、セリ場・繫留場の消毒を実施していないが、車両消毒は実施している。

ウ 衛生関係施設

污水处理施設、たい肥化施設、隔離畜舎、看板の整備状況は、次のとおりである。

- ・污水处理施設（浄化槽）は、5市場が設置しているが、1市場は故障している。また、設置していない6市場のうち、2市場は浄化槽の必要がない（市場内で水洗しない、公共下水道利用）。
- ・たい肥化施設は、11市場全てに設置されており、たい肥化後は、近隣の農家に配布している。
- ・隔離畜舎は、8市場で整備され、整備されていない3市場でも、必要な場合は、繫留場の一部に隔離場所を設置して対応する。
- ・注意喚起等の看板については、入場制限が5市場、車両消毒が5市場、入場者消毒が4市場で設置されている。

エ 獣医師、防疫対策マニュアル、研修等

① 獣医師関係

家畜市場に搬入された家畜の健康確認を行う獣医師の状況は、次のとおりである。

- ・11市場すべてに獣医師が配置されている。所属は、職員が7市場、農業共済組合が3市場、開業獣医師が1市場である。
- ・獣医師の詰所は、7市場で設置されている。設置されていない4市場でも、事務所内にデスクを置いている。

② 防疫対策マニュアル関係

家畜市場内において、家畜の伝染病が確認された場合に市場がとるべき対応等を定めたマニュアルの制定状況は、次のとおりである。

- ・マニュアルを制定している市場はないが、2市場は地元の県庁が定めたマニュアルに基づいて対応をする。

③ 衛生対策の研修、家畜衛生情報の入手先関係

職員に対する研修、家畜衛生関係情報の入手状況は、次のとおりである。

- ・家畜衛生関係の知識、情報等については、すべての市場において、地元の家畜保健衛生所が開催する研修会に参加している。うち、1市場では地元の市役所が開催する研修会にも参加している。
- ・家畜衛生関係の情報等については、全ての市場において家畜保健衛生所から定期的に入手し、農林水産省のホームページからも入手している。

(別紙参照：家畜市場における衛生対策一覧)



(家畜市場の車両消毒装置)

家畜市場における衛生対策一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
家畜市場											
車両消毒装置	無	無	無	無	無	無	無	有(1基):ピルコン	無	有(1基):アストップ	有(2基):クレンテ
稼働状況								可		可	可
車両消毒槽	有:ピルコン	有:ピルコン	有:ピルコン(西入口)	有:タナベゾール	有:アストップ	有:パコマ	無	有:ピルコン	有:ピルコン	有:次亜塩素酸ソーダ	有:クレンテ
車両消毒槽数	1箇所	1箇所	1箇所(西入口)	1箇所	1箇所	2箇所	無	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所
消毒薬の有無	有	有	有	有	有	有	無	有	有	有	有
動力噴霧器で実施			東入口								
出入口周辺	消石灰散布	冬期:消石灰散布	消石灰散布				消石灰散布	消石灰散布			
動力噴霧器	有:1台	有:3台	有:3台	有:1台	有:1台	有:1台	有:1台	無	有:1台(家保から借用)	有:1台	有:1台
稼働の可否	可	可	可	可	可	可	故障	無	可	可	可
車搭載	無	有	有	無	無	無	無	無	無	有:移動式	無
固定、移動式	有:移動式	有:固定(清掃用)	有:固定、移動式	有:移動式	有:移動式	有:移動式	有:移動式	無	有:移動式	有:移動式	有:移動式
手動噴霧器	有:1台	無	無	有:1台	無	無	無	無	有:1台	有:3台	有:スプレー式
踏込み消毒槽											
ブラッシャー	有:ピルコン、消石灰	有:ピルコン	有:ピルコン	無	有:アストップ	無	有:ピルコン	有:ピルコン	有:ピルコン	有:ピルコン	有:クレンテ
マット式	有:ピルコン	有:ピルコン						有:ピルコン	有:ピルコン	有:ピルコン	有:クレンテ
衣服、長靴の消毒											
設備又は交換											
更衣室の有無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無
衣服脱衣場	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	有:クエン酸
人体用噴霧器											有:クエン酸(スプレー)
手の消毒											
靴底消毒の有無	有	有	有	無	有	有	有	有	有	有	有
長靴用配布(2Lボリ)											
汚水処理施設	無:床の水流なし	有:浄化後河川	無	無	有	有	有:故障	無:公共下水道利用	有	有	有
たい肥化施設	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布	有:農家に配布
隔離畜舎	有	有	有:屋根付きパドック	有:老朽化	有:老朽化	無	有:一部を繋留場所として利用	無:繋留場の一部を隔離して対応	有:老朽化	有:老朽化	無
セリ場、繋留場の清掃・消毒	清掃後、ピルコン消毒	洗浄後、パコマ消毒	洗浄後、パコマ消毒	清掃後、タナベゾール	清掃後、アストップ消毒	洗浄後、パコマ消毒	洗浄後消石灰散布	洗浄後、水で洗い流し	洗浄後、ピルコン消毒	洗浄後、クレンテ消毒	清掃後、クレンテ消毒
獣医師											
所属、委託	委託:農業共済退職者	嘱託	委託:農業共済	嘱託	委託:農業共済	嘱託	嘱託(非常勤参事)	嘱託(事務局長)	嘱託(農協職員)	嘱託、開業獣医師	委託:開業獣医師
獣医師詰所	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	有
看板	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	無
入場制限	無	無	有	無	無	無	有	有	有	有	無
車両消毒	無	有	有	無	無	無	無	無	有	無	有
入場者消毒	無	有	有	無	無	無	無	無	有	無	有
防疫対策マニュアル	無	無	無	無	有:県のマニュアル運用	無	無	無	無	無	有:県のマニュアル運用
衛生対策の研修	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加	家保の研修に参加
情報の入手先	家保	家保	家保	家保	家保	家保	家保	家保	家保	家保	家保
	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ	農水省ホームページ

4 家畜衛生対策に係る家畜市場の問題点

現状の家畜市場における家畜衛生対策について、アンケート調査、現地調査、家畜市場関係者との意見交換で出された論点を調査分析した結果、家畜市場において家畜衛生対策を実施していく上で抱えている問題点については、次のとおりであった。

(1) 家畜市場への入場制限措置

家畜市場に病気の家畜、病原体を持ち込むことを防止するためには、関係者以外の立入を禁止し、市場内に入出入りする家畜、車両、人の消毒の義務化を検討する必要がある。また、家畜市場への入口とは別に家畜市場からの出口を設け、家畜、人の動線が重複しないようにする必要がある。更に、家畜市場を更新する場合には、家畜市場内を家畜搬入・引付区域、セリ場区域、けい養・搬出区域等に区分し、家畜、人の動線が重複しないように作業のワンウェイ化について検討が必要である。

(2) 家畜市場の施設・設備の更新

衛生関係施設も含めて家畜市場の施設は、老朽化が進んでおり、新築、改修するにしても経費が掛かり、現状の経営状況では経費の担当ができないため苦慮している。

家畜市場が更新されるまでの間は、既存の施設、設備の機能保持に努めるために、管理マニュアルの制定、機能が補完できる代替施設等について検討する必要がある。

(3) 消毒施設の整備

車両消毒装置、消毒槽の設置については、経費の金額が大きく自己負担で行うのは難しいことから、車両消毒装置、消毒槽等が設置されるまでの間は、出入り口における消石灰の路面散布、動力噴霧器による消毒等により行うこと必要である。また、冬期に凍結する地域では、これらの設備が使用できないことから、これらに代わる消毒方法、凍結予防装置の取付け、代替え消毒薬について検討する必要がある。

(4) 衣服、長靴の消毒

家畜商に対する衣服、長靴等の消毒については、家畜商の協力が不可欠である。衣服、長靴の消毒、履き替え等の重要性について、広報、説明会等を活用して、家畜商自ら消毒を実践するように仕向けることについて検討する必要がある。

(5) 家畜衛生対策実施経費の確保

家畜市場に入出入りする車両、人に対して消毒を実施するには、消毒を担当する人員の確保、消毒に必要な機材、消毒薬の経費負担があり、これらに必要な経費の捻出に苦労している。家畜衛生対策の重要性について家畜市場利用者への普及啓発に努め、利用者負担について検討する必要がある。

(6) 既存施設の活用

汚水処理施設、隔離施設等が十分に機能していない、また設置されていない家畜市場もある。既存施設の他用途での兼用等既存施設の活用方法についても検討する必要がある。汚水処理施設が設置されていない市場にあっては、市場内での水の使用を出来るだけ制限し、敷料（オガクズ等）も極力使用しないドライな環境作りに努めるなどの措置について検討する必要がある。

(7) 緊急時マニュアルの策定

家畜市場で口蹄疫が発見された場合の対応マニュアルについては、家畜保健衛生所の指導を受けながら作成する必要がある。死亡家畜の埋却場所等についても事前に検討しておく必要がある。

(8) 消毒マニュアルの策定

出入り口の制限、踏込消毒槽の設置場所、設置個数、消毒薬の交換時期等を明記した家畜市場利用者消毒マニュアルを策定するとともに、消毒に対する協力、理解を得るための方策について検討することが必要である。

第3 家畜市場における改善方向

家畜市場は、家畜の取引（購買及び販売）を行う場所として全国の都道府県に設置されている。その取引状況（取引頭数、取引価格等）は、広く公表されており、家畜取引に当たっての適正な価格形成に寄与している。

家畜市場に対する法的規制は、家畜取引法（昭和31年6月法律第123号）により、家畜市場等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最小限度の規制として、開設者は、家畜市場の開催日には、当該家畜市場に獣医師を配置し、家畜取引の当事者の要求があるときは、いつでもその獣医師に家畜が疾病にかかっているかどうかの検査を行わせなければならないとしており、これらの家畜市場において、家畜取引が公平、適正に行われるためには、健康な家畜が取引されることが大前提とされている。

一方、家畜市場の家畜衛生対策に対する法的規制は、家畜伝染病予防法（昭和26年5月法律第166号）により、毎年定期的に又は100日以上開催する家畜市場にあっては、家畜診断所、隔離所、汚物だめその他特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な設備を備えなければならないとし、家畜診断所、隔離所及び汚物だめの設備基準は示されているものの、家畜伝染病の発生を予防するために必要な施設の基準及び家畜伝染病の発生を予防するために講じるべき措置内容については、明示されていない。

このため、家畜市場の家畜衛生対策を実施するために必要な設備の整備状況及び家畜衛生対策の実施状況については、家畜市場間において格差があるとともに、家畜市場の家畜衛生対策の実施の面から改善をする場合においても、その方向を示す基準がなく、専ら家畜市場の自主的な改善策によらざるを得ない状況である。

今回の調査事業においては、家畜衛生対策に係る家畜市場の現状を把握し、問題点を踏まえた上で、今後における家畜市場の改善方向については、家畜衛生対策を比較的前向きに実施している家畜市場の例を示すことに止め、一律的に、家畜伝染病の発生を予防するために必要な施設の基準及び家畜伝染病の発生を予防するために講じるべき措置内容については、別の機会に譲ることとした。

1 最新情報の把握措置

家畜市場は、生体流通の中心であり、その開催の可否は、周辺地域における家畜伝染病の発生状況に左右されるとともに、家畜市場への病原体持ち込みを防止するためにも家畜伝染病発生地からの家畜搬入を拒否できるようにすることが必要である。このため、家畜保健衛生所からの家畜伝染病発生情報が随時、伝達されるようにするとともに、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、確認したことを記帳することをシステム化する。

2 家畜市場への病原体の持ち込み・持ち出し防止措置

家畜市場に病気の家畜、病原体の持ち込みを防止するために、家畜搬入者から家畜の健康観察結果の報告を必ず聴取するとともに、家畜市場敷地内への関係者以外の立入を禁止し、家畜、車両、人が立ち入る場合には、消毒の実施を義務付ける。また、病原体の持ち出しを防止するために、家

畜市場から退出する際にも車両消毒の実施を義務付ける。

(1) 車両の消毒

家畜市場の出入り口において、車両消毒装置、消毒槽、消毒機器又は消石灰路面散布などにより車両の消毒を行うことを義務付ける。

(2) 人の消毒

家畜市場の出入り口付近に、人体用の消毒液噴霧装置、踏込消毒槽、消毒液マットなどを設置し、家畜市場に立入る者の消毒を行うことを義務付ける。

(3) 衣服・長靴の消毒

家畜市場に出入りする者の衣服、長靴は、可能な限り市場専用の衣服、長靴を着用するように協力を要請する。市場専用の衣服、長靴の着用が困難な場合には、消毒その他の措置を講じる。

(4) 家畜の消毒

家畜市場に出入りする家畜は、可能な限り消毒機器による畜体消毒を義務付ける。義務化することが困難な市場又は家畜市場からと畜場に直行する家畜にあつては、家畜に付着した糞等の汚れを取り除いて搬入するように協力を要請するとともに、農家における出荷時の健康観察の徹底を義務付ける。

(参考事例)

家畜保健衛生所の協力を得て、家畜市場の開催日に車両消毒、踏込み消毒槽の設置、車両運転手の長靴底の消毒等を行っている市場がある。また、家畜保健衛生所が開催日に動力噴霧器による車両消毒を実施したり、年に一度、防疫演習の一環として家畜保健衛生所の協力を得て家畜市場内の消毒を実施している事例がある。

3 衛生（防疫）対策施設、設備等の整備

家畜伝染病予防法において、その施設、設備の設置が義務付けられている家畜診断所、隔離所、汚物だめについては、既存の施設、設備の機能保持に努めるとともに、管理マニュアルの制定、実践に併せて、必要とする施設、設備と兼用することにより、衛生（防疫）対策の実効をあげる。

新たに整備を行う場合は、設置経費だけでなく維持管理経費を含めて、費用対効果を考慮して行われなければ、後年経営上の大きな負担となるため、他の必要な施設との兼用が可能となるよう行う。

(参考事例)

隔離所として独立した建物がない市場では、隔離が必要な家畜が発見された場合、けい養場所の一面をビニールシート等で遮蔽して対応する事例がある。

4 野生動物等からの病原体の感染防止

家畜市場において、家畜の排泄物、野鳥等の野生生物からの排泄物等による病原体の汚染を防止するために、可能な限り家畜市場への野生生物の侵入防止措置、ネズミ等の駆除を行うとともに、家畜市場の定期的な及び市場開催前における洗浄、消毒を行う。

5 衛生（防疫）対策マニュアルの整備

家畜市場における衛生（防疫）対策を実践し、家畜伝染病を「持ち込まない」、「持ち出さない」ためには、家畜市場における衛生（防疫）対策に係る施設、設備のハード面の整備とともに、その機能を維持・管理及び衛生（防疫）対応を実践するためのソフト面を整備することが重要である。

衛生（防疫）対策のマニュアルとしては、①施設、設備の管理マニュアル、②来場者に対する消毒マニュアル、③病気、伝染病発見時の対応マニュアル、④職員、来場者に対する研修マニュアル等があげられ、これらを家畜市場の関係者全員が日常的に実践することが重要である。

(1) 施設、設備の管理マニュアル

施設、設備をその本来の機能を発揮させるために、日常的に行う保守管理の事項を定めるとともに、担当職員の不在時における対応策、緊急連絡先を明記し、周知を図る。

(2) 来場者に対する消毒マニュアル

病気の家畜や病原体を持ち込まないために、家畜、車両、人に対する消毒を実施（踏込み消毒槽等の設置場所、箇所数）し、これらの効果を高めるために来場者に対しても消毒に対する協力を掲示、パンフレット等で求める。また消毒に使用する薬品についても年度当初に経費として予算に計上する。

(3) 病気、伝染病発見時の対応マニュアル

家畜搬入時の健康確認で病気の家畜、家畜伝染病（特に口蹄疫）が発見された場合の対応方策（緊急連絡先である家畜保健衛生所、家畜市場の開設者等の電話番号を含む）と担当職員の指名を行い、役割分担を明確にする。また、国・県の防疫指針や家畜保健衛生所の指導、協力を得て家畜市場において防疫演習を行う。

(参考事例)

道府県の畜産課、家畜保健衛生所が定めた防疫マニュアルに準じて市場の防疫マニュアルを制定している事例がある。

(4) 職員、来場者に対する研修マニュアル

職員については、家畜保健衛生所、市町村等が開催する家畜衛生研修会に参加して家畜衛生に関する知識の向上に努めるとともに、来場者に対しては、掲示、パンフレット等を利用して、家畜市場が行う衛生（防疫）対策に対する理解、協力を得る。

(参考事例)

家畜保健衛生所の職員を講師として、市場内で組合員、職員を対象とする研修会を開催している事例がある。

第4 まとめ

口蹄疫は、越境性動物疾病の代表例とされ、その伝搬力は他に類を見ないほど強く、まん延すれば、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に深刻な影響を及ぼすとともに、国際的にも口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがあり、その清浄国としてのステータスを維持するためには、殺処分、焼却、埋却など迅速、かつ、強力な防疫対応を必要とする疾病である。

平成22年4月、宮崎県下において発生した口蹄疫は、29万頭にも及ぶ牛・豚の殺処分による関係畜産農家の直接的な損失はもとより、家畜商、家畜商組合においても家畜取引の制約を受けるなど、人・物の流れが停止し、地域経済・社会にとっても大きな影響を与えた。

この口蹄疫対策を検証するために農林水産省に設置された口蹄疫疫学調査チームによる「侵入経路と伝搬経路を中心にした疫学調査報告」においては、農場間における農場関係者・獣医師・人工授精師等の人の移動や家畜・飼料・たい肥・死亡獣畜等の運搬車両の動きが伝搬の大きな要因であったと考えられるとし、家畜防疫体制の更なる強化を図る目的で、平成23年4月に家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜の所有者に対しては、畜舎等の出入口付近に消毒設備を設置し、人・車両の出入りに際しての消毒を義務付けることとされた。

今回の家畜伝染病予防法の一部改正においては、家畜の集散場所となっている家畜市場について、口蹄疫防疫に対応するための新たな規制は行われていない。しかし、アジアにおいては、口蹄疫の活発な流行が見られ、国際的な人や物の往来が増加しており、口蹄疫ウイルスが国内に侵入する可能性は常にあることを前提にすれば、家畜市場は家畜・人・車両などの集散の場所であり、一歩間違えると家畜伝染病を伝搬させる場ともなりかねない環境下にあることを踏まえると、ここでの防疫対策を確実に行うことは、家畜伝染病のまん延防止に極めて重要と考えられる。

このため、今回の健全な家畜取引推進のための啓発普及事業においては、家畜市場の利用者の家畜衛生対策の実施状況、家畜市場の防疫対策施設及び防疫対策実施状況について調査し、家畜市場における防疫対策の現状とその改善方向を取りまとめることにより、家畜市場における家畜衛生対策の向上を図り、健全な家畜取引の推進に資することとしたものである。

今回の家畜市場の利用者に対する調査については、家畜商業協同組合が運営する家畜市場の利用状況調査において、利用者全体の3分の2が家畜商であり、多くは自己の農場又は依頼先農場に搬出入するため、自家用のトラック又は運送専門業者のトラックを利用して地元の家畜市場はもとより、地元以外の家畜市場において家畜の販売及び購買を繰り返して行うなど家畜市場を中心に車両・人・家畜の往来が頻繁に行われ、家畜伝染病を伝搬させる場ともなりかねない環境下にあることが明らかとなった。

また、家畜市場利用者の消毒の実施状況調査については、家畜購買者の家畜市場退出時に行う車両

消毒は2割近くが未実施で、農場への搬入時においても5割以上が実施されていない。更に、家畜販売者の家畜市場への搬入前における車両消毒は半数近くが実施されず、家畜市場入場時においても2割近くが実施されていない。家畜市場において家畜伝染病に感染すれば、そのまま農場に家畜伝染病が侵入する危険性は高い状況下であり、家畜市場への入退出時における消毒の徹底、家畜市場内における人・家畜の消毒の実施、家畜市場専用衣服への交換、長靴の消毒・交換など家畜市場における防疫対策の実施は家畜伝染病のまん延防止の上から極めて重要であることが明らかとなった。

一方、家畜取引を行っている全ての家畜市場を対象にした家畜衛生対策の実施状況調査においては、家畜市場の7割には車両消毒装置又は消毒槽が設置されているものの、家畜市場への搬出入時における消毒装置への通過義務を課している家畜市場は7割に止まっている。また、踏込み消毒槽、動力噴霧器の設置は7割～8割の家畜市場において設置されているが、防疫対策規程又はマニュアルは半数以上において策定されておらず消毒の励行措置は義務化されていない。

口蹄疫を経験した県下にある家畜市場においては、出入口の車両消毒槽（車両下部消毒）、車両自動噴霧消毒設備（車両上部消毒）、家畜の自動牽引設備、家畜自動牽引中の家畜自動消毒装置、家畜取扱者の消毒装置のハード面での整備の外、家畜取引作業の一方方向方式、家畜持ち込みと持ち出しの区分、家畜市場入場者個々の長靴の常備等ソフト面での汚染防止措置を講じるなど家畜市場での防疫措置の在り方、家畜市場の改善の方向等今後の家畜市場の在り方を明示する家畜市場も既に存在している。

現在は、家畜市場の自主的運用の中で、消毒装置の整備、消毒の励行が実施され、家畜市場によってその程度には大きな格差がある。今回の調査事業において、家畜市場への搬出入時の車両消毒設備、家畜の消毒設備、家畜市場に出入りする者の消毒設備等の整備の必要性とともに、消毒の励行を義務づける家畜市場運用マニュアルの策定等家畜市場における防疫措置の改善事項については明らかとなったが、一部の家畜市場の防疫措置を改善することだけではなく、全ての家畜市場において高位準化した防疫措置が実施されるようにすることが、家畜伝染病のまん延防止の上から効果的であることは言うまでもない。

衛生関係施設を含めて家畜市場の施設は、老朽化が進行している。車両消毒装置、消毒槽の整備の必要性は理解されていても、施設整備には多額の経費を必要とすることから、自助努力のみでの整備に多くを望むことは困難である。今後、家畜市場間の格差が更に広がるおそれもある。家畜市場における口蹄疫等悪性家畜伝染病の発生防止、まん延防止対策の確立の観点から、全部の家畜市場において、家畜衛生対策を加味した家畜市場運用マニュアル（モデル版）の策定、家畜市場の施設・設備の整備推進が図られるように関係方面からの経済的負担軽減措置等が必要となっている。早急に家畜市場の家畜衛生対策のハード面、ソフト面の整備充実が図られ、家畜市場が家畜伝染病のまん延防止に重要な役割を果たしていくよう今回の調査が役立つことが出来れば幸いである。

参 考 资 料

平成23年度
健全な家畜取引推進のための啓発普及事業検討委員会委員名簿

(五十音順)

委員氏名	所 属
井 上 富 雄	岐阜県家畜商協同組合 事務局長
井 出 基 雄	千葉県農林水産部畜産課 副主幹
大 野 俊 直	十勝家畜商業協同組合 参事
小 原 克 也	全国農業協同組合連合会畜産総合対策部 審査役
河 合 一 洋	麻布大学獣医学部獣医学科 講師
佐 藤 進 一	山形県家畜商業協同組合 専務理事
前 田 浩 二	宮崎県都城家畜保健衛生所防疫課 副主幹
村 上 洋 介	帝京科学大学生命環境学部 教授
矢ヶ崎 忠 夫	(社) 日本獣医師会 専務理事
山 田 俊 治	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所動物疾病対策センター 室長

「来訪者の皆様へ」の集計結果

(社)日本家畜商協会では、家畜市場における家畜衛生対策の現状及びその改善方策について調査検討し、啓発普及資料を作成するために、(独)農畜産業振興機構の助成を受けて家畜市場を利用される皆さんの家畜衛生対策に関する実態調査を実施しております。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、事業の目的をご理解のうえ、次のアンケートにご回答くださるようお願いいたします。(該当する項目に○印を付けてください。)

1 あなたの職業について教えてください。

①家畜商 ②農協職員 ③農業 ④その他 ()

	家畜商	農協職員	農業	その他	計
全国 (実数)	268	21	77	34	400
北海道	80	8	22	8	118
東日本	108	9	37	20	174
西日本	80	4	18	6	108
全国 (構成比%)	67.0	5.3	19.3	8.5	100
北海道	67.8	6.8	18.6	6.8	100
東日本	62.1	5.2	21.3	11.5	100
西日本	74.1	3.7	16.7	5.6	100

2 来場の目的を教えてください。

①家畜の購買 ②家畜の販売 ③家畜の販売及び購買 ④見学 ⑤その他 ()

	購買	販売	販売・購買	見学	その他	計
全国 (実数)	93	83	171	0	4	351
北海道	29	32	42	0	0	103
東日本	42	35	74	0	0	151
西日本	22	16	55	0	4	97
全国 (構成比%)	26.5	23.6	48.7	0	1.1	100
北海道	28.2	31.1	40.8	0	0	100
東日本	27.8	23.2	49.0	0	0	100
西日本	22.7	16.5	56.7	0	4.1	100

3 家畜市場の利用状況について教えてください。

(1) 利用頻度の高い家畜市場名 _____市場, _____市場, _____市場

(利用回数の多い順に記入)

(2) 利用回数

①地元の家畜市場 月に_____回 ②他の家畜市場 月に_____回

	地元の家畜市場	他の家畜市場
全国（実数）	4.4	3.8
北海道	5.3	4.2
東日本	4.1	3.7
西日本	3.7	3.4

4 来訪の経路について教えてください。

①地元の市町村 ②近隣の市町村 ③同一都道府県内 ④隣接都道府県

⑤その他（都道府県名_____）

	地元市町村	近隣市町村	同一県内	隣接県	その他	計
全国（実数）	101	123	66	43	37	370
北海道	32	54	13	0	4	103
東日本	48	42	33	21	22	166
西日本	21	27	20	22	11	101
全国（構成比%）	27.3	33.2	17.8	11.6	10.0	100
北海道	31.1	52.4	12.6	0	3.9	100
東日本	28.9	25.3	19.9	12.7	13.3	100
西日本	20.8	26.7	19.8	21.8	10.9	100

5 帰路の経路について教えてください。

①地元の市町村 ②近隣の市町村 ③同一都道府県内 ④近隣都道府県

⑤その他（都道府県名_____）

	地元市町村	近隣市町村	同一県内	隣接県	その他	計
全国（実数）	100	123	67	42	32	364
北海道	31	55	13	0	4	103
東日本	48	43	33	19	18	161
西日本	21	25	21	23	10	100
全国（構成比%）	27.5	33.8	18.4	11.5	8.8	100
北海道	30.1	53.4	12.6	0	3.9	100
東日本	29.8	26.7	20.5	11.8	11.2	100
西日本	21.0	25.0	21.0	23.0	10.0	100

6 家畜を購入する方は次のことについて教えてください。

(1) 購買する家畜の種類

①牛 ②豚 ③馬 ④めん・山羊

	牛	豚	馬	めん山羊	計
全国（実数）	253	7	4	4	268
北海道	69	0	1	0	70
東日本	107	7	1	1	116
西日本	77	0	2	3	82
全国（構成比%）	94.4	2.6	1.5	1.5	100
北海道	98.6	0	1.4	0	100
東日本	92.2	6.0	0.9	0.9	100
西日本	93.9	0	2.4	3.7	100

(2) 購買した家畜の搬出手段

①自家用トラック ②依頼先農家のトラック ③運送専門業者

	自家用	依頼先農家	運送専門業者	計
全国（実数）	221	12	42	275
北海道	55	1	19	75
東日本	103	7	10	120
西日本	63	4	13	80
全国（構成比%）	80.4	4.4	15.3	100
北海道	73.3	1.3	25.3	100
東日本	85.8	5.8	8.3	100
西日本	78.8	5.0	16.3	100

(3) 購買した家畜の搬出先

①自己の農場 ②飼育委託先農場 ③依頼先農場 ④その他（ ）

	自己の農場	飼育委託先	依頼先農場	その他	計
全国（実数）	167	21	92	35	315
北海道	47	3	18	15	83
東日本	74	10	45	6	135
西日本	46	8	29	14	97
全国（構成比%）	53.0	6.7	29.2	11.1	100
北海道	56.6	3.6	21.7	18.1	100
東日本	54.8	7.4	33.3	4.4	100
西日本	47.4	8.2	29.9	14.4	100

(4) 家畜市場への来場前における車両消毒等の有無

- ①農場等出発時に清掃・消毒を実施 ②農場等出発時に清掃のみ実施
③清掃・消毒は実施していない

	清掃・消毒	清掃	実施しない	計
全国（実数）	99	65	83	247
北海道	37	15	10	62
東日本	31	37	42	110
西日本	31	13	31	75
全国（構成比％）	40.1	26.3	33.6	100
北海道	59.7	24.2	16.1	100
東日本	28.2	33.6	38.2	100
西日本	41.3	17.3	41.3	100

(5) 家畜市場への来場時における車両消毒等の有無

- ①家畜市場の消毒施設、消毒機材を利用して外装消毒を実施
②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない

	外装消毒	車輪	消毒しない	計
全国（実数）	85	137	46	268
北海道	15	56	1	72
東日本	41	53	23	117
西日本	29	28	22	79
全国（構成比％）	31.7	51.1	17.2	100
北海道	20.8	77.8	1.4	100
東日本	35.0	45.3	19.7	100
西日本	36.7	35.4	27.8	100

(6) 家畜市場からの退場時における車両消毒等の有無

- ①家畜市場の消毒施設、消毒機材を利用して外装消毒を実施
②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない

	外装消毒	車輪	消毒しない	計
全国（実数）	74	148	51	273
北海道	26	56	1	83
東日本	31	57	26	114
西日本	17	35	24	76
全国（構成比％）	27.1	54.2	18.7	100
北海道	31.3	67.5	1.2	100
東日本	27.2	50.0	22.8	100
西日本	22.4	46.1	31.6	100

(7) 家畜市場への来場時・退場時における長靴等の消毒等の有無

①踏込消毒槽で消毒 ②市場専用の長靴等に交換 ③何も実施しない

	踏込み消毒槽	専用長靴に交換	実施しない	計
全国（実数）	173	78	43	294
北海道	64	38	0	102
東日本	57	27	29	113
西日本	52	13	14	79
全国（構成比%）	58.8	26.5	14.6	100
北海道	62.7	37.3	0	100
東日本	50.4	23.9	25.7	100
西日本	65.8	16.5	17.7	100

(8) 家畜市場への来場時・退場時における衣服の交換

①市場専用のものに交換 ②交換しない

	交換	交換しない
全国（実数）	148	112
北海道	59	11
東日本	51	61
西日本	38	40
全国（構成比%）	56.9	43.1
北海道	84.3	15.7
東日本	45.5	54.5
西日本	48.7	51.3

(9) 購買した家畜の農場等への搬入時における車両等の消毒の有無

①農場搬入時に車両を消毒 ②農場搬入時に家畜を消毒

③農場搬入時に車両及び家畜を消毒 ④消毒していない

	車両消毒	家畜消毒	車両・家畜	消毒しない	計
全国（実数）	82	12	21	135	250
北海道	28	1	8	29	66
東日本	29	5	4	68	106
西日本	25	6	9	38	78
全国（構成比%）	32.8	4.8	8.4	54.0	100
北海道	42.4	1.5	12.1	43.9	100
東日本	27.4	4.7	3.8	64.2	100
西日本	32.1	7.7	11.5	48.7	100

(10) 購買した家畜の農場等への搬入時における長靴等の消毒の有無

- ①長靴等を消毒 ②長靴等を交換 ③消毒しない

	長靴等消毒	長靴等交換	消毒しない	計
全国（実数）	153	64	45	262
北海道	59	19	0	78
東日本	49	29	29	107
西日本	45	16	16	77
全国（構成比%）	58.4	24.4	17.2	100
北海道	75.6	24.4	0	100
東日本	45.8	27.1	27.1	100
西日本	58.4	20.8	20.8	100

(11) 購買した家畜の農場等への搬入時における衣服の交換

- ①農場専用のものに交換 ②交換しない

	交換	交換しない
全国（実数）	106	145
北海道	49	19
東日本	30	77
西日本	27	49
全国（構成比%）	42.2	57.8
北海道	72.1	27.9
東日本	28.0	72.0
西日本	35.5	64.5

7 家畜を販売する方は次のことについて教えてください。

(1) 販売する家畜の種類

- ①牛 ②豚 ③馬 ④めん・山羊

	牛	豚	馬	めん山羊	計
全国（実数）	240	3	6	5	254
北海道	71	0	3	1	75
東日本	98	3	0	2	103
西日本	71	0	3	2	76
全国（構成比%）	94.5	1.2	2.4	2.0	100
北海道	94.7	0	4.0	1.3	100
東日本	95.1	2.9	0	1.9	100
西日本	93.4	0	3.9	2.6	100

(2) 販売する家畜の搬入手段

① 自家用トラック ② 依頼先農家のトラック ③ 運送専門業者

	自家用	依頼先農家	運送専門業者	計
全国（実数）	223	8	22	253
北海道	63	1	10	74
東日本	102	2	2	106
西日本	58	5	10	73
全国（構成比%）	88.1	3.2	8.7	100
北海道	85.1	1.4	13.5	100
東日本	96.2	1.9	1.9	100
西日本	79.5	6.8	13.7	100

(3) 販売する家畜の集荷先

① 自己の農場 ② 飼育委託先農場 ③ 依頼先農場 ④ その他（ ）

	自己の農場	飼育委託先	依頼先農場	その他	計
全国（実数）	110	21	140	18	289
北海道	38	2	41	8	89
東日本	32	9	63	7	111
西日本	40	10	36	3	89
全国（構成比%）	38.1	7.3	48.4	6.2	100
北海道	42.7	2.2	46.1	9.0	100
東日本	28.8	8.1	56.8	6.3	100
西日本	44.9	11.2	40.4	3.4	100

(4) 販売する家畜の搬入経路

① 自己の農場から直行 ② 農家から直行 ③ 自己農場を含む複数の農家を經由

	自己の農場から	農家から	複数農家を經由	計
全国（実数）	82	83	84	249
北海道	31	18	23	72
東日本	22	46	37	105
西日本	29	19	24	72
全国（構成比%）	32.9	33.3	33.7	100
北海道	43.1	25.0	31.9	100
東日本	21.0	43.8	35.2	100
西日本	40.3	26.4	33.3	100

(5) 販売する家畜の健康確認

- ①農家から聞き取り ②自分で確認 ③確認せず

	農家から聞き取り	自分で確認	確認せず	計
全国（実数）	118	195	4	317
北海道	37	68	0	105
東日本	50	72	2	124
西日本	31	55	2	88
全国（構成比％）	37.2	61.5	1.3	100
北海道	35.2	64.8	0	100
東日本	40.3	58.1	1.6	100
西日本	35.2	62.5	2.3	100

(6) 家畜市場への来場前における消毒等の有無

- ①農場等出発時に清掃・消毒を実施 ②農場等出発時に清掃のみ実施
③清掃・消毒は実施していない

	清掃・消毒	清掃のみ	実施せず	計
全国（実数）	53	75	106	234
北海道	22	29	15	66
東日本	12	36	50	98
西日本	19	10	41	70
全国（構成比％）	22.6	32.1	45.3	100
北海道	33.3	43.9	22.7	100
東日本	12.2	36.7	51.0	100
西日本	27.1	14.3	58.6	100

(7) 家畜市場への来場時における車両消毒等の有無

- ①家畜市場の消毒施設、消毒機材を利用して外装消毒を実施
②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない

	外装消毒	車輪消毒	消毒せず	計
全国（実数）	62	143	43	248
北海道	12	63	0	75
東日本	28	43	27	98
西日本	22	37	16	75
全国（構成比％）	25.0	57.7	17.3	100
北海道	16.0	84.0	0	100
東日本	28.6	43.9	27.6	100
西日本	29.3	49.3	21.3	100

(8) 家畜市場からの退場時における車両消毒等の有無

①家畜市場の消毒施設、消毒機材を利用して外装消毒を実施

②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない

	外装消毒	車輪消毒	消毒せず	計
全国（実数）	66	148	47	261
北海道	29	62	0	91
東日本	22	47	30	99
西日本	15	39	17	71
全国（構成比%）	25.3	56.7	18.0	100
北海道	31.9	68.1	0	100
東日本	22.2	47.5	30.3	100
西日本	21.1	54.9	23.9	100

(9) 家畜市場への来場時・退場時における長靴等の消毒の有無

①踏込消毒槽で消毒 ②市場専用の長靴等に交換 ③何も実施しない

	消毒	長靴等交換	実施せず	計
全国（実数）	153	69	35	257
北海道	59	31	0	90
東日本	44	25	27	96
西日本	50	13	8	71
全国（構成比%）	59.5	26.8	13.6	100
北海道	65.6	34.4	0	100
東日本	45.8	26.0	28.1	100
西日本	70.4	18.3	11.3	100

(10) 家畜市場への来場時・退場時における衣服の交換

①市場専用のものに交換 ②交換しない

	交換	交換しない
全国（実数）	126	108
北海道	58	14
東日本	30	61
西日本	38	33
全国（構成比%）	53.8	46.2
北海道	80.6	19.4
東日本	33.0	67.0
西日本	53.5	46.5

(11) 農場等への帰着時における車両等の消毒の有無

①車両を消毒する ②消毒しない

	消毒する	消毒しない
全国（実数）	75	160
北海道	30	41
東日本	20	72
西日本	25	47
全国（構成比%）	31.9	68.1
北海道	42.3	57.7
東日本	21.7	78.3
西日本	34.7	65.3

(12) 農場等への帰着時における長靴等の消毒の有無

①長靴等を消毒する ②長靴等を交換 ③消毒しない

	消毒	長靴等交換	消毒せず	計
全国（実数）	133	58	53	244
北海道	62	15	1	78
東日本	33	26	36	95
西日本	38	17	16	71
全国（構成比%）	54.5	23.8	21.7	100
北海道	79.5	19.2	1.3	100
東日本	34.7	27.4	37.9	100
西日本	53.5	23.9	22.5	100

(13) 農場等への帰着時における衣服の交換

①衣服を農場専用に交換する ②交換しない

	交換する	交換しない
全国（実数）	108	126
北海道	51	21
東日本	24	67
西日本	33	38
全国（構成比%）	46.2	53.8
北海道	70.8	29.2
東日本	26.4	73.6
西日本	46.5	53.5

8 家畜衛生情報の入手方法について教えてください。

(1) 入手先

- ①家畜商業協同組合 ②家畜市場 ③農協 ④家畜保健衛生所
 ⑤開業獣医師（共済家畜診療所を含む） ⑥家畜商仲間 ⑦農林水産省ホームページ
 ⑧入手していない

	家畜商 組合	家畜 市場	農協	家畜 保健	開業 獣医	家畜商 仲間	農水省 HP	入手 せず	計
全国（実数）	125	117	79	153	69	40	11	7	601
北海道	61	43	42	28	27	18	5	0	224
東日本	32	26	21	71	31	17	4	5	207
西日本	32	48	16	54	11	5	2	2	170
全国（構成比%）	20.8	19.5	13.1	25.5	11.5	6.7	1.8	1.2	100
北海道	27.2	19.2	18.8	12.5	12.1	8.0	2.2	0	100
東日本	15.5	12.6	10.1	34.3	15.0	8.2	1.9	2.4	100
西日本	18.8	28.2	9.4	31.8	6.5	2.9	1.2	1.2	100

(2) 入手間隔

- ①毎日 ②毎週 ③毎月 ④必要な時

	毎日	毎週	毎月	必要な時	計
全国（実数）	1	38	45	215	299
北海道	0	3	21	60	84
東日本	0	8	14	101	123
西日本	1	27	10	54	92
全国（構成比%）	0.3	12.7	15.1	71.9	100
北海道	0	3.6	25.0	71.4	100
東日本	0	6.5	11.4	82.1	100
西日本	1.1	29.3	10.9	58.7	100

9 防疫対策で「家畜市場」に要望する事項がありましたら教えてください。

特に記載事項なし。

「来訪者の皆様へ」の調査票

(社)日本家畜商協会では、家畜市場における家畜衛生対策の現状及びその改善方策について調査検討し、啓発普及資料を作成するために、(独)農畜産業振興機構の助成を受けて家畜市場を利用される皆さんの家畜衛生対策に関する実態調査を実施しております。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、事業の目的をご理解のうえ、次のアンケートにご回答くださるようお願いいたします。(該当する項目に○印を付けてください。)

- 1 あなたの職業について教えてください。
①家畜商 ②農協職員 ③農業 ④その他 ()
- 2 来場の目的を教えてください。
①家畜の購買 ②家畜の販売 ③家畜の販売及び購買 ④見学 ⑤その他 ()
- 3 家畜市場の利用状況について教えてください。
(1) 利用頻度の高い家畜市場名 _____市場, _____市場, _____市場
(利用回数の多い順に記入)
(2) 利用回数
①地元の家畜市場 月に_____回 ②他の家畜市場 月に_____回
- 4 来訪の経路について教えてください。
①地元の市町村 ②近隣の市町村 ③同一都道府県内 ④隣接都道府県
⑤その他(都道府県名_____)
- 5 帰路の経路について教えてください。
①地元の市町村 ②近隣の市町村 ③同一都道府県内 ④近隣都道府県
⑤その他(都道府県名_____)
- 6 家畜を購買する方は次のことについて教えてください。
(1) 購買する家畜の種類
①牛 ②豚 ③馬 ④めん・山羊
(2) 購買した家畜の搬出手段
①自家用トラック ②依頼先農家のトラック ③運送専門業者
(3) 購買した家畜の搬出先
①自己の農場 ②飼育委託先農場 ③依頼先農場 ④その他 ()
(4) 家畜市場への来場前における車両消毒等の有無
①農場等出発時に清掃・消毒を実施 ②農場等出発時に清掃のみ実施
③清掃・消毒は実施していない
(5) 家畜市場への来場時における車両消毒等の有無
①家畜市場の消毒施設、消毒機材を利用して外装消毒を実施
②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない
(6) 家畜市場からの退場時における車両消毒等の有無

- ①家畜市場の消毒施設，消毒機材を利用して外装消毒を実施
- ②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない
- (7) 家畜市場への来場時・退場時における長靴等の消毒等の有無
 - ①踏込消毒槽で消毒 ②市場専用の長靴等に交換 ③何も実施しない
- (8) 家畜市場への来場時・退場時における衣服の交換
 - ①市場専用のものに交換 ②交換しない
- (9) 購買した家畜の農場等への搬入時における車両等の消毒の有無
 - ①農場搬入時に車両を消毒 ②農場搬入時に家畜を消毒
 - ③農場搬入時に車両及び家畜を消毒 ④消毒していない
- (10) 購買した家畜の農場等への搬入時における長靴等の消毒の有無
 - ①長靴等を消毒 ②長靴等を交換 ③消毒しない
- (11) 購買した家畜の農場等への搬入時における衣服の交換
 - ①農場専用のものに交換 ②交換しない

購買だけの方は設問8へ

7 家畜を販売する方は次のことについて教えてください。

- (1) 販売する家畜の種類
 - ①牛 ②豚 ③馬 ④めん・山羊
- (2) 販売する家畜の搬入手段
 - ① 自家用トラック ②依頼先農家のトラック ③運送専門業者
- (3) 販売する家畜の集荷先
 - ①自己の農場 ②飼育委託先農場 ③依頼先農場 ④その他 ()
- (4) 販売する家畜の搬入経路
 - ①自己の農場から直行 ②農家から直行 ③自己農場を含む複数の農家を經由
- (5) 販売する家畜の健康確認
 - ①農家から聞き取り ②自分で確認 ③確認せず
- (6) 家畜市場への来場前における消毒等の有無
 - ①農場等出発時に清掃・消毒を実施 ②農場等出発時に清掃のみ実施
 - ③清掃・消毒は実施していない
- (7) 家畜市場への来場時における車両消毒等の有無
 - ①家畜市場の消毒施設，消毒機材を利用して外装消毒を実施
 - ②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない
- (8) 家畜市場からの退場時における車両消毒等の有無
 - ①家畜市場の消毒施設，消毒機材を利用して外装消毒を実施
 - ②車両踏込消毒槽を利用して車輪消毒 ③消毒していない
- (9) 家畜市場への来場時・退場時における長靴等の消毒の有無
 - ①踏込消毒槽で消毒 ②市場専用の長靴等に交換 ③何も実施しない
- (10) 家畜市場への来場時・退場時における衣服の交換
 - ①市場専用のものに交換 ②交換しない

- (11) 農場等への帰着時における車両等の消毒の有無
 - ①車両を消毒する ②消毒しない
 - (12) 農場等への帰着時における長靴等の消毒の有無
 - ①長靴等を消毒する ②長靴等を交換 ③消毒しない
 - (13) 農場等への帰着時における衣服の交換
 - ①衣服を農場専用に変換する ②変換しない
- 8 家畜衛生情報の入手方法について教えてください。
- (1) 入手先
 - ①家畜商業協同組合 ②家畜市場 ③農協 ④家畜保健衛生所
 - ⑤開業獣医師（共済家畜診療所を含む） ⑥家畜商仲間 ⑦農林水産省ホームページ
 - ⑧入手していない
 - (2) 入手間隔
 - ①毎日 ②毎週 ③毎月 ④必要な時
- 9 防疫対策で「家畜市場」に要望する事項がありましたら教えてください。

「家畜市場の調査項目」の集計結果

1 家畜市場

件数	(2)開設年月										(3)年間開催数									
	S40年以前		S41～50		S51～60		S61～H6		H7～16		H17以降		牛		豚		馬		めん・山羊	
	3～4名	4～10名	11～15名	16～20名	21名以上	1～12日	13～48日	49～96日	97日以上	1～48日	49日以上	1～48日	49日以上	1～48日	49日以上	1～48日	49日以上	1～48日	49日以上	
全国	19	20	15	18	9	36	31	23	5	7	9	7	9	7	9	7	9	7	9	7
01北海道	1	4	0	6	1	0	2	9	2	2	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0
02東北	3	1	0	3	1	3	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
03関東	6	6	1	0	3	5	4	5	1	2	1	2	1	0	1	0	1	0	1	0
04東海・近畿	3	2	1	0	2	7	4	1	0	1	2	0	1	2	0	1	0	1	0	1
05中四国	0	0	4	3	2	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06九州	6	7	9	6	6	18	13	3	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全国	19.4	20.4	15.3	18.4	17.3	37.9	32.6	24.2	5.3	56.3	43.8	43.8	56.3	43.8	56.3	43.8	56.3	43.8	56.3	43.8
01北海道	7.7	30.8	0.0	46.2	7.7	0.0	15.4	69.2	15.4	0.0	100.0	42.9	57.1	0.0	100.0	42.9	57.1	0.0	100.0	42.9
02東北	27.3	9.1	0.0	27.3	27.3	27.3	45.5	18.2	9.1	50.0	50.0	75.0	25.0	50.0	75.0	25.0	50.0	75.0	25.0	50.0
03関東	35.3	35.3	5.9	0.0	17.6	5.9	26.7	33.3	6.7	66.7	33.3	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0
04東海・近畿	33.3	22.2	11.1	0.0	22.2	11.1	33.3	8.3	0.0	33.3	66.7	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0
05中四国	0.0	0.0	44.4	33.3	22.2	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
06九州	15.4	17.9	23.1	15.4	15.4	51.4	37.1	8.6	2.9	83.3	16.7	50.0	50.0	83.3	16.7	50.0	50.0	83.3	16.7	50.0

件数	(4)運営組織										(6)施設の概要						
	職員数					常勤					臨時						
	2名以下	3～4名	5～6名	7～10名	11～15名	16～20名	21名以上	2名以下	3～4名	5～6名	7名以上	2名以下	3～4名	5～6名	7名以上	50頭以下	51～100
全国	7	16	11	19	14	1	28	13	18	8	37	22	2	4	28	5	4
01北海道	1	1	2	2	0	0	7	1	3	0	2	4	0	0	0	0	1
02東北	1	2	1	2	5	0	1	2	3	1	5	5	0	0	3	0	0
03関東	2	6	2	1	1	0	3	6	4	0	2	3	1	1	5	1	1
04東海・近畿	0	2	1	3	2	0	3	0	2	0	4	2	0	1	3	3	1
05中四国	0	2	0	3	0	0	4	0	2	3	3	1	0	0	4	0	0
06九州	3	3	5	8	6	1	10	4	4	4	21	7	1	2	13	1	1
全国	7.3	16.7	11.5	19.8	14.6	1.0	29.2	17.1	23.7	10.5	48.7	39.3	3.6	7.1	50.0	5.2	4.2
01北海道	7.7	7.7	15.4	15.4	0.0	0.0	53.8	16.7	50.0	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
02東北	8.3	16.7	8.3	16.7	41.7	0.0	8.3	18.2	27.3	9.1	45.5	62.5	0.0	0.0	37.5	0.0	0.0
03関東	13.3	40.0	13.3	6.7	6.7	0.0	20.0	50.0	33.3	0.0	16.7	30.0	10.0	10.0	50.0	6.7	6.7
04東海・近畿	0.0	18.2	9.1	27.3	18.2	0.0	27.3	0.0	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	16.7	50.0	23.1	7.7
05中四国	0.0	22.2	0.0	33.3	0.0	0.0	44.4	0.0	25.0	37.5	37.5	20.0	0.0	0.0	80.0	0.0	0.0
06九州	8.3	8.3	13.9	22.2	16.7	2.8	27.8	12.1	12.1	12.1	63.6	30.4	4.3	8.7	56.5	2.8	2.8

2 取引実績

	肉用牛																	
	肉専用種																	
	成 牛			子 牛			肥育牛											
実数	最大購買者数/日																	
	101～200	201～300	301頭以上	10人以下	11～20	21～30	31～40	41～50	51人以上	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数
全国	14	13	60	5	11	10	7	7	56	62,221	58,323	3,874	360,636	341,166	13,377	5,610	5,332	
01北海道	0	1	10	1	2	0	0	0	9	4,989	4,788	201	44,565	42,652	1,913	1,149	1,116	
02東北	4	2	5	0	3	1	0	1	7	12,945	12,407	538	53,841	53,043	798	546	514	
03関東	6	1	6	1	2	2	2	2	6	2,711	2,620	91	19,906	19,480	426	61	57	
04東海・近畿	2	1	6	1	2	3	2	0	5	2,572	2,478	70	16,608	10,353	162	709	647	
05中四国	1	1	7	0	0	1	0	1	6	3,257	3,103	154	17,527	17,091	436	1,181	1,134	
06九州	1	7	26	2	2	3	3	3	23	35,747	32,927	2,820	208,189	198,547	9,642	1,964	1,864	
全国	146	135	625	52	115	104	73	73	583	1000	938	62	1000	962	38	1000	956	
01北海道	0.0	8.3	83.3	8.3	16.7	0.0	0.0	0.0	75.0	1000	96.0	4.0	1000	95.7	4.3	1000	97.1	
02東北	36.4	18.2	45.5	0.0	25.0	8.3	0.0	8.3	58.3	1000	95.8	4.2	1000	98.5	1.5	1000	94.1	
03関東	40.0	6.7	40.0	6.7	13.3	13.3	13.3	13.3	40.0	1000	96.6	3.4	1000	97.9	2.1	1000	93.4	
04東海・近畿	15.4	7.7	46.2	7.7	15.4	23.1	15.4	0.0	38.5	1000	97.3	2.7	1000	98.5	1.5	1000	95.6	
05中四国	11.1	11.1	77.8	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	75.0	1000	95.3	4.7	1000	97.5	2.5	1000	96.0	
06九州	2.8	19.4	72.2	5.6	5.6	8.3	8.3	8.3	63.9	1000	92.1	7.9	1000	95.4	4.6	1000	94.9	

	乳用種											交雑種						
	スレ子・スモール			肥育兼牛			成 牛					スレ子・スモール			子 牛			
	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数	不成立頭 数	せり上場 頭数	取引成立 頭数
全国	246	168,402	162,360	5,160	14,855	14,261	594	15,912	15,416	496	6,652	6,530	122	160,731	156,625	2,447	61,092	35,693
01北海道	33	109,082	105,154	3,928	7,194	6,938	256	3,679	3,392	287	680	655	25	61,950	60,355	1,595	20,258	16,799
02東北	32	18,402	17,946	456	3,189	3,151	38	1,138	1,119	19	107	101	6	20,258	20,049	209	31,012	26,379
03関東	4	19,603	19,278	325	336	326	10	5,692	5,651	41	1,417	1,397	20	31,275	31,012	263	11,564	10,255
04東海・近畿	30	5,023	3,985	156	52	40	12	1,057	1,039	18	3,590	3,577	13	14,568	14,375	193	21,116	21,009
05中四国	47	5,817	5,610	207	2,941	2,735	206	2,674	2,608	66	313	292	21	14,568	14,375	193	21,116	21,009
06九州	100	10,475	10,387	88	1,143	1,071	72	1,672	1,607	65	545	508	37	21,116	21,009	107	21,116	21,009
全国	4.4	100.0	96.9	3.1	100.0	96.0	4.0	100.0	96.9	3.1	100.0	98.2	1.8	100.0	98.5	1.5	100.0	100.0
01北海道	2.9	100.0	96.4	3.6	100.0	96.4	3.6	100.0	92.2	7.8	100.0	96.3	3.7	100.0	97.4	2.6	100.0	100.0
02東北	5.9	100.0	97.5	2.5	100.0	98.8	1.2	100.0	98.3	1.7	100.0	94.4	5.6	100.0	99.0	1.0	100.0	100.0
03関東	6.6	100.0	98.3	1.7	100.0	97.0	3.0	100.0	99.3	0.7	100.0	98.6	1.4	100.0	99.2	0.8	100.0	100.0
04東海・近畿	4.4	100.0	96.2	3.8	100.0	76.9	23.1	100.0	98.3	1.7	100.0	99.6	0.4	100.0	99.2	0.8	100.0	100.0
05中四国	4.0	100.0	96.4	3.6	100.0	93.0	7.0	100.0	97.5	2.5	100.0	93.3	6.7	100.0	98.7	1.3	100.0	100.0
06九州	5.1	100.0	99.2	0.8	100.0	93.7	6.3	100.0	96.1	3.9	100.0	93.2	6.8	100.0	99.5	0.5	100.0	100.0

	家畜商						農協						農家						
	50人以下		101～200		201～500		501～1000		1001以上		50人以下		101～200		201～500		501～1000		
	51～100	101～200	201～500	501～1000	1001以上	50人以下	101～200	201～500	501～1000	1001以上	50人以下	101～200	201～500	501～1000	1001以上	50人以下	101～200	201～500	501～1000
実数	38	11	4	9	10	42	4	6	8	3	20	11	9	9	3	20	11	9	7
01北海道	4	3	0	0	2	5	2	1	0	0	5	3	1	0	0	5	3	1	0
02東北	5	1	0	1	1	5	0	0	1	0	3	0	1	0	3	0	1	1	1
03関東	4	1	0	2	2	7	0	2	1	0	3	1	1	0	3	1	1	0	2
04東海・近畿	7	2	2	0	0	6	0	1	1	1	2	2	2	2	1	2	2	2	1
05中四国	3	0	0	2	2	2	0	0	6	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1
06九州	15	4	2	4	4	17	2	2	5	2	6	4	4	4	6	4	4	6	2
全国	46.9	13.6	4.9	11.1	11.1	55.3	5.3	7.9	10.5	3.9	26.0	14.3	11.7	11.7	14.3	11.7	11.7	11.7	9.1
01北海道	40.0	30.0	0.0	0.0	20.0	55.6	22.2	11.1	0.0	0.0	55.6	33.3	11.1	0.0	33.3	11.1	0.0	0.0	0.0
02東北	55.6	11.1	0.0	11.1	11.1	71.4	0.0	0.0	14.3	0.0	37.5	0.0	12.5	0.0	37.5	0.0	12.5	12.5	12.5
03関東	36.4	9.1	0.0	18.2	18.2	63.6	0.0	18.2	9.1	0.0	33.3	11.1	11.1	0.0	33.3	11.1	0.0	0.0	22.2
04東海・近畿	63.6	18.2	18.2	0.0	0.0	60.0	0.0	10.0	10.0	10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0	20.0	20.0	10.0	10.0
05中四国	37.5	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5
06九州	46.9	12.5	6.3	12.5	9.4	54.8	6.5	6.5	16.1	6.5	18.2	12.1	12.1	12.1	18.2	12.1	12.1	18.2	6.1

	その他						視察・見学															
	50人以下		101～200		201～500		501～1000		1001以上		10人以下		11～20		21～30		31～40		41～50		51以上	
	51～100	101～200	201～500	501～1000	1001以上	50人以下	101～200	201～500	501～1000	1001以上	10人以下	11～20	21～30	31～40	41～50	51以上						
実数	21	36	7	6	7	6	5	18	3	6	1	3	26									
01北海道	0	6	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	2									
02東北	2	5	0	1	0	1	0	4	0	0	0	0	2									
03関東	2	5	0	1	1	0	0	0	0	2	0	2	3									
04東海・近畿	2	7	0	1	0	1	1	2	1	0	0	0	2									
05中四国	4	1	3	1	2	1	0	1	0	0	1	0	6									
06九州	11	12	3	1	4	3	4	7	2	4	0	1	11									
全国	27.3	53.7	10.4	9.0	10.4	9.0	7.5	31.6	5.3	10.5	1.8	5.3	45.6									
01北海道	0.0	75.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3									
02東北	25.0	71.4	0.0	14.3	0.0	14.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3									
03関東	22.2	71.4	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	28.6	0.0	28.6	0.0	28.6	42.9									
04東海・近畿	20.0	70.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	40.0									
05中四国	50.0	12.5	37.5	12.5	25.0	0.0	12.5	28.0	0.0	0.0	12.5	0.0	75.0									
06九州	33.3	44.4	11.1	3.7	14.8	14.8	8.0	16.0	0.0	4.0	0.0	4.0	44.0									

3 施設、設備の整備状況 (全体)

	販売所										代金決済所					セリシステム 有り	
	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16		H17以降
全国	102	3	1	20	19	23	13	9	99	6	1	17	12	23	15	12	85
01北海道	13	0	0	2	1	5	1	2	13	0	0	2	0	4	2	3	11
02東北	12	1	0	1	2	4	3	0	12	1	0	1	2	4	3	0	8
03関東	17	0	1	7	3	2	1	1	17	0	1	7	2	2	1	1	15
04東海・近畿	13	0	0	3	3	0	2	0	12	1	0	3	1	0	2	0	7
05中四国	9	0	0	1	4	3	0	0	9	0	0	0	4	3	0	1	8
06九州	38	2	0	6	6	9	6	6	36	4	0	4	3	10	7	7	36
全国	97.1	2.9	1.2	23.5	22.4	27.1	15.3	10.6	94.3	5.7	1.3	21.3	15.0	28.8	18.8	15.0	81.0
01北海道	100.0	0.0	0.0	18.2	9.1	45.5	9.1	18.2	100.0	0.0	0.0	18.2	0.0	36.4	18.2	27.3	84.6
02東北	92.3	7.7	0.0	10.0	20.0	40.0	30.0	0.0	92.3	7.7	0.0	10.0	20.0	40.0	30.0	0.0	61.5
03関東	100.0	0.0	6.7	46.7	20.0	13.3	6.7	6.7	100.0	0.0	7.1	50.0	14.3	14.3	7.1	7.1	88.2
04東海・近畿	100.0	0.0	0.0	37.5	37.5	0.0	25.0	0.0	92.3	7.7	0.0	50.0	16.7	0.0	33.3	0.0	53.8
05中四国	100.0	0.0	0.0	12.5	50.0	37.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	37.5	0.0	12.5	88.9
06九州	95.0	5.0	0.0	18.2	18.2	27.3	18.2	18.2	90.0	10.0	0.0	12.9	9.7	32.3	22.6	22.6	90.0

	自動セリ機										電光掲示板						
	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し
全国	20	1	16	10	23	14	13	95	10	0	3	2	13	21	43	98	7
01北海道	2	0	2	0	4	2	3	12	1	0	0	0	2	2	7	12	1
02東北	5	0	1	1	5	1	1	11	2	0	0	1	3	4	1	12	1
03関東	2	1	7	1	2	1	2	16	1	0	0	0	2	5	7	16	1
04東海・近畿	6	0	2	1	0	2	0	11	2	0	2	0	0	2	4	11	2
05中四国	1	0	0	4	2	0	1	8	1	0	0	0	1	2	4	8	1
06九州	4	0	4	3	10	8	6	37	3	0	1	1	5	6	20	39	1
全国	19.0	1.3	20.8	13.0	29.9	18.2	16.9	90.5	9.5	0.0	3.7	2.4	15.9	25.6	52.4	93.3	6.7
01北海道	15.4	0.0	18.2	0.0	36.4	18.2	27.3	92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	18.2	18.2	63.6	92.3	7.7
02東北	38.5	0.0	11.1	11.1	55.6	11.1	11.1	84.6	15.4	0.0	0.0	11.1	33.3	44.4	11.1	92.3	7.7
03関東	11.8	7.1	50.0	7.1	14.3	7.1	14.3	94.1	5.9	0.0	0.0	0.0	14.3	35.7	50.0	94.1	5.9
04東海・近畿	46.2	0.0	40.0	20.0	0.0	40.0	0.0	84.6	15.4	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0	84.6	15.4
05中四国	11.1	0.0	0.0	57.1	28.6	0.0	14.3	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	57.1	88.9	11.1
06九州	10.0	0.0	12.9	9.7	32.3	25.8	19.4	92.5	7.5	0.0	3.0	3.0	15.2	18.2	60.6	97.5	2.5

	応札機										けい留施設					
	S40年以前					S41～60					有り		無し			
	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降			
実数	0	3	15	21	42	91	14	0	3	2	16	22	35	102	3	1
01北海道	0	0	2	2	7	12	1	0	0	0	2	3	5	12	1	0
02東北	0	0	4	4	1	9	4	0	0	1	3	3	1	12	1	0
03関東	0	0	2	5	7	15	2	0	0	0	2	4	7	17	0	1
04東海・近畿	0	2	0	2	4	10	3	0	2	0	0	2	3	13	0	0
05中四国	0	0	1	2	4	8	1	0	0	0	1	2	4	9	0	0
06九州	0	1	6	6	19	37	3	0	1	1	8	8	15	39	1	0
全国	0.0	3.6	17.9	25.0	50.0	86.7	13.3	0.0	3.8	2.6	20.5	28.2	44.9	97.1	2.9	1.3
01北海道	0.0	0.0	18.2	18.2	63.6	92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	20.0	30.0	50.0	92.3	7.7	0.0
02東北	0.0	0.0	40.0	40.0	10.0	69.2	30.8	0.0	0.0	12.5	37.5	37.5	12.5	92.3	7.7	0.0
03関東	0.0	0.0	14.3	35.7	50.0	88.2	11.8	0.0	0.0	0.0	15.4	30.8	53.8	100.0	0.0	9.1
04東海・近畿	0.0	25.0	0.0	25.0	50.0	76.9	23.1	0.0	28.6	0.0	0.0	28.6	42.9	100.0	0.0	0.0
05中四国	0.0	0.0	14.3	28.6	57.1	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	57.1	100.0	0.0	0.0
06九州	0.0	2.9	5.9	17.6	55.9	92.5	7.5	0.0	3.0	3.0	24.2	24.2	45.5	97.5	2.5	0.0

	けい留施設										自動誘導レーン					
	S41～50					S41～60					有り		無し			
	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降			
実数	11	18	20	16	13	63	42	1	7	10	12	11	9	51	0	1
01北海道	1	2	4	1	3	8	5	0	1	1	3	0	2	4	0	0
02東北	0	2	5	3	0	9	4	0	0	2	2	3	0	7	0	0
03関東	6	2	1	0	1	6	11	1	3	1	0	0	0	13	0	0
04東海・近畿	2	2	0	2	0	5	8	0	1	0	0	1	0	10	0	0
05中四国	0	4	2	1	1	5	4	0	0	3	1	0	0	2	0	0
06九州	2	6	8	9	8	30	10	0	2	3	6	7	7	15	0	1
全国	13.9	22.8	25.3	20.3	16.5	60.0	40.0	2.0	14.0	20.0	24.0	22.0	18.0	48.6	0.0	2.1
01北海道	9.1	18.2	36.4	9.1	27.3	61.5	38.5	0.0	14.3	14.3	42.9	0.0	28.6	69.2	30.8	0.0
02東北	0.0	20.0	50.0	30.0	0.0	69.2	30.8	0.0	0.0	28.6	28.6	42.9	0.0	46.2	53.8	0.0
03関東	54.5	18.2	9.1	0.0	9.1	35.3	64.7	20.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	76.5	0.0	0.0
04東海・近畿	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	38.5	61.5	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	76.9	0.0	0.0
05中四国	0.0	50.0	25.0	12.5	12.5	55.6	44.4	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	22.2	0.0	0.0
06九州	6.1	18.2	24.2	27.3	24.2	75.0	25.0	0.0	8.0	12.0	24.0	28.0	28.0	37.5	0.0	4.3

	秤量体測施設										出荷者控室						
	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60
全国	1	5	23	18	100	5	0	6	10	24	24	24	81	24	1	10	10
01北海道	0	2	3	4	13	0	0	1	2	3	1	4	13	0	0	2	0
02東北	1	1	2	1	11	2	0	0	2	3	4	0	8	5	0	0	1
03関東	0	0	1	2	16	1	0	2	0	3	3	4	15	2	1	4	2
04東海・近畿	0	0	2	0	12	1	0	2	1	0	2	2	7	6	0	3	0
05中四国	0	0	5	1	9	0	0	1	1	1	4	2	7	2	0	0	2
06九州	0	2	10	10	39	1	0	1	4	6	10	12	31	9	0	1	5
全国	2.1	10.4	47.9	37.5	95.2	4.8	0.0	7.5	12.5	20.0	30.0	30.0	77.1	22.9	1.5	15.2	15.2
01北海道	0.0	22.2	33.3	44.4	100.0	0.0	0.0	9.1	18.2	27.3	9.1	36.4	100.0	0.0	0.0	18.2	0.0
02東北	20.0	20.0	40.0	20.0	84.6	15.4	0.0	0.0	22.2	33.3	44.4	0.0	61.5	38.5	0.0	0.0	14.3
03関東	0.0	0.0	33.3	66.7	94.1	5.9	0.0	16.7	0.0	25.0	25.0	33.3	88.2	11.8	8.3	33.3	16.7
04東海・近畿	0.0	0.0	100.0	0.0	92.3	7.7	0.0	28.6	14.3	0.0	28.6	28.6	53.8	46.2	0.0	60.0	0.0
05中四国	0.0	0.0	83.3	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	50.0	25.0	77.8	22.2	0.0	0.0	33.3
06九州	0.0	8.7	43.5	43.5	97.5	2.5	0.0	3.0	12.1	18.2	30.3	36.4	77.5	22.5	0.0	4.0	20.0

	研修指導室										輸送施設						
	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6
全国	17	16	12	37	68	0	4	4	9	10	3	22	83	0	2	6	4
01北海道	4	1	4	2	11	0	0	0	1	0	1	0	13	0	0	0	0
02東北	2	4	0	7	6	0	0	0	2	3	0	1	12	0	0	0	0
03関東	1	3	1	5	12	0	2	1	1	0	0	2	15	0	0	0	0
04東海・近畿	0	2	0	3	10	0	0	0	0	2	0	1	12	0	1	0	0
05中四国	3	0	1	5	4	0	0	2	0	1	1	4	5	0	0	3	1
06九州	7	6	6	15	25	0	2	1	5	4	1	14	26	0	1	3	3
全国	25.8	24.2	18.2	35.2	64.8	0.0	13.3	13.3	30.0	33.3	10.0	21.0	79.0	0.0	13.3	40.0	26.7
01北海道	36.4	9.1	36.4	15.4	84.6	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
02東北	28.6	57.1	0.0	53.8	46.2	0.0	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0	7.7	92.3	0.0	0.0	0.0	0.0
03関東	8.3	25.0	8.3	29.4	70.6	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	11.8	88.2	0.0	0.0	0.0	0.0
04東海・近畿	0.0	40.0	0.0	23.1	76.9	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	7.7	92.3	0.0	100.0	0.0	0.0
05中四国	50.0	0.0	16.7	55.6	44.4	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0	44.4	55.6	0.0	0.0	75.0	25.0
06九州	28.0	24.0	24.0	37.5	62.5	0.0	15.4	7.7	38.5	30.8	7.7	35.0	65.0	0.0	11.1	33.3	33.3

	展示施設										ハンデーターミナル						
	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16
実数	2	1	16	89	0	2	3	5	3	0	43	62	0	1	0	1	18
01北海道	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0	2
02東北	0	0	1	12	0	0	0	1	0	0	1	12	0	0	0	0	0
03関東	0	1	0	17	0	0	0	0	0	0	10	7	0	0	0	1	3
04東海・近畿	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	5	8	0	0	0	0	4
05中四国	0	0	3	6	0	0	2	1	0	0	5	4	0	0	0	0	4
06九州	2	0	11	29	0	2	1	3	3	0	16	24	0	1	0	0	5
全国	13.3	6.7	15.2	84.8	0.0	15.4	23.1	38.5	23.1	0.0	41.0	59.0	0.0	2.9	0.0	2.9	52.9
01北海道	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	46.2	53.8	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
02東北	0.0	0.0	7.7	92.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	7.7	92.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
03関東	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	58.8	41.2	0.0	0.0	0.0	11.1	33.3
04東海・近畿	0.0	0.0	7.7	92.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.5	61.5	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0
05中四国	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	55.6	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0
06九州	22.2	0.0	27.5	72.5	0.0	22.2	11.1	33.3	33.3	0.0	40.0	60.0	0.0	11.1	0.0	0.0	55.6

	ID連携システム										情報の提供						
	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降
実数	14	58	47	0	1	0	1	24	12	46	59	0	2	0	2	14	13
01北海道	3	13	0	0	0	0	0	4	4	6	7	0	0	0	0	1	4
02東北	1	3	10	0	0	1	1	0	0	2	11	0	0	0	1	1	0
03関東	5	9	8	0	0	0	4	2	2	7	10	0	0	0	0	1	3
04東海・近畿	1	7	6	0	0	0	4	1	1	6	7	0	2	0	0	3	0
05中四国	1	5	4	0	0	0	4	1	1	6	3	0	0	0	0	3	1
06九州	3	21	19	0	1	0	7	4	4	19	21	0	0	0	1	5	5
全国	41.2	55.2	44.8	0.0	2.6	0.0	26.2	31.6	43.8	56.2	65.2	0.0	6.5	0.0	6.5	45.2	41.9
01北海道	60.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	46.2	53.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0
02東北	100.0	23.1	76.9	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	15.4	84.6	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
03関東	55.6	52.9	47.1	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	41.2	58.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0
04東海・近畿	20.0	53.8	46.2	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	46.2	53.8	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	60.0	0.0
05中四国	20.0	55.6	44.4	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0
06九州	33.3	52.5	47.5	0.0	8.3	0.0	58.3	33.3	47.5	52.5	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	45.5	45.5

	汚水処理施設						汚物焼却施設						脱臭施設 有り			
	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60		H7～16	H17以降	
実数	49	56	0	4	5	12	10	11	6	99	0	2	3	0	0	3
01北海道	7	6	0	0	0	3	0	3	0	13	0	0	0	0	0	0
02東北	6	7	0	0	1	0	3	1	1	12	0	1	0	0	0	2
03関東	4	13	0	0	0	0	1	1	0	17	0	0	0	0	0	0
04東海・近畿	5	8	0	2	0	0	2	0	1	12	0	0	0	0	0	0
05中四国	7	2	0	0	2	2	1	2	0	9	0	0	0	0	0	0
06九州	20	20	0	2	2	7	3	4	4	36	0	1	3	0	0	1
全国	46.7	53.3	0.0	9.5	11.9	28.6	23.8	26.2	5.7	94.3	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	2.9
01北海道	53.8	46.2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
02東北	46.2	53.8	0.0	0.0	20.0	0.0	60.0	20.0	7.7	92.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	15.4
03関東	23.5	76.5	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
04東海・近畿	38.5	61.5	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	7.7	92.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
05中四国	77.8	22.2	0.0	0.0	28.6	28.6	14.3	28.6	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
06九州	50.0	50.0	0.0	11.1	11.1	38.9	16.7	22.2	10.0	90.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	2.5

	たい肥化施設												消毒施設				
	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7以降	有り	無し		
実数	102	0	0	1	0	1	0	58	47	1	6	9	12	13	8	79	26
01北海道	13	0	0	0	0	0	0	10	3	0	2	1	2	3	2	12	1
02東北	11	0	0	0	0	1	0	7	6	0	0	1	2	2	1	8	5
03関東	17	0	0	0	0	0	0	8	9	1	1	1	0	0	1	11	6
04東海・近畿	13	0	0	0	0	0	0	6	7	0	2	1	0	3	0	7	6
05中四国	9	0	0	0	0	0	0	6	3	0	0	3	0	0	0	8	1
06九州	39	0	0	1	0	0	0	21	19	0	1	2	5	4	33	7	7
全国	97.1	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	55.2	44.8	2.0	12.2	18.4	24.5	26.5	16.3	75.2	24.8
01北海道	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.9	23.1	0.0	20.0	10.0	20.0	30.0	20.0	92.3	7.7
02東北	84.6	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	53.8	46.2	0.0	0.0	16.7	33.3	33.3	16.7	61.5	38.5
03関東	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	47.1	52.9	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0	64.7	35.3
04東海・近畿	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	46.2	53.8	0.0	33.3	16.7	0.0	50.0	0.0	53.8	46.2
05中四国	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	88.9	11.1
06九州	97.5	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	52.5	47.5	0.0	5.9	11.8	29.4	29.4	23.5	82.5	17.5

	緊留消毒										献医師訪所				
	S40年以前	S41～50	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前
実数	0	5	11	24	18	34	71	0	1	4	8	3	60	45	1
01北海道	0	0	1	7	3	7	6	0	0	0	2	1	10	3	0
02東北	0	0	1	3	1	3	10	0	0	1	0	0	7	6	0
03関東	0	2	1	2	3	7	10	0	0	1	0	0	9	8	1
04東海・近畿	0	2	0	3	0	3	10	0	1	0	0	0	6	7	0
05中四国	0	1	1	3	1	4	5	0	0	1	0	0	7	2	0
06九州	0	0	7	6	10	10	30	0	0	1	2	2	21	19	0
全国	0.0	7.9	17.5	38.1	28.6	32.4	67.6	0.0	5.3	21.1	15.8	15.8	57.1	42.9	2.3
01北海道	0.0	0.0	9.1	63.6	27.3	53.8	46.2	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	76.9	23.1	0.0
02東北	0.0	0.0	16.7	50.0	16.7	23.1	76.9	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	53.8	46.2	0.0
03関東	0.0	22.2	11.1	22.2	33.3	41.2	58.8	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	52.9	47.1	20.0
04東海・近畿	0.0	40.0	0.0	60.0	0.0	23.1	76.9	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	46.2	53.8	0.0
05中四国	0.0	16.7	16.7	50.0	16.7	44.4	55.6	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	77.8	22.2	0.0
06九州	0.0	0.0	26.9	23.1	38.5	25.0	75.0	0.0	0.0	16.7	16.7	33.3	52.5	47.5	0.0

	隔離所												
	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	有り	無し	S40年以前	S41～50	S61～H6	H7～16	H17以降	
実数	9	7	13	10	4	46	59	0	7	4	10	7	4
01北海道	2	1	3	1	2	5	8	0	1	0	1	0	2
02東北	0	1	1	3	0	7	6	0	0	1	1	3	0
03関東	3	0	1	0	0	8	9	0	3	1	1	0	0
04東海・近畿	2	0	0	2	0	6	7	0	3	0	0	1	0
05中四国	0	3	3	0	0	7	2	0	0	1	4	0	0
06九州	2	2	5	4	2	13	27	0	0	1	3	3	2
全国	20.5	15.9	29.5	22.7	9.1	43.8	56.2	0.0	21.9	12.5	31.3	21.9	12.5
01北海道	22.2	11.1	33.3	11.1	22.2	38.5	61.5	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	50.0
02東北	0.0	20.0	20.0	60.0	0.0	53.8	46.2	0.0	20.0	20.0	60.0	0.0	0.0
03関東	60.0	0.0	20.0	0.0	0.0	47.1	52.9	0.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0
04東海・近畿	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	46.2	53.8	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0
05中四国	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	77.8	22.2	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0
06九州	13.3	13.3	33.3	26.7	13.3	32.5	67.5	0.0	0.0	11.1	33.3	33.3	22.2

4 防疫対策施設

	(1)消毒施設・設備											(2)獣医師詰め所				
	①車両消毒装置											⑤その他の設備	①設置場所	②獣医師の所属先 共済		
	設置場所		S40年以前	S41～50	S51～60	S61～H6	H7～16	H17以降	③動力噴霧器		④手動噴霧器					
	有り	無し							台数	設置場所	台数				設置場所	
全国	75	30	0	4	3	9	18	28	85	72	35	27	9	62	24	25
01北海道	10	3	0	0	0	0	6	3	11	10	5	5	2	11	7	5
02東北	6	7	0	0	0	2	1	1	11	9	0	0	1	7	2	3
03関東	8	9	0	2	0	0	0	3	14	12	4	2	2	10	3	1
04東海・近畿	10	3	0	1	1	0	2	1	11	10	5	4	0	6	3	2
05中四国	7	2	0	0	1	1	3	2	8	8	6	6	1	8	2	1
06九州	34	6	0	1	1	6	6	18	35	23	15	10	3	20	7	13
全国	714	286	0.0	6.5	4.8	14.5	29.0	45.2	54.1	45.9	56.5	43.5				28.4
01北海道	76.9	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	52.4	47.6	50.0	50.0				50.0
02東北	46.2	53.8	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	55.0	45.0	0.0	0.0				30.0
03関東	47.1	52.9	0.0	40.0	0.0	0.0	60.0	60.0	53.8	46.2	66.7	33.3				7.1
04東海・近畿	76.9	23.1	0.0	20.0	20.0	0.0	40.0	20.0	52.4	47.6	55.6	44.4				20.0
05中四国	77.8	22.2	0.0	0.0	14.3	14.3	42.9	28.6	50.0	50.0	50.0	50.0				11.1
06九州	85.0	15.0	0.0	3.1	3.1	18.8	18.8	56.3	56.6	43.4	60.0	40.0				37.1

5 防疫対策

	(1)防疫対策に係る規程、マニュアル											(2)家畜伝染病発生時の対応マニュアル				(3)家畜運搬車両の登録、記載				(4)家畜運搬車両に対する消毒																				
	家保		開業		雇用		①設置場所	②広さ	③外部との隔離状況	④消毒方法	有り	無し	有り	無し	有り	無し	搬入時、搬出時とも	搬入時だけ	義務づけ無し	義務づけ有り	搬入時、搬出時とも	搬入時だけ	義務づけ無し	義務づけ有り	搬入時、搬出時とも	搬入時だけ	義務づけ無し	義務づけ有り	搬入時、搬出時とも	搬入時だけ	義務づけ無し	義務づけ有り	搬入時、搬出時とも	搬入時だけ	義務づけ無し	義務づけ有り	搬入時、搬出時とも	搬入時だけ	義務づけ無し	義務づけ有り
	家保		開業		雇用																																			
	有り	無し	有り	無し	有り	無し																																		
全国	5	29	29	39	39	20	26	42	51	43	49	49	101	64	20	8	45																							
01北海道	0	4	1	4	3	4	4	9	4	8	4	4	12	10	0	0	4																							
02東北	0	4	3	6	6	2	4	3	10	2	9	2	12	8	1	2	7																							
03関東	0	8	5	9	7	4	6	3	10	2	10	2	16	8	1	4	6																							
04東海・近畿	2	0	6	5	3	1	2	5	6	5	6	3	13	10	1	1	10																							
05中四国	0	2	6	6	7	6	4	6	3	6	3	6	9	3	4	0	3																							
06九州	3	11	8	9	13	3	6	16	18	20	17	17	39	25	13	1	15																							
全国	5.7	33.0	33.0	39.0	39.0			45.2	54.8	46.7	53.3	53.3	99.0	69.6	21.7	8.7	93.8																							
01北海道	0.0	40.0	10.0					69.2	30.8	66.7	33.3	33.3	92.3	100.0	0.0	0.0	66.7																							
02東北	0.0	40.0	30.0					23.1	76.9	18.2	81.8	81.8	100.0	72.7	91	18.2	100.0																							
03関東	0.0	57.1	35.7					23.1	76.9	16.7	83.3	83.3	100.0	61.5	7.7	30.8	100.0																							
04東海・近畿	20.0	0.0	60.0					45.5	54.5	45.5	54.5	54.5	100.0	83.3	8.3	8.3	100.0																							
05中四国	0.0	22.2	66.7					66.7	33.3	66.7	33.3	33.3	100.0	42.9	57.1	0.0	100.0																							
06九州	8.6	31.4	22.9					47.1	52.9	54.1	45.9	45.9	100.0	64.1	33.3	2.6	93.8																							

	(5)衣服、長靴の消毒										(6)衣服、長靴などの交換						
	①消毒実施場所					②消毒機器					③踏み込み消毒槽の消毒薬の交換		④消毒薬の種類、薬品名		⑤消毒薬の種類、薬品名		
	セリ場	けい留場所	けい留場所	けい留場所	けい留場所	手動噴霧器	人体噴霧装置	踏み込み消毒槽	汚れたとき	一定時間ごと	着用しない場合は噴霧消毒を実施	靴、サンダルは靴底消毒	着脱作業を付けない	着脱作業を付けない	着脱作業を付けない	着脱作業を付けない	着脱作業を付けない
全国	3	47	21	80	68	43	37	8	82	56	33	78	8	14	31	58	
01北海道	2	6	3	12	12	9	6	1	12	11	0	12	0	1	4	8	
02東北	0	6	2	9	6	6	5	0	8	3	6	8	0	0	2	9	
03関東	0	9	3	10	5	4	2	1	12	7	4	10	2	0	3	13	
04東海・近畿	0	5	3	11	7	3	4	0	12	6	6	11	2	0	7	5	
05中四国	0	2	0	8	7	6	5	0	9	7	2	9	1	0	3	6	
06九州	1	19	10	30	31	15	15	17	29	22	15	28	3	13	12	17	
全国	6.3				45.9	29.1	25.0	15.9	7.5	62.9	37.1		7.2	12.6	27.9	52.3	
01北海道	33.3				44.4	33.3	22.2	0.0	7.7	92.3	100.0		0.0	7.7	30.8	61.5	
02東北	0.0				35.3	35.3	29.4	0.0	0.0	100.0	66.7		0.0	0.0	18.2	81.8	
03関東	0.0				45.5	36.4	18.2	0.0	7.7	92.3	36.4		11.1	0.0	16.7	72.2	
04東海・近畿	0.0				50.0	21.4	28.6	0.0	20.0	80.0	50.0		14.3	0.0	50.0	35.7	
05中四国	0.0				38.9	33.3	27.8	0.0	0.0	100.0	22.2		10.0	0.0	30.0	60.0	
06九州	6.3				50.8	24.6	24.6	34.7	6.1	59.2	40.5		6.7	28.9	26.7	37.8	

6 家畜伝染病を疑った場合の対処方法

	(1)対応マニュアルの有無										(2)通報先				(3)通報時期				(4)通報内容、事後処				(5)搬入家畜に対する衛生対策				(6)疑似家畜の取扱い									
	有り		無し		市場開設者		家畜保健衛生所		開業獣医師		市場開設者		疑った直後		獣医師の診断後		せり終了後		記録の作成		残していない		健康状態を確認後、消毒して搬出		家畜車両を消毒して搬出		家畜のID番号を記録・保管		記録しない		隔離所に移動		けい留場所		移動させない	
	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し	有り	無し
全国	35	51	85	20	17	56	33	0	52	14	26	35	43	5	27	21	23																			
01北海道	8	5	9	1	5	5	5	0	8	0	2	1	10	0	5	3	4																			
02東北	2	7	11	3	1	6	4	0	4	2	2	5	5	2	2	1	2																			
03関東	0	12	11	5	7	6	7	0	6	2	2	2	8	1	3	6	3																			
04東海・近畿	5	4	11	0	0	9	1	0	8	0	4	6	3	0	3	2	4																			
05中四国	4	5	9	0	0	4	5	0	7	1	2	5	7	0	6	1	1																			
06九州	16	18	34	11	4	26	11	0	19	9	14	16	10	2	8	9																				
全国	40.7	59.3	69.7	16.4	13.9	62.9	37.1	0.0	78.8	21.2	23.9	32.1	39.4	4.6	38.0	29.6	32.4																			
01北海道	61.5	38.5	60.0	6.7	33.3	50.0	50.0	0.0	100.0	0.0	15.4	7.7	76.9	0.0	41.7	25.0	33.3																			
02東北	22.2	77.8	73.3	20.0	6.7	60.0	40.0	0.0	66.7	33.3	14.3	35.7	35.7	14.3	40.0	20.0	40.0																			
03関東	0.0	100.0	47.8	21.7	30.4	46.2	53.8	0.0	75.0	25.0	15.4	15.4	61.5	7.7	25.0	50.0	25.0																			
04東海・近畿	55.6	44.4	100.0	0.0	0.0	90.0	10.0	0.0	100.0	0.0	30.8	46.2	23.1	0.0	33.3	22.2	44.4																			
05中四国	44.4	55.6	100.0	0.0	0.0	44.4	55.6	0.0	87.5	12.5	14.3	35.7	50.0	0.0	75.0	12.5	12.5																			
06九州	47.1	52.9	69.4	22.4	8.2	70.3	29.7	0.0	67.9	32.1	33.3	38.1	23.8	4.8	32.0	32.0	36.0																			

7 家畜衛生に関する研修

8 家畜衛生情報の入手先

	(1)研修会開催の有無			(2)研修会			(3)開催回数		(4)職員研修会				(1)定期的に入手			
	有り	無し	①名称	②対象者	③人数	①主催者	②研修会名	①家畜保健衛生所	②開業獣医師	③農協	④農林水産省ホームページ	入手間隔			入手方法 ①電話	
												②毎週	③毎月	④必要なとき		
全国	40	58	34	32	34	34	33	84	4	6	35	2	1	8	65	16
01北海道	1	11	1	0	0	1	5	7	0	0	3	0	0	1	6	2
02東北	3	9	3	3	3	1	11	11	1	0	2	0	0	2	9	1
03関東	5	11	4	4	4	2	2	11	0	2	8	0	0	1	12	0
04東海・近畿	1	10	1	1	1	4	4	12	1	1	4	0	0	0	8	2
05中四国	5	4	5	5	4	3	5	6	0	0	5	1	0	1	5	1
06九州	25	13	20	19	22	16	16	37	2	3	13	1	1	3	25	10
全国	40.8	59.2						65.1	3.1	4.7	27.1	2.6	1.3	10.5	85.5	11.6
01北海道	8.3	91.7						70.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	14.3	85.7	18.2
02東北	25.0	75.0						78.6	7.1	0.0	14.3	0.0	0.0	18.2	81.8	6.7
03関東	31.3	68.8						52.4	0.0	9.5	38.1	0.0	0.0	7.7	92.3	0.0
04東海・近畿	9.1	90.9						66.7	5.6	5.6	22.2	0.0	0.0	0.0	100.0	11.1
05中四国	55.6	44.4						54.5	0.0	0.0	45.5	14.3	0.0	14.3	71.4	12.5
06九州	65.8	34.2						67.3	3.6	5.5	23.6	3.3	3.3	10.0	83.3	15.2

10 家畜伝染病予防法に基づく「移動制限区域」に指定された場合にとられた措置

	(2)家畜伝染病発生時のみに入手					(3)通知は受けるが自らは入手していない	(4)情報の周知先			とられた措置				
	②Fax	③メール	④印刷物	⑤インターネット	①組合内 部		②市場の 案内板 掲示版	③組合員 各自	①指定さ れた時期	②発生し た家畜伝 染病名	③対応措置 (開催中 止など)	④指定さ れたこと がない		
													①毎日	②毎週
全国	46	18	28	30	15	16	39	39	21	8	12	72		
01北海道	5	0	1	3	4	3	7	6	0	0	0	10		
02東北	7	1	5	1	1	1	5	6	2	0	0	7		
03関東	7	3	4	6	3	2	6	6	4	0	0	13		
04東海・近畿	6	2	5	3	0	3	4	4	2	0	0	11		
05中四国	2	0	2	3	1	1	4	4	3	0	0	9		
06九州	19	12	11	14	6	6	13	13	10	8	12	22		
全国	33.3	13.0	20.3	21.7			39.4	39.4	21.2	8.0	12.0	72.0		
01北海道	45.5	0.0	9.1	27.3			53.8	46.2	0.0	0.0	0.0	100.0		
02東北	46.7	6.7	33.3	6.7			38.5	46.2	15.4	0.0	0.0	100.0		
03関東	35.0	15.0	20.0	30.0			37.5	37.5	25.0	0.0	0.0	100.0		
04東海・近畿	33.3	11.1	27.8	16.7			40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	100.0		
05中四国	25.0	0.0	25.0	37.5			36.4	36.4	27.3	0.0	0.0	100.0		
06九州	28.8	18.2	16.7	21.2			36.1	36.1	27.8	16.0	16.0	44.0		

「家畜市場の調査項目」の調査票

- 1 家畜市場の名称： _____
- 住所 _____
- 電話 _____ Fax _____
- (1) 開設者の名称： _____
- 住所 _____ 担当部署： _____
- 電話 _____ Fax _____
- (2) 開設年月： _____
- (3) 開催日 牛： _____
- 豚： _____
- 馬： _____ めん・山羊： _____
- (4) 運営組織 職員数 _____ 人（常勤： _____ 人，臨時： _____ 人）
- (5) 開催日の運営体制：職員数 _____ 人，臨時職員 _____ 人
- (6) 施設の概要
- 敷地面積 _____ 建物 _____ 駐車台数 _____
- 最大取引頭数／日 _____ 頭 最大購買者数／日 _____ 人
- (7) 家畜衛生対策責任者 氏名 _____ 所属 _____

2 取引実績（平成22年度）

区 分		せり上場頭数	取引成立頭数	不成立頭数
肉用牛	肉専用種	成 牛		
		子 牛		
		肥育牛		
	乳用種	ヌレ子・スモール		
		肥育素牛		
		肥育牛		
	交雑種	成 牛		
		ヌレ子・スモール		
		子 牛		
		肥育牛		
計				
乳用牛	成 牛			
	育成・子牛			
	計			
馬				
豚				
めん・山羊				

入場者数： 人（家畜商 人，農協 人，農家 人，その他 人）
 （開催日1日平均 人，来場台数 台）
 視察，見学： 人

3 施設，設備の整備状況（全体）

施設・設備	設置の有無*	設置年月	施設・設備	設置の有無*	設置年月
競売所			汚水処理施設		
代金決済所			汚物焼却施設		
セリシステム			脱臭施設		
自動セリ機			堆肥化施設		
電光掲示板			消毒施設		
応札機			けい留施設等の消毒施設		
けい留施設			獣医師詰め所		
けい養施設			隔離所		
自動誘導レール					
秤量・体測施設			景観保全林		
出荷者・購買者控え室			景観保全施設		
研修指導室			構内の舗装		
輸送施設			地域畜産物展示施設		
展示施設					
ハンディターミナル					
ID連携システム					
市場情報の提供システム					

(注) * 設置済には○印を付けてください。
 改修をした場合は直近の年月を記入してください。

「今後，整備，改修を予定している施設，設備」

4 防疫対策施設

(1) 消毒施設・設備

- ①車両消毒装置 設置場所： 設置年月：
 ②踏み込み消毒槽 設置場所：
 ③動力噴霧器 台数： 設置場所
 ④手動噴霧器 台数： 設置場所
 ⑤その他の設備

(2) 獣医師詰め所

- ①設置場所 診療機材の有無
②獣医師の所属先 共済家畜診療所, 家畜保健衛生所, 開業獣医師, 組合雇用

(3) 隔離所

- ①設置場所 ②広さ ③外部との隔離状況
④消毒方法

5 防疫対策 (設問によっては該当する事項に○印を付けてください。)

- (1) 防疫対策に係る規程, マニュアルなどの有無 ①有 ②無
規程, マニュアルの名称:
- (2) 家畜伝染病発生時の対応マニュアル ①有 ②無
マニュアルの名称:
- (3) 家畜運搬車両の登録, 記帳
①搬入時に車両ナンバー, 運転手名の記帳を義務付け 記帳場所:
②義務付けていない
- (4) 家畜運搬車両に対する消毒
①車両消毒装置の通過を義務付け
①-1搬入時, 搬出時とも ①-2搬入時だけ ①-3義務付けていない
②動力噴霧器を使用
②-1職員が実施 ②-2運転手が実施
③搬入道路に石灰などの散布
④その他の消毒方法
⑤消毒薬の種類, 薬品名
- (5) 衣服, 長靴の消毒
①消毒実施場所 ①-1セリ場 ①-2けい留場所 ①-3けい養場所入り口
②消毒機器 ②-1人体噴霧装置 ②-2手動噴霧器 ②-3踏み込み消毒槽
③踏み込み消毒槽の消毒薬の交換 ③-1汚れたとき ③-2一定時間ごと
④消毒薬の種類, 薬品名
- (6) 衣服, 長靴などの交換
①防疫衣服, 長靴の着用を義務付け ②着用しない場合は噴霧消毒を実施
③靴, サンドルは靴底消毒 ④義務付けていない
- (7) 昨年の口蹄疫発生時以降にとった措置

6 家畜伝染病を疑った場合の対処方法

- (1) 対応マニュアルの有無 ①有: マニュアルの名称 ②無
(2) 通報先 ①家畜保健衛生所 ②開業獣医師 (共済家畜診療所を含む) ③市場開設者
(3) 通報時期 ①疑った直後 ②獣医師の診断後 ③せり終了後

- (4) 通報内容, 事後処理の記録 ①記録の作成 ②残していない
- (5) 搬入家畜に対する衛生対策
 - ①健康状態を確認後, 消毒して搬出 ②家畜, 車両を消毒して搬出
 - ③家畜のID番号を記録・保管 ④記録しない
- (6) 疑似家畜の取扱い ①隔離所に移動 ②けい留場所で隔離 ③移動させない

7 家畜衛生に関する研修

- (1) 研修会開催の有無 ①開催 ②開催せず
- (2) 研修会 ①名称 ②参集対象者 ③人数
- (3) 開催回数 (研修のテーマ)
- (4) 職員が受けた研修会 ①研修主催者 ②研修会名

8 家畜衛生情報の入手先

- (1) 定期的に入手
 - ①家畜保健衛生所 ②開業獣医師 (共済家畜診療所を含む) ③農協
 - ④農林水産省ホームページ
 - 入手間隔: ①毎日 ②毎週 ③毎月 ④必要なとき
 - 入手方法: ①電話 ②Fax ③メール ④印刷物 ⑤インターネット
- (2) 家畜伝染病発生時のみに入手
- (3) 通知は受けるが自らは入手していない
- (4) 情報の周知先 ①組合内部 ②市場の案内板, 掲示版 ③組合員各自

9 家畜衛生対策における問題点

現在かかえている問題点と対応方針

国, 行政に対する要望事項

10 家畜伝染病予防法に基づく「移動制限区域」に指定された場合にとられた措置

- ①指定された時期 ②発生した家畜伝染病名 ③対応措置（開催中止など）
- ④指定されたことがない

(参考資料) 次のものを調査票に添付してください。

- ・家畜市場全体の平面図
- ・市場内における家畜の動線
- ・家畜市場周辺における家畜伝染病の発生状況（平成10年～直近）
- ・家畜伝染病発生時の連絡先一覧
- ・周辺（半径10km以内）の畜産関連施設

「送付先」 〒104-0033

東京都中央区新川2-6-16馬事畜産会館

社団法人 日本家畜商協会

ご協力ありがとうございました。

家畜取引法第3条の規定に基づく家畜市場（稼働している常設市場）

都道府県	家畜市場の名称	郵便番号	所在地	団体（開設者）名
北海道	ホクレン南北海道家畜市場	059-1431	北海道勇払郡安平町早来新栄4番地	ホクレン農業協同組合連合会
	北海道ホルスタイン家畜市場	059-1431	北海道勇払郡安平町早来新栄4番地	北海道ホルスタイン農業協同組合
	ホクレン根室地区家畜市場	086-1150	北海道標津郡中標津町南中10番の2	ホクレン農業協同組合連合会
	根室集散地家畜市場	086-0241	北海道野付郡別海町別海緑町118番地	根室地方家畜商業協同組合
	ホクレン釧路地区家畜市場	084-0917	北海道釧路市大楽毛86-1	ホクレン農業協同組合連合会
	ホクレン十勝地区家畜市場	080-0341	北海道河東郡音更町字音更西2線9-1	ホクレン農業協同組合連合会
	十勝中央家畜市場	089-0621	北海道中川郡幕別町字相川470番地の2	十勝畜産農業協同組合
	北見集散地家畜市場	099-2231	北海道北見市端野町緋牛内325番地の2	北見地方畜産商業協同組合
	紋別集散地家畜市場	099-5171	北海道紋別市渚滑町5丁目6番地	北見地方畜産商業協同組合
	ホクレン北見地区総合家畜市場	093-0504	北海道常呂郡佐呂間町西富127番地2	ホクレン農業協同組合連合会
	ホクレン豊富地域家畜市場	098-4100	北海道天塩郡豊富町上サロベツ569番地の1	ホクレン農業協同組合連合会
	道北名寄集散地家畜市場	096-0075	北海道名寄市曙1番地	上川家畜商業協同組合
	ホクレン北海道中央地域家畜市場	071-8155	北海道旭川市東鷹栖5線10号	ホクレン農業協同組合連合会
	日高軽種馬農業協同組合北海道市場	056-0002	北海道日高郡新ひだか町静内神森175-2	日高軽種馬農業協同組合
青森県	おいらせ農業協同組合産地家畜市場	039-2372	青森県上北郡六戸町大字折茂字上折茂94-1	おいらせ農業協同組合
	三本木産地家畜市場	034-0001	青森県十和田市三本木字野崎40-433	三本木畜産農業協同組合
	八戸サラブレッド家畜市場	039-0814	青森県三戸郡南部町大字埴渡字鯨ノ口8-13	青森県軽種馬生産農業協同組合
	青森県家畜市場	039-2567	青森県上北郡七戸町鶴児平72-1	青森県畜産農業協同組合連合会
岩手県	全農岩手県本部中央家畜市場	020-0503	岩手県岩手郡雫石町七ツ森20-1	全国農業協同組合連合会岩手県本部
	全農岩手県本部県南家畜市場	023-0171	岩手県江刺市田原字深沢5-60	全国農業協同組合連合会岩手県本部
	岩手花巻家畜市場	025-0002	岩手県花巻市西宮野目13-111-7	岩手県家畜商業協同組合
	盛岡家畜市場	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-15	盛岡畜産農業協同組合
	軽米家畜市場	028-7801	岩手県久慈市侍浜町本町7-65-2	九戸畜産農業協同組合
宮城県	みやぎ総合家畜市場	987-0005	宮城県遠田郡美里町北浦字生地22-1	全国農業協同組合連合会宮城県本部
秋田県	広城由利家畜市場	015-0014	秋田県由利本荘市石脇字山の神11	秋田しんせい農業協同組合
	鹿角家畜市場	018-5201	秋田県鹿角市花輪字菩提野1-2	秋田県畜産農業協同組合
	大曲家畜市場	014-0103	秋田県大仙市高岡上郷字高屋敷58	秋田おぼこ農業協同組合
山形県	山形最上家畜市場	996-0041	山形県新庄市大字鳥越字転坂1890-32	全国農業協同組合連合会山形県本部
	山形中央家畜市場	994-0079	山形県天童市大字北目字滝本574	山形県家畜商業協同組合
	山形家畜市場	990-0892	山形県山形市大字中野字的場936	全国農業協同組合連合会山形県本部
	置賜家畜市場	999-0212	山形県東置賜郡川西町大字下平柳字馬場1543	山形おきたま農業協同組合
福島県	福島県家畜市場（全農）	969-1105	福島県本宮市関下字神座102-2	全国農業協同組合連合会福島県本部
	福島県家畜市場（福島県酪農業協同組合）	969-1105	福島県本宮市関下字神座102-2	福島県酪農業協同組合
	石川家畜市場	963-7846	福島県石川郡石川町長久保99	石川郡畜産農業協同組合
	福島県中央家畜市場	969-0203	福島県西白河郡矢吹町北浦110	福島県家畜商業協同組合
茨城県	全国農業協同組合連合会茨城県本部子豚市場	311-3157	茨城県東茨城郡茨城町大字小幡字南表20-4	全国農業協同組合連合会茨城県本部
	全農茨城県本部家畜市場	319-2214	茨城県常陸大宮市鷹巣1836-1	全国農業協同組合連合会茨城県本部
	大子家畜市場	319-3521	茨城県久慈郡大子町北田気388	大子町畜産農業協同組合
	茨城県中央家畜市場	319-0113	茨城県小美玉市竹原350-7	茨城県家畜商業協同組合
栃木県	矢板家畜市場	329-1573	栃木県矢板市越畑字明神前328-1	全国農業協同組合連合会栃木県本部
	西那須野家畜市場	329-2711	栃木県那須塩原市石林774-6	栃木県北家畜商業協同組合
群馬県	前橋家畜市場	371-0846	群馬県前橋市元総社町395	群馬県家畜商業協同組合
	邑楽館林農業協同組合家畜市場	374-0013	群馬県館林市赤生田町847	邑楽館林農業協同組合
	渋川家畜市場	377-0004	群馬県渋川市半田元中島2760	全国農業協同組合連合会
埼玉県	深谷家畜市場	366-0051	埼玉県深谷市上柴町東2-29-1	埼玉県家畜商業協同組合
千葉県	J A 全農ちば八街家畜市場	289-1144	千葉県八街市八街口142	全国農業協同組合連合会
	千葉家畜市場	264-0021	千葉県千葉市若林区若松町432-35	千葉県家畜商業協同組合
神奈川県	神奈川県家畜市場	252-1124	神奈川県綾瀬市吉岡2645	神奈川県家畜商業協同組合
山梨県	山梨北部家畜市場	408-0104	山梨県北杜市須玉町小倉428	全国農業協同組合連合会山梨県本部
長野県	長野県中央家畜市場	397-0001	長野県木曾郡木曾町福島608-1	全国農業協同組合連合会長野県本部
	小諸家畜市場	384-0055	長野県小諸市大字柏木363	小諸家畜市場事業協同組合
静岡県	静岡県経済連袋井常設家畜市場	437-0065	静岡県袋井市堀越454-1	静岡県経済農業協同組合連合会
	静岡県家畜市場	418-0103	静岡県富士宮市上井出間遠3306	静岡県家畜商業協同組合
	静岡県経済連三島常設家畜市場	411-0935	静岡県駿東郡長泉町上長窪字中峰685	静岡県経済農業協同組合連合会
新潟県	全農新潟県本部上越家畜市場	942-0238	新潟県上越市大字青野字押切1696番地	全国農業協同組合連合会新潟県本部
	新潟県家畜商協同組合中央家畜市場	940-1139	新潟県長岡市高島町970	新潟県家畜商協同組合
	高千家畜市場	952-2222	新潟県佐渡市北川内字赤穂戸1109	佐渡農業協同組合
石川県	金沢家畜市場	920-3101	石川県金沢市才田町戊288-8	石川県家畜商業協同組合
	北陸三県家畜市場	920-3101	石川県金沢市才田町戊288-8	全国農業協同組合連合会

都道府県	家畜市場の名称	郵便番号	所在地	団体（開設者）名
岐阜県	関家畜流通センター	501-3928	岐阜県関市西田原字大河原441	全国農業協同組合連合会岐阜県本部 全国農業協同組合連合会岐阜県本部 岐阜県家畜商協同組合
	飛騨家畜流通センター	506-0001	岐阜県高山市冬頭町597	
	岐阜県中央家畜市場	500-8357	岐阜県岐阜市六条大溝4丁目4-7	
愛知県	豊橋家畜市場	441-8113	愛知県豊橋市西幸町字浜池89-1	愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県経済農業協同組合連合会
	新城家畜市場	441-1355	愛知県新城市上平井タイカ210	
三重県	全農三重県本部松阪家畜市場	515-0031	三重県松阪市大津町上金剛987番地	全国農業協同組合連合会三重県本部 全国農業協同組合連合会三重県本部
	伊賀家畜市場	518-0002	三重県伊賀市千歳73	
滋賀県	高島総合家畜市場	520-1611	滋賀県高島市今津町弘川249-1	高島総合家畜市場運営協議会
京都府	福知山市営家畜市場	620-0913	京都府福知山市牧小字神谷285	福知山市 全国農業協同組合連合会京都府本部
	中丹家畜市場	620-0913	京都府福知山市牧小字神谷285	
兵庫県	但馬家畜市場	667-0111	兵庫県養父市大藪1168番地	たじま農業協同組合 淡路畜産農業協同組合連合会
	淡路家畜市場	656-2142	兵庫県淡路市塩田新島3-2	
奈良県	宇陀家畜市場	633-0241	奈良県宇陀市榛原区下井足814-2	奈良県農業協同組合
鳥取県	鳥取県中央家畜市場	689-2542	鳥取県東伯郡琴浦町湯坂350-1	全国農業協同組合連合会鳥取県本部
鳥根県	西郷家畜市場	685-0006	鳥根県隠岐郡隠岐の島町有木野中15	全国農業協同組合連合会鳥根県本部 全国農業協同組合連合会鳥根県本部 全国農業協同組合連合会鳥根県本部 全国農業協同組合連合会鳥根県本部 全国農業協同組合連合会鳥根県本部 全国農業協同組合連合会鳥根県本部
	海士家畜市場	684-0403	鳥根県隠岐郡海士町大字海士字奥田1126	
	浦郷家畜市場	684-0211	鳥根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷字赤の江2145	
	知夫家畜市場	684-0100	鳥根県隠岐郡知夫村字田の上1086	
	鳥根中央家畜市場	699-0402	鳥根県松江市宍道町白石1720	
	西部家畜市場	699-3676	鳥根県益田市遠田町954	
岡山県	総合家畜市場	719-3205	岡山県真庭市草加部1810	全国農業協同組合連合会岡山県本部
広島県	三次一般家畜市場	728-0022	広島県三次市西酒屋町大久保511	全国農業協同組合連合会広島県本部 全国農業協同組合連合会広島県本部
	三次地域家畜市場	728-0022	広島県三次市西酒屋町大久保511	
山口県	長北家畜市場	758-0611	山口県阿武郡阿武郡福田下1380番地	全国農業協同組合連合会山口県本部 全国農業協同組合連合会山口県本部
	山口中央家畜市場	754-0897	山口県山口市嘉川にの割678-1	
徳島県	阿波市家畜市場	771-1705	徳島県阿波市居屋敷219	阿波市 全国農業協同組合連合会徳島県本部
	全農徳島県本部上板畜産センター	771-1344	徳島県板野郡上板町上六條字南開433-1	
香川県	香川県家畜市場	761-2102	香川県綾歌郡綾川町千疋字土橋竹谷乙341番地1	香川県農業協同組合
高知県	嶺北家畜市場	781-3401	高知県土佐郡土佐町土居沖田2-1	社団法人嶺北畜産協会 社団法人高岡郡高原畜産センター
	高原家畜市場	785-0502	高知県高岡郡津野町北川4903	
福岡県	福岡県南家畜市場	834-0023	福岡県八女市大字馬場859番地	八女郡市畜産農業協同組合
佐賀県	中央家畜市場（佐賀県）	846-0002	佐賀県多久市北多久町大字小侍1923-3	佐賀県経済農業協同組合連合会
長崎県	壱岐家畜市場	811-5732	長崎県壱岐市芦辺町国分東触678	壱岐市農業協同組合 対馬農業協同組合 ながさき西海農業協同組合 全国農業協同組合連合会长崎県本部 ながさき西海農業協同組合 ごとう農業協同組合
	対馬家畜市場	817-0322	長崎県対馬市美津島町鶏知甲880	
	ながさき西海農協平戸口中央家畜市場	859-4821	長崎県平戸市田平町大久保免1544	
	県南家畜市場	859-1115	長崎県雲仙市吾妻町永中名1283-1	
	宇久小値賀家畜市場	857-4811	長崎県佐世保市宇久町神浦郷715	
	五島家畜市場	853-0031	長崎県五島市吉木町938	
熊本県	熊本県家畜市場	869-1222	熊本県菊池郡大津町岩坂1485	熊本県畜産農業協同組合連合会 熊本市農業協同組合 球磨畜産農業協同組合 阿蘇農業協同組合 南阿蘇畜産農業協同組合 天草畜産農業協同組合
	熊本市家畜市場	861-2212	熊本県上益城郡益城町平田2450	
	球磨家畜市場	868-0302	熊本県球磨郡錦町大字一武1546	
	小国家畜市場	869-2501	熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1097	
	南阿蘇家畜市場	869-1603	熊本県阿蘇郡高森町色見2241	
	天草家畜市場	863-2171	熊本県天草市佐伊津町682	
大分県	豊後玖珠家畜市場	879-4414	大分県玖珠郡玖珠町大字大隈字柝場	全国農業協同組合連合会大分県本部 全国農業協同組合連合会大分県本部 全国農業協同組合連合会大分県本部
	豊後豊肥家畜市場	878-0004	大分県竹田市大字中	
	豊後北部家畜市場	879-1301	大分県杵築市山香町大字向野	
宮崎県	延岡家畜市場	889-0514	宮崎県延岡市櫛津町3060	東臼杵郡市畜産農業協同組合連合会 高千穂地区農業協同組合 児湯郡市畜産農業協同組合連合会 西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会 宮崎中央農業協同組合(畜産部) 宮崎県家畜商業協同組合 都城農業協同組合 南那珂郡市畜産農業協同組合連合会
	高千穂家畜市場	882-1101	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井883-1	
	児湯地域家畜市場	889-1406	宮崎県児湯郡新富町大字新田北畦原21696-1	
	小林地域家畜市場	886-0005	宮崎県小林市大字南西方1112	
	宮崎中央農業協同組合家畜市場	880-2101	宮崎県宮崎市大字跡江字土手外198	
	都城一般家畜市場	885-0004	宮崎県都城市都北町7294	
	都城地域家畜市場	885-0004	宮崎県都城市都北町7242	
	南那珂地域家畜市場	889-3532	宮崎県串間市大字大平5677	
鹿児島県	鹿児島中央家畜市場	899-2513	鹿児島県日置市伊集院町麦生田2810-1	鹿児島県経済農業協同組合連合会 鹿児島県経済農業協同組合連合会 鹿児島県経済農業協同組合連合会 鹿児島県経済農業協同組合連合会 鹿児島県経済農業協同組合連合会 鹿児島県経済農業協同組合連合会
	指宿中央家畜市場	891-0603	鹿児島県指宿市開聞十町1257-1	
	加世田家畜市場（休場中）	897-0003	鹿児島県南さつま市加世田川畑2280	
	肝属中央家畜市場	893-0037	鹿児島県鹿屋市田崎町1147番地1	
	曾於中央家畜市場	899-8212	鹿児島県曾於市大隅町月野1984	
	始良郡中央家畜市場	899-5114	鹿児島県霧島市華人町西光寺496-1	

都道府県	家畜市場の名称	郵便番号	所在地	団体（開設者）名
鹿児島県	薩摩中央家畜市場	895-1804	鹿児島県薩摩郡さつま町船木4730	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	出水中央家畜市場	899-0502	鹿児島県出水市野田町下名4000	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	種子島中央家畜市場	891-3601	鹿児島県熊毛郡中種子町納官3771-2	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	口永良部家畜市場	891-4208	鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島浜田543	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	笠利家畜市場	894-0502	鹿児島県奄美市笠利町万屋オオカリヨ1989	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	喜界家畜市場	891-6201	鹿児島県大島郡喜界町赤連山水2901-4	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	瀬戸内家畜市場	894-1531	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字手安田の又原894	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	徳之島中央家畜市場	891-8111	鹿児島県大島郡天城町西阿木名1286	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	沖永良部家畜市場	891-9131	鹿児島県大島郡和泊町内城472	鹿児島県経済農業協同組合連合会
	与論家畜市場	891-9301	鹿児島県大島郡与論町茶花1135	鹿児島県経済農業協同組合連合会
沖縄県	中部家畜市場	904-2233	沖縄県うるま市豊原54	沖縄県農業協同組合
	伊江村家畜市場	905-0501	沖縄県国頭郡伊江村字東江上1110-2	沖縄県農業協同組合
	今帰仁家畜市場	905-0401	沖縄県国頭郡今帰仁村仲宗根678番地	沖縄県農業協同組合
	宮古家畜市場	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里3107-563	沖縄県農業協同組合
	多良間家畜市場	906-0601	沖縄県宮古郡多良間村塩川2795-6番地	沖縄県農業協同組合
	八重山家畜市場	907-0002	沖縄県石垣市真栄里上原907	沖縄県農業協同組合
	黒島家畜市場	907-1311	沖縄県八重山郡竹富町字黒島556番地の1	沖縄県農業協同組合
	久米島家畜市場	901-3108	沖縄県島尻郡久米島町字比嘉島ノ前原208	沖縄県農業協同組合
	南部家畜市場	901-0406	沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原240番地	沖縄県農業協同組合 (財) 南部振興会

平成24年1月10日現在
 出典：生産局畜産部食肉鶏卵課調べ

家畜保健衛生所一覽

地方名	県名	家保名・支所名	病鑑家保	郵便番号	住所	電話	FAX						
北海道	北海道	石狩 渡島 檜山 後志 空知 上川 留萌 宗谷 網走 胆振 日高 十勝 釧路 根室 畜産振興課	○	062-0045 041-0824 043-0023 044-0083 079-0181 071-8154 098-3217 098-5738 090-0008 059-0462 056-0003 089-1182 084-0917 086-0214 060-8588	札幌市豊平区羊ヶ丘3番地 函館市西桔梗町555番地13 檜山郡江差町字田沢町281番地の1 虻田郡倶知安町字旭15番地 岩見沢市岡山町12番37号 旭川市東鷹栖4線15号 天塩郡幌延町元町6番地の1 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地 北見市大正323番地5号 登別市富浦町4丁目3番地 日高郡新ひだか町静内旭町2丁目88番地の5 帯広市川西町基線59番地6 釧路市大楽毛127番地の1 野付郡別海町別海緑町69番地 札幌市中央区北3条西6丁目	011-851-4779 0138-49-5444 0139-52-0707 0136-22-2010 0126-22-4212 0166-57-2232 01632-5-1226 01634-2-2106 0157-36-0725 0143-85-3231 0146-42-1333 0155-59-2021 0154-57-8775 0153-75-2439 011-204-5441	011-851-4780 0138-49-5446 0139-52-4226 0136-22-1554 0126-23-9676 0166-57-7626 01632-5-1165 01634-2-4340 0157-36-5801 0143-85-1562 0146-42-0542 0155-59-2571 0154-57-6125 0153-75-2737 011-232-1064						
		東北	青森	青森 八戸 十和田 むつ つがる 畜産課	○	030-0911 039-1101 034-0093 035-0072 038-3151 030-8570	青森市大字合子沢松森395-1 八戸市大字尻内町字毛合清水7-2 十和田市西12番町19-23 むつ市金谷2-18-25 つがる市木造若竹2-1 青森市長島1-1-1	017-764-1744 0178-27-7415 0176-23-6235 0175-22-1254 0173-42-2276 017-734-9498	017-728-0335 0178-27-7418 0176-23-3044 0175-22-1259 0173-42-6087 017-734-8144				
				岩手	中央 県南 県北 畜産課	○	020-0173 023-0003 028-6222 020-8570	岩手郡滝沢村滝沢字砂込390-5 奥州市水沢区佐倉河字東館41-1 九戸郡軽米町大字山内23-9-1 盛岡市内丸10-1	019-688-4011 0197-23-3531 0195-49-3006 019-629-5722	019-688-4012 0197-23-3593 0195-49-3008 019-629-0201			
					宮城	大河原 仙台 北部 東部 畜産課	○	989-1243 983-0832 989-6117 987-0511 980-8570	柴田郡大河原町字南129-1 (大河原合庁内) 仙台市宮城野区安養寺3-11-22 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合庁内) 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 (登米合庁内) 仙台市青葉区本町3-8-1	0224-53-2513 022-257-0921 0229-91-0730 0220-22-2395 022-211-2854	0224-52-1392 022-295-0984 0229-91-0220 0220-21-1270 022-211-2859		
						秋田	北部 中央 南部 畜産振興課	○	018-3454 011-0904 014-0011 010-8570	北秋田市脇神字高村岱92 秋田市寺内蛭根1-15-5 大仙市富士見町6-55 秋田市山王4-1-1	0186-62-2715 018-864-0401 0187-62-5354 018-860-1808	0186-62-0146 018-862-7132 0187-66-1849 018-860-3822	
							山形	中央 最上 置賜 庄内 畜産課	○	990-2161 996-0002 999-2232 997-1301 990-8570	山形市大字漆山736 新庄市金沢字大道上2034 南陽市三間通444 東田川郡三川町大字横山字畑田139 山形市松波2-8-1	023-686-4410 0233-29-1357 0238-43-3217 0235-68-2151 023-630-2470	023-686-5715 0233-23-2944 0238-43-5249 0235-66-2466 023-630-3257
			福島	県北 県中 県南 会津 相双 いわき 畜産課				○	960-8132 963-8041 961-0053 965-0077 975-0033 973-8402 960-8670	福島市東浜町5-18 郡山市富田町字満水田2 白河市字中田289 会津若松市高野町大字上高野字村前90 南相馬市原町区高見町1-276-1 いわき市内郷御殿町字長町107-1 福島市杉妻町2-16	024-531-1301 024-923-1661 0248-27-1221 0242-25-0599 0244-24-3451 0246-23-3117 024-521-7364	024-531-6810 024-923-4555 0248-27-1229 0242-25-0799 0244-24-3614 0246-23-3147 024-521-7939	
				関東	茨城	県北 鹿行 県南 県西 畜産課		○	310-0002 311-1517 300-0051 300-4516 310-8555	水戸市中河内町966-1 鉾田市鉾田1367-3鉾田合同庁舎内 土浦市真鍋5-17-26土浦合同庁舎内 筑西市新井新田42-4 水戸市笠原町978番6	029-225-3241 0291-33-6131 029-822-8518 0296-52-0345 029-301-3982	029-224-6661 0291-33-4494 029-822-7375 0296-52-4870 029-301-3999	
						栃木	県央 県南 県北 畜産振興課	○	321-0905 328-0002 329-2713 320-8501	宇都宮市平出工業団地6-8 栃木市惣社町1439-20 那須塩原市緑2-12-14 宇都宮市塙田1-1-20	028-689-1200 0282-27-3611 0287-36-0314 028-623-2352	028-689-1279 0282-27-4144 0287-37-4825 028-623-2353	
							群馬	中部 西部 吾妻 利根沼田 東部 家畜衛生研究所 畜産課	○	379-2165 370-0074 377-0425 378-0031 373-0805 371-0103 371-8570	前橋市上長磯町315 高崎市下小島町233 吾妻郡中之条町西中之条50 沼田市薄根町4412 太田市八重笠町361-3 前橋市富士見町小暮2425-3 前橋市大手町1-1-1	027-261-0314 027-362-2261 0279-75-2240 0278-24-3888 0276-45-2041 027-288-2106 027-226-3111	027-263-3002 027-362-2260 0279-75-6391 0278-24-3889 0276-45-9994 027-288-2161 027-223-3095
								埼玉	中央 川越 熊谷 畜産安全課	○	331-0821 350-0837 360-0813 330-9301	さいたま市北区別所町107-1 川越市石田152 熊谷市門光1-8-30 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-663-3071 049-225-4141 048-521-1274 048-830-4175
			千葉						中央 (佐倉) 東部 南部 北部 畜産課	○	262-0011 285-0072 283-0064 296-0033 287-0004 260-8667	千葉市花見川区三角町656 佐倉市岩富町497 東金市川場1105-3 鴨川市八色52 香取市岩ヶ崎台12-1 千葉市中央区市場町1-1	043-250-4141 043-498-1413 0475-52-4101 04-7092-2304 0478-54-1291 043-223-2938
				東京	東京 (大島支所) (三宅支所) (八丈支所) 食料安全課	○			190-0013 100-0101 100-1211 100-1401 163-8001	立川市富士見町3-19-4 大島町元町小清水273-1 三宅村坪田4357-1 八丈町大賀郷4341-11 新宿区西新宿2-8-1	042-524-8001 04992-2-1123 04994-6-1414 04996-2-0504 03-5320-4845	042-523-4286 04992-2-2988 04994-6-0115 04996-2-2083 03-5388-1456	

地方名	県名	家保名・支所名	病鑑家保	郵便番号	住所	電話	FAX	
関東	神奈川	県央	○	243-0417	海老名市本郷3658	046-238-9111	046-238-9124	
		東部出張所		226-0015	横浜市緑区三保町2076	045-934-2378	045-934-5432	
		湘南		259-1215	平塚市寺田縄345	0463-58-0152	0463-58-5679	
		西部出張所 畜産課		258-0021 231-8588	足柄上郡開成町吉田島2489-2 横浜市中区日本大通1	0465-83-3003 045-210-4518	0465-82-6330 045-210-8850	
	山梨	東部	○	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-1	055-262-3166	055-262-3108	
		西部 畜産課		407-0024 400-8501	韮崎市本町3-5-24 北巨摩合庁別館 甲府市丸の内1-6-1	0551-22-0771 055-237-1111	0551-22-6728 055-223-1609	
	長野	佐久 (上田支所)		385-0035	佐久市瀬戸字中庭1111-179	0267-62-4123	0267-63-3002	
				386-8555	上田市材木町1-2-6	0268-23-1630	0268-25-7160	
		伊那		396-0026	伊那市西町5764	0265-72-2782	0265-72-2765	
		飯田		395-0034	飯田市追手町2-678	0265-53-0440	0265-53-0441	
		松本 長野 園芸畜産課	○	390-0851 380-0944 380-8570	松本市島内西川原6931 長野市安茂里米村1993 長野市大字南長野字幅下692-2	0263-47-3223 026-226-0923 026-235-7232	0263-47-0101 026-227-2665 026-235-7481	
	静岡	東部 (富士分室)		419-0114	田方郡函南町仁田101	055-978-3131	055-978-9642	
			416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2392	0545-64-8430		
中部		○	427-0007	島田市野田1120-1	0547-37-1158	0547-37-1163		
西部 (浜松分室) 畜産課			438-8558 431-3111 420-8601	磐田市見付3599-4 浜松市東区中郡町392 静岡市葵区追手町9-6	0538-37-2276 053-434-2921 054-221-2743	0538-37-2275 053-434-2923 054-273-1123		
北陸	新潟	中央 (佐渡支所)	○	959-0423	新潟市西蒲区旗屋686	0256-88-3141	0256-88-3185	
				952-1209	佐渡市千種264	0259-63-2676	0259-63-4781	
		下越		957-0015	新発田市東新町1-7-6	0254-22-3067	0254-24-4022	
		中越		949-7413	魚沼市堀之内2914-2	025-794-2121	025-794-5400	
		上越 畜産課		943-8551 950-8570	上越市本城町5-6 新潟市中央区新光町4-1	025-526-9441 025-280-5308	025-522-1724 025-280-5010	
	富山	東部	○	939-3548	富山市水橋金尾新46	076-479-1106	076-479-1140	
		西部 農業技術課		939-1308 930-8501	砺波市三郎丸343 富山市新総曲輪1-7	0763-33-2315 076-444-3289	0763-33-6320 076-444-4409	
	石川	南部	○	920-3101	金沢市才田町戊324-2	076-257-1262	076-257-2122	
		北部 能登駐在所 農業安全課(家畜衛生) 生産流通課(畜産振興)		929-2126 927-0602 920-8580	七尾市大津町1-47 鳳珠郡能登町字松波28-48 金沢市鞍月1-1	0767-68-3636 0768-72-2260 076-225-1627 076-225-1623	0767-68-6295 0768-72-2262 076-225-1628 076-225-1624	
	福井	福井県 嶺南家畜保健衛生所センター 園芸畜産課	○	918-8226 919-1321 910-8580	福井市大畑町69-10-1 三方上中郡若狭町上野3-1-3 福井市大手3-17-1	0776-54-5104 0770-45-0191 0776-20-0439	0776-54-5966 0770-45-0190 0776-20-0651	
		東海	岐阜	岐阜	○	500-8388	岐阜市今嶺4-2-22	058-272-6110
	西濃				503-0838	大垣市江崎町422-3	0584-73-1111	0584-73-4422
中濃				505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111	0574-27-3092	
東濃				509-7203	恵那市長島町正家後田1067-71	0573-26-1111	0573-25-7669	
飛騨 畜産課				506-8688 500-8570	高山市上岡本町7-468 岐阜市藪田南2-1-1	0577-33-1111 058-272-8446	0577-32-9019 058-278-2694	
愛知	西部 (尾張支所)			470-2324	知多郡武豊町字内飽1-2	0569-72-0344	0569-72-2770	
				486-0851	春日井市篠木町8-2673-5	0568-81-1874	0568-82-8475	
	中央 (豊田加茂支所)		○	444-0805	岡崎市美合町地蔵野1-306	0564-51-5183	0564-54-5129	
三重	東部 (新城設楽支所) 畜産課			471-0067 441-8113 441-1344 460-8501	豊田市栄生町3-25 豊橋市西幸町字古並51-1 新城市野田字上市場26-2 名古屋市中区三の丸3-1-2	0565-32-0459 0532-45-1141 0536-22-0549 052-954-6424	0565-35-0674 0532-48-8943 0536-23-4952 052-954-6934	
	北勢			510-0064	四日市市新正4-19-26	059-351-1085	059-353-1591	
	中央 (伊賀支所)		○	514-0061	津市一身田上津部田1742-1	059-246-8611	059-221-6331	
	南勢 紀州 農畜産室			518-8533 515-0217 519-4324 514-8570	伊賀市四十九町2802 松阪市早馬瀬町83-2 熊野市井戸町383 津市広明町13	0595-24-8170 0598-28-2266 0597-89-2455 059-224-2544	0595-24-8176 0598-28-5851 0597-89-2197 059-223-3296	
近畿	滋賀	滋賀県 (北西部支所) 畜産課	○	523-0813 520-1611 520-8577	近江八幡市西本郷町226-1 高島市今津町弘川249-1 大津市京町4-1-1	0748-37-7511 0740-22-2145 077-528-3853	0748-37-4821 0740-22-6681 077-528-4883	
		京都	山城		610-0121	城陽市寺田北山田31-47	0774-52-2040	0774-52-2030
	南丹			629-0165	南丹市八木町木原北東荘18	0771-42-3308	0771-42-5117	
	中丹 丹後 畜産課		○	620-0866 629-2302 602-8570	福知山市半田371-2 与謝郡与謝野町字下山田616 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	0773-25-1860 0772-43-1125 075-414-4987	0773-25-1861 0772-43-1124 075-414-4982	
	大阪	大阪府 動物愛護畜産課	○	598-0048 559-8555	泉佐野市りんくう往来北1-59 大阪市住之江区南港北1-14-16	072-458-1151 06-6610-9618	072-458-1152 06-6613-6276	
		兵庫	姫路 (神戸出張所)	○	670-0081	姫路市田寺東2-10-16	079-294-1807	079-294-0948
				651-2304	神戸市西区神出町小東野30-19	078-965-2553	078-965-3082	
	和田山		○	669-5243	朝来市和田山町高田666-1	079-673-2331	079-672-0506	
	洲本 畜産課		○	656-0011 650-8567	洲本市炬口1-1-18 神戸市中央区下山手通5-10-1	0799-22-5606 078-341-7711	0799-22-2856 078-341-8123	
	奈良	奈良(業務第1課)	○	639-1123	大和郡山市筒井町600-3	0743-59-1700	0743-59-1740	
		(業務第2課) 畜産課		639-2204 630-8501	御所市南十三152-1 奈良市登大路町30	0745-62-2440 0742-22-1101	0745-62-8771 0742-22-1471	
	和歌山	紀北	○	640-8483	和歌山市園部1291	073-462-0500	073-462-5253	
紀南 (東牟婁支所) 畜産課			649-2103 649-5142 640-8585	西牟婁郡上富田町生馬321-10 東牟婁郡那智勝浦町下里490 和歌山市小松原通り1-1	0739-47-0974 0735-58-1481 073-432-4111	0739-47-2483 0735-58-1482 073-431-0904		

地方名	県名	家保名・支所名	病鑑家保	郵便番号	住所	電話	FAX
中四国	鳥取	鳥取 倉吉 西部 畜産課	○	680-1132	鳥取市国安210	0857-53-2240	0857-53-6352
				682-0017	倉吉市清谷町2-132	0858-26-3341	0858-26-8164
	島根	松江 (隠岐支所) 出雲 江津 益田 食料安全推進課 家畜病性鑑定室 食料安全推進課	○	689-4213	西伯郡伯耆町金屋谷1540-17	0859-62-0140	0859-62-0143
				680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7286	0857-26-7292
				699-0109	松江市東出雲町錦浜474-2	0852-52-5230	0852-52-3377
				685-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9690	08512-2-9657
				699-0822	出雲市神西沖町918-4	0853-43-7900	0853-43-2801
				695-0011	江津市江津町1016-13	0855-52-3111	0855-52-4216
				698-0025	益田市あけぼの西町22-2	0856-22-2466	0856-22-8710
				699-0822	出雲市神西沖町918-4	0853-43-2455	0853-43-2442
				690-8501	松江市殿町1	0852-22-5137	0852-22-6043
				岡山	岡山(家畜保健衛生課) (家畜病性鑑定課)	○	709-2123
			0867-24-3855				0867-24-3856
	714-1225	小田郡矢掛町浅海345	0866-84-8221				0866-84-8233
	719-2122	高梁市高倉町田井860	0866-22-2077				0866-22-7882
	717-0013	真庭市勝山1884-16	0867-44-2231				0867-44-5060
	708-1117	津山市草加部547-8	0868-29-0040				0868-29-3140
	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7431				086-224-2155
	739-0013	東広島市西条御条町1-15	082-423-2441				082-424-1826
	720-8511	福山市三吉町1-1-1	084-921-1311				084-921-1229
727-0011	庄原市東本町1-4-1	0824-72-2015	0824-72-7334				
広島	西部 東部 北部 畜産課	○	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3598	082-228-0396	
			742-0031	柳井市南町1-10-3	0820-22-2416	0820-22-2453	
			754-0897	山口市嘉川671-5	083-989-2517	083-989-2518	
			750-0421	下関市豊田町殿敷1892	0837-66-1018	0837-66-0239	
			758-0061	萩市椿3621-1	0838-22-5677	0838-22-2285	
			753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3430	083-933-3449	
			770-0045	徳島市南庄町5-94	088-631-8950	088-631-8938	
			774-0013	阿南市日開野町谷田483-3	0884-22-0304	0884-22-2225	
			776-0002	吉野川市鴨島町麻植塚136-3	0883-24-2029	0883-24-1397	
			779-4703	三好郡東みよし町中庄856-1	0883-82-2397	0883-82-4843	
香川	徳島 (阿南支所) 西部 西部(東みよし庁舎) 畜産課	○	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2419	088-621-2857	
			761-0701	木田郡三木町池戸3196	087-898-1121	087-898-9558	
			761-4122	小豆郡土庄町上庄28-1	0879-62-0359	0879-62-1438	
			765-0022	善通寺市稲木町9-2	0877-62-0020	0877-62-3299	
			769-1503	三豊市豊中町笠田竹田438-1	0875-62-6109	0875-62-6129	
			760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3428	087-806-0204	
			793-0072	西条市水見乙2025	0897-57-9122	0897-57-9155	
			794-0026	今治市別宮町9-1-50	0898-22-0430	0898-22-0438	
			791-3133	伊予郡松前町昌農内641	089-984-1440	089-984-9795	
			796-8010	八幡浜市五反田1番耕地18-3	0894-22-0328	0894-22-0343	
愛媛	東予 (今治支所) 中予 南予 (宇和島支所) 家畜病性鑑定所 畜産課	○	798-0020	宇和島市高串字丁田1番耕地	0895-22-1294	0895-22-9316	
			791-3133	伊予郡松前町昌農内641	089-984-1220	089-984-9795	
			790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2575	089-912-2574	
			781-1102	土佐市高岡町乙3229	088-852-7730	088-852-7733	
			781-6410	安芸郡田野町903-8	0887-38-2543	0887-38-4152	
			782-0012	香美市土佐山田町加茂777	0887-52-3069	0887-53-1359	
			781-3521	土佐郡土佐町田井1370-7	0887-82-0054	0887-82-0094	
			787-0019	四万十市具同相の沢5208	0880-37-2148	0880-37-5326	
			786-0008	高岡郡四万十町榊山町2-12	0880-22-1124	0880-22-4440	
			785-0610	高岡郡髙原町髙原1629	0889-65-0392	0889-65-1241	
九州	福岡	○	812-0051	福岡市東区箱崎ふ頭4-14-5	092-633-2920	092-633-2851	
			820-0201	嘉麻市漆生587-8	0948-42-0214	0948-42-1376	
			839-0861	久留米市合川町1642-1	0942-30-1037	0942-35-9198	
			833-0041	筑後市大字和泉606-1	0942-53-2405	0942-53-2723	
			812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3498	092-643-3517	
			849-0928	佐賀市若楠2-7-4	0952-31-2211	0952-34-1046	
			847-0323	唐津市鎮西町岩野225-1	0955-82-3841	0955-51-1024	
			843-0024	武雄市武雄町富岡12266	0954-22-3185	0954-20-1013	
			840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7122	0952-25-7309	
			長崎	○	854-0063	諫早市貝津町3118	0957-25-1331
	853-0031	五島市吉久木町725-3			0959-72-3379	0959-72-1023	
	858-0911	佐世保市竹辺町92			0956-48-3831	0956-48-3832	
	859-1415	島原市有明町大三東戊908-1			0957-68-1177	0957-68-2056	
	811-5734	壱岐市芦辺町国分本村触1385-1			0920-45-3031	0920-45-3386	
	817-0322	対馬市美津島町難知乙110-4			0920-54-2179	0920-54-3149	
	850-8570	長崎市江戸町2-13			095-895-2955	095-895-2593	
	861-4215	熊本市城南町沈目1666			0964-28-6021	0964-28-7412	
	861-0304	山鹿市鹿本町御宇田198-5			0968-46-2075	0968-46-3332	
	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地2639-1			0967-22-0041	0967-22-4612	
	熊本	○	868-0042	人吉市蟹作町一本杉1237-1	0966-22-3814	0966-22-3617	
863-0002			天草市本渡町本戸馬場1706-3	0969-22-3668	0969-24-4393		
862-8570			熊本市水前寺6-18-1	096-333-2402	096-381-7611		
870-1153			大分市小野鶴字原442	097-541-5241	097-542-0086		
879-7111			豊後大野市三重町赤嶺2328-8	0974-22-0179	0974-22-7762		
879-4414			玖珠郡玖珠町大字大隈1038-1	0973-72-0313	0973-72-4674		
879-1135			宇佐市大字和気1290	0978-37-0473	0978-37-3110		
870-8501			大分市大手町3-1-1	097-506-3684	097-506-1762		

地方名	県名	家保名・支所名	病鑑家保	郵便番号	住所	電話	FAX
	宮崎	宮崎 都城 延岡 畜産課家畜防疫対策室	○	880-0212 889-4505 882-0882 880-8501	宮崎市佐土原町下那珂3151-1 都城市高崎町大牟田4213-1 延岡市小野町4234 宮崎市橘通東2-10-1	0985-73-1377 0986-62-5151 0982-32-4308 0985-26-7139	0985-73-7922 0986-62-5155 0982-33-7837 0985-26-7329
	鹿児島	鹿児島中央 (熊毛支所) (大島支所) (徳之島支所) 南薩 北薩 始良 曾於 肝属 畜産課	○	899-2201 891-3604 894-0512 891-7101 897-0302 895-0067 899-5241 899-7601 893-0025 890-8577	日置市東市来町湯田1678 熊毛郡中種子町野間6065 奄美市笠利町中金久77 大島郡徳之島町亀津913 南九州市知覧町郡4210-18 薩摩川内市上川内町5568-1 始良市加治木町木田1641-1 志布志市松山町新橋21-17 鹿屋市西祓川町145-1 鹿児島市鴨池新町10-1	099-274-7555 0997-27-0036 0997-63-0045 0997-83-0074 0993-83-2156 0996-22-2184 0995-62-3070 099-487-2351 0994-43-2515 099-286-3224	099-274-7556 0997-27-0136 0997-55-2338 0997-83-0121 0993-83-2157 0996-22-2183 0995-62-3454 099-487-2043 0994-43-2516 099-286-5599
	沖縄	沖縄 北部 中央 宮古 八重山 家畜衛生試験場 畜産課	○	905-0012 901-1202 906-0012 907-0022 900-0024 900-8570	名護市字名護4606-4番地 南城市大里字大里2505 宮古島市平良西里1951 石垣市字大川99 那覇市古波蔵112 那覇市泉崎1-2-2	0980-52-2939 098-945-2297 0980-72-3321 0980-82-2041 098-832-1515 098-866-2269	0980-53-3311 098-945-3467 0980-72-6673 0980-83-8292 098-853-7376 098-866-8411

平成 24 年 3 月

編集・発行 社団法人 日本家畜商協会

〒104-0033 東京都中央区新川 2 - 6 - 16

馬事畜産会館

電 話 0 3 - 3 2 9 7 - 5 5 4 5

F A X 0 3 - 3 2 9 7 - 5 5 4 8